

令和元年度 厚生労働省委託事業
生活困窮者自立支援制度における
専門スタッフ派遣及び研修に関する広報一式
事業実績報告書



ブロック研修



全国研究交流大会

自治体コンサルタント



令和2年3月

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

目次

はじめに	1
I. 目的	2
II. 事業の概要	2
III. 事業の詳細	
1. 専門スタッフ派遣	3
1-1 目的	5
1-2 公募・選定・実施の流れ	5
1-3 実施自治体・実施事業・講師	9
1-4 実施日程	10
1-5 実施自治体からの報告	12
1-6 成果と課題	123
1-7 スケジュール	124
1-8 事業運営・実施体制	125
1-9 資料	126
2. ブロック別研修	151
2-1 目的	153
2-2 企画立案・実施の流れ	153
2-3 カリキュラム・講師	155
2-4 受講者アンケート結果	157
2-5 成果と課題	165
2-6 スケジュール	172
2-7 事業運営・実施体制	173
2-8 資料	174
3. 全国研究交流大会	185
3-1 目的	187
3-2 企画立案・実施の流れ	187
3-3 スケジュール	190
3-4 事業運営・実施体制	191

はじめに

近年、社会経済状況の変化に伴い、生活困窮に陥るリスクの高い人々や生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要とされてきた。そうした背景を踏まえ、生活困窮者を体系的に支援する事業等を定めた生活困窮者自立支援法が平成25年12月に成立し、平成27年4月から施行され、全国の自治体において生活困窮者支援の取り組みが実施されている。

平成30年度には法施行3年を経て、制度の在り方についての見直しが行われ、同年10月1日に改正法が施行された。法改正に向けた議論においても、自治体によって支援の質に差が生じていることが指摘された。また、同年4月の厚生労働省の調査によると、任意事業の実施率は、就労準備支援事業48%、家計改善支援事業45%、子どもの学習・生活支援事業59%、一時生活支援事業31%で、出口支援としての任意事業を実施していない自治体が半数にも上ることが分かった。

平成31年3月には内閣府から40歳から64歳までのひきこもりが61万人を超え、そのうち半数近くが7年以上ひきこもっていると推計されると発表され、15歳から39歳のひきこもりの推計54万人と併せて、115万人にも上ることが明らかになった。同年5月には、経済財政諮問会議からは、就職氷河期世代がそのまま高齢期を迎えると生活保護受給者が増大する見通しが示された。

このような社会状況の中で、どこにも相談できず、生きづらさを抱えながら生活されている多くの人々やそのご家族をどのように支えていくかが改めて問われている。従来の縦割りの支援窓口を越えて、様々な困難を抱える人々を受け留め、繋がり続けながら支援をしていく生活困窮者自立支援事業がますます求められているのではないかと考える。

事業強化に向けて、多様で複合的な課題を有する生活困窮者への支援が全国的に適切に実施されること、加えてそのような生活困窮者からの相談を受け留める支援員がバーンアウトしないように支援員を支える研修や、支援員同士が繋がることのできる仕組みがこれまで以上に必要となっている。

本事業では、それらの課題への実効性を高めるために、生活困窮者自立支援事業を実施している自治体へ専門的な立場から助言や情報提供を行う専門スタッフ派遣事業と全国を6つのブロックに分けてブロック内の支援員が相互交流・支援スキルの向上を図ることができるブロック別研修の実施に取り組んだ。また、支援に携わる全国の自治体職員と支援員、学識者等が一堂に会して学び合い、励まし合ってきた生活困窮者自立支援全国研究交流大会について、第6回となる本年度の大会より、厚生労働省の委託事業として取り組んだ。これらの事業を通して、一人でも多くの生活困窮者へ質の高い支援へ繋がることを願ってやまない。

本事業の実施にあたって、専門スタッフとして全国の自治体への支援を担当した講師の皆様や、ブロック別研修や全国研究交流大会の講師として登壇いただいた講師の皆様等、関係者各位のご協力に感謝を申し上げたい。

令和2年3月
一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

I.目的

全国の自治体への専門スタッフの派遣や、全国6ブロックでの研修、全国研究交流大会を実施することで、生活困窮者自立支援制度に携わる行政職員や支援員へのノウハウの伝授、都道府県を越えた交流や情報の交換の促進を図る。

これらの取り組みによって、多様で複合的な課題を有する生活困窮者への支援が全国的に適切に行われるように支援することを目的としている。

II.事業概要

今年度は、以下の3事業を実施する。別事業として当ネットワークが受託している「生活困窮者自立支援制度における情報共有サイト運營業務」と連携し、本事業の情報についても随時アップしていく等、事業の相乗効果を図っていく。

◆専門スタッフ派遣事業（自治体コンサルタント）

専門スタッフの派遣を希望する自治体（福祉事務所設置自治体）を都道府県を通して公募したところ、47自治体より応募があった。厚生労働省と協議の上、30自治体を選定し、各自治体と相談の上、各自治体1～3事業に絞り、計54事業へのコンサルタントを13人の講師で実施した。

◆6ブロック別研修

全国の47都道府県を6ブロックに分け、各ブロックで開催県と当ネットワークで企画を検討して、令和2年1月から2月にかけて、講演とグループワークを中心とした半日もしくは1日のプログラムで実施した。

6ブロックは以下の通り。

北海道・東北ブロック

関東・甲信越ブロック

東海・北陸ブロック

近畿ブロック

中国・四国ブロック

九州・沖縄ブロック

◆第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会（仙台市）

第6回となる全国研究交流大会を宮城県仙台市の東北福祉大学にて2日間にわたって開催した。1日目は全体会として、講演とシンポジウム、2日目は10の分科会を実施し、全国から参加した支援に携わる行政職員、支援員等1000人を超える人々がより良い支援を行っていくための学びと明日への活力を得る場となった。

専門スタッフ派遣（自治体コンサルタント）
事業詳細

Ⅲ.事業の詳細

1. 専門スタッフの派遣(自治体コンサルタント)

1-1 目的

平成29年度の社会福祉推進事業として10自治体で自治体コンサルタントを実施した際に、各自治体が抱えている課題にあわせて助言を行ったことで事業が円滑に実施され、事業実績が向上するなどの効果が現れ、自治体からも好評価を得た。

制度施行から3年後の平成30年度の改正では、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体実施の促進、子どもの学習支援については、子どもの学習だけでなく生活支援としての強化等、生活困窮者自立支援制度全体の強化策が打ち出された。一方で、法改正の検討の過程において、自治体間での支援格差や支援員の育成等の課題が明らかになった。

そのような状況にあって、全国の自治体が支援をすすめていくためには、それぞれが抱える課題を明らかにし、支援が適切に行えるようになるための助言等が必要と考えられる。

そのための解決策の一つとして、都道府県、指定都市、中核市、及び福祉事務所を設置している市町村のうち、助言等を希望する自治体へ、専門スタッフを派遣し、当該自治体の事業実施上の課題や支援の強化のためのノウハウの伝授に取り組むこととした。

自治体コンサルタント事業を通して、支援員のバーンアウトを防ぎ、支援のスキルの向上を図り、全国の自治体間の支援格差を解消し、生活困窮者への支援が適切に行われることを目的とした。

1-2 公募・選定・実施の流れ

① 公募

7月5日に、福祉事務所設置自治体(905自治体)へ都道府県を通して、自治体コンサルタントサービスの希望自治体を公募したところ、7月31日までに47自治体より応募があった。公募の際に、コンサルタントサービスを希望する事業を5事業(※1)から選択してもらったところ、1~5事業の希望が出された。(図2「利用申し込み自治体一覧」参照)

※1 5事業

- 自立相談支援事業
- 就労準備支援事業
- 家計改善支援事業
- 子どもの学習・生活支援事業
- 一時生活支援事業

図2 「利用申し込み自治体一覧（申し込み順）（○はコンサルタント希望事業）

	自治体名	自立	就労	家計	子ども	一時	他
1	滋賀県●●市	○	○	○	○	○	
2	熊本県●●市	○	○			○	
3	山形県●●市				○		
4	岐阜県●●市	○	○	○			
5	広島県●●市			○			
6	広島県●●市		○		○		
7	広島県●●市		○				
8	奈良県●●市	○		○			
9	奈良県●●市	○		○			
10	愛知県●●市	○	○	○			
11	愛知県●●市		○				
12	香川県●●市			○			
13	福島県●●市			○			
14	千葉県●●市	○	○	○	○	○	
15	千葉県●●市		○				
16	千葉県●●市		○		○		
17	静岡県●●市	○	○	○	○		
18	北海道●●市		○				
19	兵庫県●●市	○		○			
20	兵庫県●●市		○	○			
21	兵庫県●●市	○					
22	兵庫県●●市		○	○			
23	兵庫県●●市	○		○			
24	大分県●●市		○	○			
25	大分県●●市		○	○	○		
26	秋田県●●市	○	○	○			
27	神奈川県●●市						○
28	福井県●●市		○				
29	山口県●●市	○	○	○		○	
30	山口県	○	○	○	○		○
31	福岡県●●市	○	○	○	○	○	
32	三重県●●市	○					
33	東京都●●●	○	○	○	○	○	
34	東京都●●●	○	○	○			
35	東京都●●市	○	○	○	○		
36	東京都●●市	○		○			
37	大阪府●●市			○		○	
38	大阪府●●市			○			
39	大阪府●●市		○	○	○		
40	大阪府●●市	○	○	○			
41	大阪府●●●		○		○		
42	石川県●●市		○	○	○		
43	沖縄県●●市		○	○			
44	沖縄県						○
45	沖縄県●●市	○	○	○	○		
46	長野県●●市	○		○			
47	長野県	○	○	○	○		
計	47	24	31	33	16	7	3

②選定

応募のあった47自治体の中から、選定基準(※2)に基づいて30自治体を選定し、コンサルタントを実施する事業を決定した。(図3「選定30自治体一覧」参照)

図3「選定30自治体一覧」

自治体名	自立	就労	家計	子ども	一時	
北海道●●市		○				
秋田県●●市	◎	◎	/			
福島県●●市			○			
千葉県●●市		◎		◎		
千葉県●●市		○				
東京都●●市	/	◎	○	/		
東京都●●市	◎		○			
長野県	/	◎	/	◎		
石川県●●市		○	○	/		
岐阜県●●市	/	○	○			
愛知県●●市		○				
愛知県●●市	◎	◎	/			
滋賀県●●市	◎	◎	/	/	◎	
大阪府●●市		◎	○	/		
大阪府●●市			◎		◎	
大阪府●●市			○			
大阪府●●●		○		○		
兵庫県●●市	◎		○			
兵庫県●●市	◎		○			
兵庫県●●市		○	○			
奈良県●●市	◎		◎			
奈良県●●市	◎		◎			
広島県●●市			○			
広島県●●市		○				
山口県	/	◎	◎	/		
香川県●●市			○			
福岡県●●市	◎	○	/	/	○	
熊本県●●市	/	◎			◎	
大分県●●市		○	○	○		
沖縄県●●市		○	○			
						計
◎事業実施中	9	9	4	2	2	26
○事業未実施		11	14	2	1	28

※ / 今回コンサルタントをしない事業

※2 選定基準

- ・新規で任意事業を立ち上げる自治体
 - ・任意事業の実績から課題を抱えていると推測される自治体
 - ・コンサル希望の内容が明確で特徴的な自治体
- 等を中心に、実施自治体(市町村・都道府県)や実施形態(直営・委託)を考慮し、全国的な偏りが生じないように選定。

③派遣する専門スタッフ（講師）の選定

生活困窮者自立支援制度への知見を十分に有し、かつ略歴、資格、実務経験等に照らして適切な候補者を、以下の通り選定した。

その際、生活困窮者自立支援全国研究交流大会や生活困窮者自立支援事業従事者養成研修の登壇者、当ネットワークの役員・社員等から自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援、一時生活支援の、それぞれの事業分野について適切な助言ができる講師とした。

自治体コンサルタント講師一覧（50音順）

相原 真樹	釧路社会的企業創造協議会事務局長
菊池 英人	小樽市福祉部主幹（地域福祉計画担当）
高橋 尚子	京都自立就労サポートセンター主任自立就労相談支援員・チーフパーソナルサポーター
田嶋 康利	生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事 日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会専務理事
立岡 学	NPO 法人ワンファミリー仙台理事長
谷口 仁史	生活困窮者自立支援全国ネットワーク研修委員 NPO 法人スチューデント・サポート・フェイス代表
名嘉 泰	沖縄県労働者福祉基金協会統括コーディネーター
西岡 正次	生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事 A ⁺ ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）就労支援室長
平田 智子	ユニバーサル就労ネットワークちば副理事長
藤村 貴俊	京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター
山田 耕司	NPO 抱樸常務理事
行岡 みち子	生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 グリーンコープ生活協同組合連合会常務理事
渡辺 由美子	NPOキッズドア理事長

④自治体への通知

8月27日に、応募のあった47自治体へ、都道府県を通して選定結果を通知した。その際、選定した30自治体へは、事業実績や自治体の課題認識等をコンサルタントに出向く前に整理してもらい、講師も事前に情報を得てコンサルタントに臨めるように事前アンケートを送付した。

⑤30自治体との実施へ向けた調整

各自治体へは、個別にコンサルタントサービスを行う事業を1～3事業に絞っていただくように相談し、コンサルタントを実施する事業を基本2事業までに調整した。但し、新規事業の立ち上げへ向けたコンサルタントを3事業希望した自治体については3事業実施とし、講師が兼任でコンサルタントを担当できる事業については可能な範囲で実施することを申し合わせた。

9月中に30自治体へ、コンサルタント実施事業と派遣講師の情報を通知した。（図4「コンサルタントサービス実施自治体・事業・講師一覧」参照）

⑥自治体と講師との調整

1事業につき、一人の講師で担当することを原則とし、必要に応じて兼任でその他の

事業についても対応できる範囲でコンサルタントに取り組む体制とした。講師の派遣については、複数の事業について複数の講師で担当する際、同日もしくは別日にするかについては、自治体と講師で相談・調整して行うこととした。

1回目のコンサルタントは半日を基本とし、事前アンケート等を基に自治体へのヒアリング及び自治体との質疑応答等を実施し、2回目のコンサルタントの内容の相談を行った。2回目のコンサルタントは半日から1日を基本とし、自治体の希望に応じて実施した。2回目の希望がない場合は、1回で終了とした。

⑦コンサルタントサービスの実施

9月19日より、自治体コンサルタントサービスを開始した。

講師の派遣は2回を原則とし、1回目の派遣については9月中旬～1月上旬にかけて行い、2回目の派遣については、1回目のコンサルタント時に実施するかどうかも含めた自治体の希望を伺い、実施日程・内容の調整を行った。2回目の派遣については、12月中旬から2月末までに行った。(図5「コンサルタント実施日一覧」参照)

1-3 実施自治体・実施事業・講師

実施自治体・実施事業・講師は、以下の通り。

図4「コンサルタントサービス実施自治体・事業・講師一覧」

自治体名	自立	就労	家計	子ども	一時
北海道●●市		○旭川10/28(月),2/14(金)			
秋田県●●市	◎菊池12/26(木),1/31(金)	◎菊池12/26(木),1/31(金)			
福島県●●市			○行岡9/19(木),1/14(火)		
千葉県●●市		◎田嶋12/5(木),2/3(月)		◎谷口12/23(月)	
千葉県●●市		○田嶋12/26(木)			
東京都●●市		◎平田1/10(金), (2/7(金)視察)	○行岡1/10(金),2/13(木)		
東京都●●市	◎菊池11/14(木),2/6(木)		○行岡10/8(火),1/29(水)		
長野県		◎西岡11/12(木),1/23(木)		◎渡辺11/26(火),2回目中止	
石川県●●市		○平田11/20(水),2/6(木)	○行岡11/20(水),2/5(木)		
岐阜県●●市		○西岡10/4(金),2/14(金)	○行岡10/4(金),1/16(木)		
愛知県●●市		○田嶋12/24(火)			
愛知県●●市	◎藤村11/11(月),2/13(木)	◎高橋11月11日(月),2/13(木)			
滋賀県●●市	◎菊池1/9(木)	◎立岡11/19(火)			
大阪府●●市		◎立岡12/9(月)	○行岡11/28(木)		
大阪府●●市			◎行岡11/29(金),2/19(水)		◎立岡11/11(月)
大阪府●●市			○行岡11/29(金)		
大阪府●●●		◎西岡9/27(金),2/18(火)		◎谷口12/16(木)	
兵庫県●●市	◎高橋10/16(木),1/15(火)		○行岡10/16(水),2/5(木)		
兵庫県●●市	◎高橋10/17(木),1/22(金)		○行岡10/17(木)		
兵庫県●●市		◎高橋10/17(木)	○行岡10/17(木),2/28(水)		
奈良県●●市	◎高橋12/6(金)		◎行岡12/6(金),2/21(金)		
奈良県●●市	◎高橋12/5(木),2/20(木)		◎行岡12/5(木),2/20(木)		
広島県●●市			○行岡12/24(木),2/3(月)		
山口県		◎西岡10/1(火),2/12(水)			
香川県●●市		◎田嶋12/20(金),2/27(木)	◎行岡12/19(木)終了		
福岡県●●市			○行岡12/20(金)終了		
福岡県●●市	◎藤村11/18(月),2/7(金)	◎山田11/6(水),12/19(水)			◎山田11/6(木)
熊本県●●市		◎西岡10/17,18(木,金),2/26,27(木,金)			◎山田11/28(木)
大分県●●市		◎西岡9/25(火),10/15(火),1/27	○行岡11/26(火)	◎山田10/17(木)	
沖縄県●●市		◎藤村・名嘉12/13(金),2/21(金)	○行岡12/11(水)	◎藤村・名嘉2/21(金)(兼)	
30	9	20	18	4	3

◎事業実施中 ○事業未実施

1-4 実施日程

(1) 実施回数について

自立相談支援事業	9 自治体へ延べ 16 回実施
就労準備支援事業	20 自治体へ延べ 36 回実施
家計改善支援事業	18 自治体へ延べ 29 回実施
子どもの学習・生活支援事業	4 自治体へ延べ 4 回実施
一時生活支援事業	3 自治体へ延べ 3 回実施
合計	30 自治体・54 事業について延べ 88 回実施

(2) 補足事項

- ①複数の事業のコンサルタントについて、合同で実施する自治体もあった。
- ②2月27日の予定していた長野県の子どもの学習・生活支援事業のコンサルタントについては、新型コロナウイルスの感染防止のため自治体の判断で中止となった。

(3) 自治体コンサルタントのようす





1-5 実施自治体からの報告

実施した30自治体に、コンサルタントを受けた事業毎に、コンサルタント実施前の課題とされていた事項それぞれについて、「コンサルタント前の認識」「コンサルタント後の認識の変化」「今後の活かし方」を報告書としてまとめていただいた。

事業別、実施中・未実施の順で、人口規模（・5～10万人・10～20万人・20万人以上・県域）に区分して、小規模自治体のより掲載する。

- ・ 自立相談支援事業
9自治体

- ・ 就労準備支援事業
実施中・・・9自治体
未実施・・・11自治体

- ・ 家計改善支援事業
実施中・・・4自治体
未実施・・・14自治体

- ・ 子どもの学習・生活支援事業
実施中・・・2自治体
未実施・・・2自治体

- ・ 一時生活支援事業
実施中・・・2自治体
未実施・・・1自治体

自立相談支援事業（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名：

事業名：自立相談支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 自治体内の庁内連携に関する課題
- (2) 関係機関との連携に関する課題
- (3) 個別支援の強化に関する課題

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	自治体内の庁内連携に関する課題
	①コンサルタント前の認識について ・複合的な課題を抱えた困窮者への包括的な支援を行うための、困窮者への対応方針が庁内で浸透していない状況にある。 (例えば、担当課の窓口に来庁した税金や保険料の滞納者への周知等)
	②コンサルタント後の認識の変化について ・自立支援・家計改善支援事業が、税務課等の担当課と連携することで、自立支援・家計改善支援事業がどんな可能性を秘めた事業なのかを、税金や保険料等の滞納者と関わる部署にまず知ってもらうことが、税金や保険料等の滞納者と自立支援・家計改善支援とが繋がる突破口になることを認識することができた。
	③今後の活かし方について ・他市での税回収例の中でも、当市であり得るケースを事例にあげ、具体的にその取組み方や税回収の成果について、成功事例ケースを通して担当者に制度利用のメリットを感じてもらえたら、効率的な連携が可能になるのではと感じることが出来た。 ・利用者に対しても「事業ご利用のおすすめ」といった案内パンフレットを検討し、作成に取り組んでいきたいと考えている。
(2)	関係機関との連携に関する課題
	①コンサルタント前の認識について ・さまざまな分野の社会資源の連携が不可欠であるが、複合的な課題を抱える困窮者が他機関から窓口につながるケースは少ない。 (協働による支援体制を構築し、支援の充実を図る必要がある。)
	②コンサルタント後の認識の変化について ・現在、周知チラシは庁内関係各課や関係機関の窓口を設置しているところである。しかしながら、連携のカギとなる“人の心を動かす”“人の目にとまる”といった一番の原動力となる具体例や問いかけ等が示されていないことに気づかされた。
	③今後の活かし方について ・ひとつの例として“病気の方から相談を受けたら病院へ繋ぐ”ように、“複合的な課題を抱えた相談者から相談を受けたら自立相談支援窓口へ繋ぐ”というような関係を構築できるように、原動力となるパンフレットの作成をし、それを活用しながら他機関との関係の構築に取り組んでいきたいと考えている。

(3)	個別支援の強化に関する課題
	<p>①コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援のためには、自立助長機能を向上させる必要がある。 ・貧困の世帯間連鎖といった深刻な課題に取り組むために、どのような役割を果たしていくかが課題である。 <p>(支援の質を向上させる必要がある。)</p>
	<p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援では、自己の生き方を切り開いていけるようになることを目指す支援が重要となるが、援助なしに自立できるように力を添えて、その成長をはかるまでに至るには、長い時間をかけて本人と寄り添いながら関係を築いていくことが重要であるということを再認識できた。さらに、ひきこもり支援はこの延長線上にあると感じた ・貧困の世帯間連鎖には、ひきこもりを誘発する大きな要因があると考えられることから、今後どのような取り組みを進めていくべきか、もっと掘り下げて知る必要性を感じている。
<p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援については、これまで本人の親からの相談を受けるケースが殆どで、ひきこもり本人と接触できていないのが現状である。今後どのような体制を整え、どのような取り組みが必要で、どのような対応をしていく必要があるのかを、ひきこもり支援に係る研修に参加することで、ひきこもりの方への特化した対応・方策を学び、実践に向けて調整が必要だと考えている。 	

自立相談支援事業（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：自立相談支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 他自治体の支援調整会議を視察したいが受け入れ等の課題から実現できていない
- (2) 大学の教授等のスーパーバイズを定期的に受けたいができていない
- (3) 任意事業のより効果的な利用について
- (4) 対象者に制度や相談窓口を周知する効果的な手段について

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>他自治体の支援調整会議を視察したいが受け入れ等の課題から実現できていない</p> <p>① コンサルタント前の認識について ケースについてアセスメントの確認に時間が掛かってしまい、ケースの検討に至らず大変さの共有だけで終わる。そのため見守りや「どうしようもない・仕方ない」という着地が多く、地域づくりにまで話し合いを深めることができない。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 浜松市のように委員が各自の役割を意識できる仕組み作りをしなければいけないと反省した。ケース検討だけでなく地域課題としてとらえる視点を持つことの再確認となった。また支援調整会議内だけでなく、住民・民間企業・行政と連携のもと生活課題を解決していく意義を再確認した。</p> <p>③ 今後の活かし方について 独自様式を用いて会議をしている近隣自治体の支援調整会議を視察予定。資料にいただいた国立市も参考にしながら当自治体の支援調整会議のあり方を行政と検討したい。 次年度、滝沢市の支援調整会議を視察させていただき、会議を通じて生まれた事業の背景を具体的に伺いたいと思う。</p>
(2)	<p>大学の教授等のスーパーバイズを定期的に受けたいができていない</p> <p>① コンサルタント前の認識について H25.10 モデル事業受託より約6年間、困難事例に接する中で支援員が疲弊している。(1)①にも挙げたとおり、支援調整会議内だけではチームアプローチにまで至っておらず、クライアントと共に支援員が孤立する印象。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 予算や計画を含め具体的に検討した後に、スーパーバイズを受けたいテーマやスーパービジョンの形態などを事前にコンサルタントへ提示すれば良かったと感じた。 主任相談支援員の役割についても再確認する機会となった。</p> <p>③ 今後の活かし方について</p>

	資料を参考とさせていただき、可能性を探ることとする。
(3)	任意事業のより効果的な利用について
	① コンサルタント前の認識について 就労準備支援事業に対して、支援内容を具体的に依頼しても支援メニューが 1 通りしかない。支援の方向性が一緒にならないため相乗効果が期待できずマイナス効果になりかねない。
	② コンサルタント後の認識の変化について 地域住民の側からの課題を引き出す仕組み（小樽市の 100 人会議）が参考になった。 しかし、コンサルタントからみた客観的かつ率直な意見（現在の当自治体の方法でのメリット・デメリット）を伺いたかった。 就労準備支援事業所に対してもこちらから促しをして丁寧に働きかけなければいけないのだということを再認識した。 行政を交え、他の関係機関と協議し、お互いのニーズに対応できるメニューの創作が必要と思う。
	③ 今後の活かし方について 就労体験の場づくりとして、地域資源の掘り下げやニーズを調査し応援してくれる住民や企業を見出すこととする。
(4)	対象者に制度や相談窓口を周知する効果的な手段について
	① コンサルタント前の認識について 年 2 回、自治体広報紙への周知チラシの折り込みをしているが、生活課題を抱えながらも相談窓口にたどり着いていない潜在的な支援対象者が一定数いると考えられるため、より効果的な周知手段を検討したい。
	② コンサルタント後の認識の変化について 周知を年度内計画もしくは数年計画で継続的に進めていく必要があることを感じた。周知用のマグネットシートは捨てられにくく日につきやすいところに貼られる可能性が高いことがわかって参考になった。
	③ 今後の活かし方について マグネットシートの作成をはじめとして相談窓口の新しい周知方法を検討しつつ、事業の数値実績や取り組み内容を対外的に公表することを検討したい。

自立相談支援事業（人口規模5～10万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：自立相談支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 自立相談支援事業の新規相談件数が少ない

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	自立相談支援事業の新規相談件数が少ない
	①コンサルタント前の認識について 人口規模にしては、新規相談件数及びプラン作成件数が少ない。
	②コンサルタント後の認識の変化について 京丹後市では、特に関係各課・機関に制度の説明をしていたので、様々な相談が舞込むようになったということで、本市においては、庁内連携会議で講師の先生に説明をいただきました。困窮者が来庁される窓口の担当者に改めて制度の理解をしていただき、困窮の相談があった場合は、当課にご案内をいただくように周知をしました。 出口の支援を整備すると相談件数も伸びる可能性がある。
	③今後の活かし方について 相談件数を増加させるために、関係各課に対して、窓口対応をする中で少しでも困っていることがあれば、生活困窮者の担当窓口につないでもらうように改めて周知等を行い、今後は庁内連携会議の議題等の設定についても検討し、連携強化に向けた会議を行います。 また、社会福祉協議会の相談支援包括化推進員（まるごとサポーター）も様々な相談業務を行っているため、生活困窮者に対して適切な機関等につながるよう、より密に連携を図っていきます。

自立相談支援事業（人口規模5～10万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：自立相談支援事業(就労準備支援事業)

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 社会的孤立（ひきこもり）支援
- (2) 就労準備支援事業の活用方法

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>社会的孤立（ひきこもり）支援</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、相談対応している相談員には社会的孤立（特にひきこもり）支援のノウハウがなく、専門性もないと感じていた。 ・家族支援がほとんどであり、本人に会えない場合の支援策がない。 ・就労準備支援事業へつなぐタイミングが不明。 ・就労準備支援事業の効果的な利用が不明。 <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援において、本人に会えないケースは全国的に多く、家族支援を入り口とすることが多いことで間違っていないことが確認できた。 ・就労準備支援事業については考え方を整理する必要や効果的な活用について検討する余地があることが分かった。 <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族支援、ひきこもり支援の情報を集め、研修などにも積極的に参加したい。 ・親の会の立ち上げなど具体的支援を実施したい。
(2)	<p>就労準備支援事業の活用方法</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効果的な活用が不明。 ・協力事業者などをどのように開拓すべきか。 ・自立相談支援事業からつなぐタイミングについて。 <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が望んだタイミングで事業利用に勧めたらよいことがわかった。 ・就労準備支援事業は「これからどんな生き方をしていきたいか」に沿った支援、就労支援は「どんな仕事をしたいか」に沿った支援であり、双方の役割の違いを学んだ。 ・一般的とされる生活のあり方（例：昼間働いて、夜は休む）に本人を合わせるのではなく、本人の生活状況に合った就労先を検討すれば良いという認識を得ることができた。 ・就労準備支援事業の利用を迷ったら、自立相談支援員で抱え込まず、就労準備支援事業担当者につなぐ。

	<p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的なプログラム内容の検討を行うとともに、就労準備支援事業として視察等にも行きたい。・アウトリーチの充実・自立相談支援機関と就労準備支援事業の連携に係る認識のすり合わせを行う。・就労準備支援事業側のパワーアップ（提案力の強化等）に向けた検討
--	---

自立相談支援事業（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： ██████████

事業名： 自立相談支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 事業体制・支援員の体制について
- (2) 職員の人材育成について

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>事業体制・支援員の体制について</p> <p>① コンサルタント前の認識について 当市の事業体制について、全事業を直営で実施しているため、事業所やNPO法人と比較してノウハウに劣る部分があるように感じられる。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 就労準備支援事業と一時生活支援事業のコンサルタントサービスにおいて、「困窮者を本気で支援するためには、庁内の関係機関と本気で連携して取り組めば、委託よりも直営のほうが強い」との助言をいただいた。 自立相談支援事業のコンサルタントサービスにおいても、外部機関と連携できるようなルールづくりができれば、直営でもうまく実施できるとの助言をいただいた。 しかし、就労準備支援事業における送迎サービスなど、直営ならではの課題もあり、そのような課題を克服していく必要がある。</p> <p>③ 今後の活かし方について 現在、庁内の連携会議として、子どもの支援部門と債権関係の担当部会を実施しているが、情報共有に留まっている場合や、現に関係している課のみで完結してしまうことがある。具体的な連携が図れるよう、会議の在り方や内容を見直していく必要がある。 また、庁内の関係課を含めた事例検討会を開催し、包括的な支援の実現に向けて顔の見える化を図っていきたい。 庁外に対しては、事業の取組内容を広く周知するため、出前講座等の開催を検討していきたい。</p>
(2)	<p>職員の人材育成について</p> <p>① コンサルタント前の認識について 長年福祉に精通した専門職員がいない中で、人材の育成が課題となっている。社内研修のやり方など、効果的な育成方法を知りたいが、どのような内容が効果的か知りたい。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 世帯全体の包括的な支援について、個別の事例を用いて意見交換が出せる事例検討会をワールドカフェ方式で実施できると良いとの助言をいただいた。</p>

	<p>そこでは、支援方針を決定する場ではなく、アイデア出しの場として、自分の業務の視点からだけでなく、さまざまな視点からの意見交換ができる。</p>
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <p>自立相談支援事業の2回日のコンサルタントサービスにおいて、この検討会を実施いただく予定であったが、日程の都合上行えなかった。</p> <p>来年度以降に庁内の関係課も含めた検討会を開催し、庁内の連携強化とあわせて職員の人材育成に努めたい。</p>

自立相談支援事業（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： ██████████

事業名：自立相談支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) ひきこもりに代表される長期的な支援が必要なケースの蓄積
- (2) 適切な社会資源が活用できているか第三者による分析の導入
- (3) 庁内・関係機関に事業の理解を広めるための学習会等の開催
- (4) 任意事業導入検討に際しての自立相談支援の現状分析

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>ひきこもりに代表される長期的な支援が必要なケースの蓄積</p> <p>①コンサルタント前の認識について 事業開始当初は、ひきこもりに関する相談が増加していくような認識は全くと言ってよいほど無かったと考える。実際に関係機関と連携を深めていけばいくほど、他制度ではおそらく対応が難しく、ひきこもりのケースが繋がれてくるものが多くなってきた。 ケースによっては、当事者本人と話ができるまで数か月かかるようなこともあり、課題解決方法も簡単には導き出せない。結果的に相談が長期化し、蓄積することでその他の相談対応への影響が出るのが懸念される。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について ひきこもりサポートネット、██████ チャレンジネット等、利用可能な社会資源は活用できている。ひきこもりの問題は様々な課題が存在するので、一様に解決方法を示せるものではないことを再認識した。 保健所やひきこもり家族会とも連携しながら個々のケースに応じて支援プランを策定していきたい。</p> <p>③今後の活かし方について 引き続き丁寧な対応を心がけるとともに、対応状況を分析し、必要な支援の在り方を地域福祉計画に将来盛り込む等、全庁的な取組みを意識した対応を目標とする。</p>
(2)	<p>適切な社会資源が活用できているか第三者による分析の導入</p> <p>①コンサルタント前の認識について 他法他施策の情報を逐一得ながら支援プランの策定に努めているところではあるが、一度、第三者の視点で不足がないか検討したい。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 本市の自立相談支援事業の実施状況についてまとめた資料を基に、専門スタッフの方に現状を説明し、アドバイスをいただけた。 その中で、就労支援については、無料職業紹介権の取得が、先般より国からも通知されている就職氷河期世代の就労支援等に向けた対応として有効であること</p>

	<p>が示された。現状、活用している社会資源を見直す機会となり、相談対応の更なる充実化に向けて検討していきたい。</p> <p>③今後の活かし方について</p> <p>無料職業紹介権の取得については検討していく。生活保護受給者を含めた就労支援全般が活性化する可能性がある。ハローワークの事業も含めて引き続き支援対象者の増加に努めたい。</p> <p>その他の社会資源についても庁内・庁外を問わず情報の収集に努め、相談事業の充実化につなげたい。</p>
(3)	<p>庁内・関係機関に事業の理解を広めるための学習会等の開催</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <p>これまで、庁内・庁外において、関係機関とは個別に自立相談支援事業の概要説明に努め、民生委員、地域のケアマネージャー等、地域で生活困窮に関する相談に直接対応されている方々とも連携してきた。</p> <p>しかし、関係機関同士が一堂に会してお互いの事業や取り組みを共有する機会を設けたことは無く、生活困窮者自立支援法に基づく利用勧奨をさらに発展させるためにも、連携のための情報共有会議の開催を検討するに至った。(令和2年2月6日開催)</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>様々な相談対応の経験を共有することで、生活困窮者の発見・必要な支援へつなぐことの重要性を一定程度共通認識することができた。以下に参考として当日出席者の方から提出されたアンケート結果の一部を記載する。なお、参考までに別紙としてアンケート内容の一覧を添付する。</p> <p>1. 必要な支援に「つなぐ」ことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業の存在がわかったので今後は案内ができる。 ・利用できる制度に知らない人が多いと思う。制度説明は丁寧に行い、必要な支援に確実につなぐ必要がある。 ・別の階にいと福祉保健部でどのような業務をしているかわからなかったが、今後は安心してつなぎ先として意識することができる。他課の状況を知ることもできて良かった。 <p>2. 生活困窮に「気づく」ことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8050問題の「50」の方に障害があったり、ひきこもりであったり、問題に問題が重なっていると感じた。 ・自立相談支援事業の役割について理解できた。市民との信頼関係の構築、市民の立場に立つことが大切であることがわかった。 <p>3. その他全般的な感想（今後の課題を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な取り組みが必要と感じた。今回のような会議にてそれぞれの役割や課題を出し合い、理解、連携することが大事。 ・誰が対応しても必要な課、社協等へ案内できるようなマニュアルがあるとよい。 <p>③今後の活かし方について</p>

	<p>異なる業務に携わる者同士が集まり、各々の生活困窮に関係する相談を受けた時の考え方が異なることが一つの発見であった。グループ討議の中では、「そもそもつないで良いのかわからない」といった意見も出ており、連携のためには更なる事業の周知が必要であると感じた。</p> <p>引き続き関係機関と連携を進めていく中で、必要があれば同様の連絡会議やケース検討の場を設けていきたい。</p>
(4)	<p>任意事業導入検討に際しての自立相談支援の現状分析</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <p>本市は子どもの学習・生活支援事業以外の任意事業については未実施である。家計改善支援事業については予算要求し、導入に向けて調整しているが、将来的にその他の任意事業についても導入を検討してことになるが、現段階での自立相談支援事業での対応状況を踏まえて、事業化の必要性を検討したい。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>本市の自立相談支援事業の実施状況を専門スタッフの方に見ていただいたところ、市として家計改善支援は早急な事業化が必要といったご意見をいただいた。</p> <p>生活再生窓口等を活用し、可能な範囲で家計支援を行っているが、現在の体制では対応できる件数や期間に限界が生じてしまう。</p> <p>就労準備支援事業については、認定就労訓練事業や社会福祉協議会でのボランティアの紹介等、活用できる制度だけでは対応が難しいケースが今後見込まれる。家計改善支援と合わせて、「対応できないケース」の整理も今後の課題としていく。</p> <p>③今後の活かし方について</p> <p>家計支援については、子育て、高齢者、収納関係部署からの要望も多くなっている。自立支援事業の担当課としては可能な範囲で家計支援を行うとともに、ニーズを的確に把握し、任意事業としての導入の必要性をまとめていく。</p> <p>就労準備支援事業については、ひきこもりや就職氷河期世代への対応から今後強く要望されることが見込まれる。広域実施に関する情報収集も含めて今後の導入方法を適切に検討していきたい。</p>

自立相談支援事業（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：自立相談支援事業

1. コンサルタント実施前の課題

- (1) 支援調整会議の役割や進め方について
- (2) 支援会議の立ち上げについて

2. コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>支援調整会議の役割や進め方について</p> <p>①コンサルタント前の認識について 支援調整会議内では、支援プランのほか、新規ケースや継続ケースについて、全体から3～4ケース程をピックアップして情報共有や支援方針を検討しているが、全体の進め方や検討のポイントについて、望ましい形になっているか、また内容に漏れがないかなどについて、教えていただきたい。 その他、会議には多くの関係機関の方に参加いただいているが、人数が多い故の課題として、参加者自身に関わりのないケース（人・分野）が多く、意見や質問が出にくい状況となっている。参加機関や人数、会議のあり方について、望ましい形になっているか教えていただきたい。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 以下について助言を受けたため、随時、改善を図っていく予定。 ・支援調整会議は基本的に支援プランを協議・決定する場であることを踏まえ、（会議の中で多くの時間を割いている）新規ケースや継続ケースに関する報告については、必要最小限に留める。特に、関係機関内で情報共有や支援方針を検討する必要があるケースについては、本来は支援会議の中で協議するものが含まれるため、支援会議の立ち上げについて検討していく。 ・相談の結果、他機関へつなぐなどし、自立相談支援機関として支援が終了となるケースについては、会議の中で深掘りしていく必要はない。極端に言えば、関係機関には、生活困窮担当が関わっているという事実と相談者の氏名さえ共有できれば良い。会議資料中の「相談実績一覧表」を工夫するなどし、関係機関に一目で概要が理解できる資料を作成する必要がある。 ・会議資料中にある各ケースの記録が非常に見にくく、わかりにくいいため、改善の必要がある。 ・家計改善支援や就労準備支援を利用する際に、自立相談支援機関で十分にアセスメントできていない段階で（さらに、支援プランを作成していないにもかかわらず）、当該事業所に支援を投げてしまっている。また、本来であれば自立相談支援機関ですべきレベルの支援を、委託事業者に投げてしまっている点についても、改善していく必要がある。</p> <p>③今後の活かし方について 上記②について、支援調整会議の進め方や会議資料の修正など、令和2年3月の支援調整会議から随時、改善を図っていく。また、支援調整会議と支援会議の役割を確認し、改めて会議内容を協議する中で、必要に応じて、支援会議の立ち上げを検討していく。</p>
-----	--

(2)	<p>支援会議の立ち上げについて</p>
	<p>①コンサルタント前の認識について</p> <p>支援会議が未設置の中、国からの通知や文献等で漠然と支援会議の目的については理解できるが、会議の必要性や効果がイメージしづらい。また、具体的な協議内容や進行等について理解が進んでいないため、会議の実現に至っていない。</p>
	<p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>以下について助言を受けたため、随時、改善を図っていく予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在開催している支援調整会議が支援会議の役割を一部担った状態となっている。 ・多くの関係機関が支援調整会議に参加しているにも関わらず、参加者の知識や経験を活かしきれていない（もったいない）。
<p>③今後の活かし方について</p> <p>現在、月2回行っている事務局打ち合わせ（市及び委託事業者によるケースの情報共有）と支援調整会議の役割分担を確認し、支援会議としての役割を担っている部分があれば、新たに会議の立ち上げ（もしくは既存の会議に支援会議の機能を付与すること）を検討していく。</p>	

自立相談支援事業（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：自立相談支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 事業体制・支援員の体制に関する課題
- (2) 支援員の育成に関する課題
- (3) 自治体内の庁内連携に関する課題
- (4) 住民への制度利用勧奨に関する課題
- (5) 困窮者支援事業間の連携に関する課題
- (6) 関係機関との連携に関する課題
- (7) 個別支援の強化に関する課題

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	事業体制・支援員の体制に関する課題
	①コンサルタント前の認識について 支援調整会議を定期的で開催できておらず、情報共有や意見交換が十分にできていなかった。また、支援調整会議は、自立支援機関の職員間で行うことを主に想定しており、庁内他課を含めた会議は年1回の推進委員会のみとなっていて、他機関を含めた支援調整が不十分であったところがある。そのため、結果的に支援員個人の判断・裁量に任せている部分が多かった。
	②コンサルタント後の認識の変化について 支援意識が高い先進自治体では定例的に支援調整会議を実施していること、そのような自治体では、自立支援機関の職員だけではなく関係他課の職員を含めて開催することで庁内の協力が進み、支援の幅が広がったりアウトリーチが進んだりしている事例があることを知った。
	③今後の活かし方について 今後、包括的な支援体制の整備が求められることもあり、庁内連携とアウトリーチを進めるためには、年1回の推進委員会に限らず、庁内他課を含めた定例的な支援調整会議の開催を検討する必要がある。また、自立支援機関内においても、個人任せの支援に陥らないように支援調整会議を開催する必要があると考えている。
(2)	支援員の育成に関する課題
	① コンサルタント前の認識について 業務の標準化・定型化が進んでおらず、支援調整会議も不十分であったことから、支援員個人の裁量・判断に任せている部分があった。人事異動等の入れ替わりがあるが、自立支援機関内の研修・OJTが十分には行えておらず、支援体制の継続を組織的に行うことができていないところがあった。また、全員が厚生労働省の全国研修に全員が参加することは難しい。
	②コンサルタント後の認識の変化について

	<p>京都府では、市等の要望も踏まえた府域での研修体制があるほか、他市の支援を視察したり、支援調整会議に参加したりするなどのOJTが積極的に行われていることを知った。</p> <p>③今後の活かし方について</p> <p>当市は、自治体規模から支援員数も限られており、業務全体に占める支援員一人あたりの比重が高いことから、支援の継承・発展には自ずと課題がある。来年度以降は、研修の実施が都道府県単位となることを踏まえ、県域で支援の継承・発展をすることができるように、県に対して意見を上げていきたい。また、自立支援機関内の業務の標準化・定型化と新任者のOJTに取り組んでいきたい。</p>
(3)	<p>自治体内の庁内連携に関する課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <p>自立支援機関の機能・役割が庁内で必ずしも浸透しておらず、他課窓口との連携までには至っていないところがある。関係性の密接な高齢・障害等の福祉担当とは一定程度協力体制を築けているが、税・債権担当等、福祉担当以外との連携は弱い。アウトリーチを行うには、担当間の垣根を越えて、相互に補完し合い協同する態勢を築く必要がある。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>税金・国保の連携が特に重要であり、先進地においては福祉と税等債権部門との連携がスムーズに行われていること、それによって税収増等の目に見えるメリットが表れていることを知った。</p> <p>③今後の活かし方について</p> <p>自立支援機関と税等債権担当とは、相互協力がなければ役割が相反する可能性があり、特に連携が必要と考えていたところ。相互の役割・目的を理解し合い、他の自治体の実績を共有して、納税と生活再建の両立ができるように相互協力を進めていく必要がある。</p>
(4)	<p>住民への制度利用勧奨に関する課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <p>広報紙への掲載やリーフレットの設置等を行っているが、声を上げにくい方には届きにくく、民生委員等地域からの紹介は未だ少ない。自立支援機関のキャパシティとのバランスもあり、アウトリーチが難しい。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>他市では、出張相談窓口を実施して啓発に努めていることを知った。また、パンフレットに生活困窮や自立といった言葉が入っていると、抵抗を持つ人があるため自尊心に注意されていることを知った。</p> <p>③今後の活かし方について</p> <p>市役所には足が向きにくい方もあるほか、ひきこもりや無職者であっても、商業施設には行っている者もあり、出張相談窓口には試行する価値があると思う。他方、当県・当市の規模では、単独で行うよりも県域で行う方がPR効果があると思われる、意見を上げていきたい。また、パンフレットの言葉遣いには注意したい。</p>

<p>(5)</p>	<p>困窮者支援事業間の連携に関する課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について 就労準備支援事業については県域で広域実施をしているが、実施会場まで遠く、参加できないことがある。また、近隣の自治体との情報共有等が乏しい。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 京都府では、就労準備支援事業の委託内容に各市1ヶ所以上の拠点設置や拠点間の送迎を盛り込んでいることを知った。</p> <p>③今後の活かし方について 就労準備支援事業を広域実施としているが、拠点数が少なく、自治体間の環境の格差が大きい。全体の契約金額が小さく、拠点数や人員の拡充には困難があるが、現状では十分に効果が上がっていないところがあり、自治体間の足並みが揃わなくなっているようにも感じる。県に対して意見を上げていきたい。</p>
<p>(6)</p>	<p>関係機関との連携に関する課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について 事業への理解がある機関、連携をしている機関は増えてきているが、役割分担や取りまとめ、情報伝達等に課題がある。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 他市での事例を交えて障害者職業・生活支援センターとの連携を勧められた。</p> <p>③今後の活かし方について 障害者職業・生活支援センターとの連携実績はあるが、積極的には行っていなかったところもある。良くも悪くも、自立支援窓口は広範囲の相談を扱い、特定分野には特化していないため、専門的に支援を行う機関がある場合には、それら他機関利用を進めてコーディネートに努めるようにしたい。</p>
<p>(7)</p>	<p>個別支援の強化に関する課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について 就労支援について、企業開拓等も実施してはいるが、マッチングは進められていない。企業との繋がりも少なく、一般募集以上の情報を持っていない。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 京都府の場合、面接に勇気が出ない人もあるため、自分たちで企業開拓を行い、本人の情報を伝えたりすることで就労支援を行っていることを知った。</p> <p>③今後の活かし方について 自治体の規模、近隣の企業数や業種等から、就職困難者の支援に向けた企業開拓には困難があるが、企業に対して本人の状況を伝えて就労の支援を行う方法を模索していきたい。また、今まで就職後の定着支援は行っていなかったが、できるだけ行っていくようにしたい。</p>

自立相談支援事業（人口規模20万人～）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：自立相談支援事業(就労準備支援事業)

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 支援が長期化し出口がみえないケース、プラン終了後も支援が続くケースに加え、プラン作成に至らずどう支援したらいいのか苦慮する困難ケースへの対応。
- (2) 就労先を開拓するための、先進地の取組を聞きたい。

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>支援が長期化し出口がみえないケース、プラン終了後も支援が続くケースに加え、プラン作成に至らずどう支援したらいいのか苦慮する困難ケースへの対応。</p> <p>① コンサルタント前の認識について 困難ケースへの対応について苦慮しながらも、本人の意思を尊重し最優先にしています。 しかし、自立支援事業開始後5年目となり、長期間抱えたままのケースも増え、このままでいいのか思案していました。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 基本的に、1カ月連絡がとれなかったら支援しているとは言えない事、連絡が途絶えているケースの評価時期についての目安は6か月としている事等をお聞きし、参考になりました。</p> <p>③ 今後の活かし方について 講師に教えていただいた内容を参考にし、本市の相談者それぞれに最も適した対応ができるよう、日々邁進いたします。</p>
(1)	<p>就労先を開拓するための、先進地の取組を聞きたい。</p> <p>① コンサルタント前の認識について 就労先の開拓の必要性は認識していますが、実際にどのように取り掛かるのかが見えず、現状では難しいと感じていました。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 企業開拓員という存在を初めて教えていただきました。企業と直接顔を合わせて関係を築きあげているとお聞きし、やはり足を運んで顔を合わせ信頼関係を構築することが重要だと感じました。</p> <p>③ 今後の活かし方について 企業の開拓については、当課のみならず関係各課や委託先にも有効な事なので、協力しながら進めていきたいと思えます。</p>

就労準備支援事業・実施中（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 職場見学や体験を受け入れる協力事業所を開拓するうえでのノウハウについて
- (2) 支援対象者の交通手段がないことによる送迎の課題について
- (3) 支援対象者がわずかでも収入を得られるような仕組みづくりについて
- (4) 行政内部で用意できる支援メニューの洗い出しについて

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	職場見学や体験を受け入れる協力事業所を開拓するうえでのノウハウについて
	① コンサルタント前の認識について ・これまでは、支援者のコネや伝手に頼っていた、または、行政の協力（協力いただいた企業名の市広報への掲載など）を得ようと考えていた。
	② コンサルタント後の認識の変化について ・商工会議所やハローワークなど、社会資源の利用を意識するようになった。 ・協力企業開拓のための企業訪問の数よりも、一社一社とのつながりを大切にしたいと思った。 ・謝礼や企業側の欲している情報や人材の提供など、企業が協力しやすい環境づくりが大切だと思った。
(2)	③ 今後の活かし方について ・支援員だけの力に頼らず、社会資源を有効活用し、企業との関係性を大事にしていこうと思った。
	(2) 支援対象者の交通手段がないことによる送迎の課題について
	① コンサルタント前の認識について ・公共交通機関（電車、バスなど）の利用が不便（最寄り駅やバス停が遠い、そもそも通っていない）なため、支援員が送迎するしかないと思っていた。
(3)	② コンサルタント後の認識の変化について ・当地域はそもそも公共交通機関が不便なため、あまり参考にならなかった。
	③ 今後の活かし方について ・発想自体は応用できればと思った。
	(3) 支援対象者がわずかでも収入を得られるような仕組みづくりについて
(3)	① コンサルタント前の認識について ・当法人の就労継続支援 B 型事業所（ポリバックのめぐり、チギレ折り、箱折りなど）を活用していたので、他の事例があれば参考にしたいと思った。
	② コンサルタント後の認識の変化について ・事例数が少なかったことと、内容（麵の袋詰めや公用車の洗車、車椅子のメンテナンスなど）は大変参考になりましたが、当事業所では、現実的でないよう

	<p>に思えた。</p> <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時相談者数に波（2～6人）があるのと、相談者によっては他者との関わりが苦手な方もいるので、安定的な（作業量に対しての平均的な人員の確保）相談者の供給が課題となると思った。
(4)	行政内部で用意できる支援メニューの洗い出しについて
	<p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護の観点から、行政内部の業務を支援対象者にやってもらうことは難しいのではないかと感じていた。他の自治体のメニュー開発のノウハウを知りたいと感じていた。
	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の洗車などの作業をメニューとして取り入れている自治体のノウハウを学ぶことができた。同時に、作業の対価となる工賃に相当するものを支給することは難しく、支援対象者のモチベーションをキープできるメニューを開発できるかという課題が浮かび上がってきた。
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政内部の部署へのヒアリングを行い、どの作業ならメニュー化できるのかを検討したい。

就労準備支援事業・実施中（人口規模 5～10 万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 所持金が少ない対象者の場合、就労準備支援の利用を進めにくい。
- (2) 就労体験プログラムについて
- (3) 精神・発達・知的障害の疑いがある方の支援について
- (4) 就労準備支援プログラムにおける協力企業の開拓について

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>所持金が少ない対象者の場合に、就労準備支援の利用を進めにくい。</p> <p>① コンサルタント前の認識について 対象者の所持金の残金が少なく、債務・滞納がある場合は、収入が得られない就労準備支援で対応できない。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 就労準備の利用・効果が広がらない理由として、支援メニューが少ないことを指摘いただいた。幅広いメニューがあれば、その分支援もしやすくなる。協力企業における就労体験からバイトにつなげるメニューを盛り込んだり、無料職業紹介事業を活用するなど、対象者が生活を賄うための収入を得ながら、就労支援を進めていく方法があることをご提示いただいた。 また、農作業と就労支援をうまく連携させた成功事例をご紹介いただき、就労支援の新たな可能性を感じる事ができた。</p> <p>③ 今後の活かし方について 新たな就労準備支援のメニューの作成、それに伴う協力企業の開拓に取り組んでいきたい。 あわせて無料職業紹介事業の届出を検討していきたい。</p>
(2)	<p>就労体験プログラムについて</p> <p>① コンサルタント前の認識について 就労体験プログラムの作成について、具体的な手法を学びたい。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 体験プログラムシート（例）を提示いただき、支援メニューの見える化を提案いただいた。体験プログラムシートを作成すると、就労準備支援事業所はもちろん自立支援相談機関においてもシートを共有することで、対象者に支援メニューの提案をしやすくなり、また、対象者自身も自分がどのようなことをするのかイメージしやすくなる。 また、就労体験はアセスメントとしての側面があり、実際行っている就労体験メニューから、対象者のどのような特性がわかるのかワークショップで話し合い、それを踏まえて体験の特徴をプログラムシートに盛り込むと効果的であることを</p>

	<p>体験した。就労体験は、職種ありきではなくアセスメントとしての側面が重要であること、そして対象者の自己理解や支援方針の見極めに活用できることを認識できた。</p> <p>③ 今後の活かし方について</p> <p>再度、就労体験の業務・作業の洗い出しを行い、プログラムシートを作成した。プログラムシートは自立支援相談機関と共有し、支援者の説明資料とするほか、各種窓口配置し就労準備支援の周知を図りたい。</p> <p>また、就労支援においては、本人のクセ・特性を把握してからプログラムを組むと効果が変わるとのアドバイスをいただき、例として類人猿診断等を紹介いただいた。支援現場でも活用していければと思っている。</p> <p>また、福祉部門は問題志向で考えがちであるが（何が問題か？なぜこうなった？）、就労準備支援は解決志向の相談支援（どうなったらいいか）を考えなければ上手くいかないとのアドバイスをいただいた。</p> <p>就労準備は本人の強みを生かした支援が必要であることを再確認したので、それを踏まえながら対象者の就労にどうつなげていくか、体験事業所としくみづくりを構築していきたい。</p> <p>あわせて、対象者に魅力を感じさせる体験内容のチラシづくりの工夫をしていきたい。（自分の強みを知ることができるプログラムであることをアピールするなど。）</p>
(3)	<p>精神・発達・知的障害の疑いがある方の支援について</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>人間関係のコミュニケーションが難しく、ひきこもり、障害の傾向が見受けられる支援期間が1年以上となる対象者について、障がいサービスでの支援がよいかの見極めに苦慮している。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>生活困窮における就労準備の適正な支援期間は、半年が妥当である。（精神的なものを抱えている場合においては、1年。）1年を過ぎると、もはや対象者の居場所づくりの場となっているケースが多く、障がいサービスへの転換を検討することが必要である。</p> <p>また、メンタルヘルスに配慮した相談支援は、保健所・精神保健福祉センターとの連携が重要であるが、意見交換においてもメンタルに係る支援については課題が多い部分でもあることを再確認した。</p> <p>③ 今後の活かし方について</p> <p>今後の支援について、該当対象者については家族を交えて、病院受診を勧めることを含めて障がいサービスへの転換を打診していく。</p>
(4)	<p>就労準備支援プログラムにおける協力企業の開拓について</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>現在、就労体験メニューが委託事業者内でのプログラムが主体であるため、外部企業の体験先を開拓したいが、体験先の確保の方法について苦慮している。</p>

	<p>② コンサルタント後の認識の変化について 本市の強み・特性を再確認し、そして協力企業の開拓先が数多くあることを実感できた。</p>
	<p>③ 今後の活かし方について まず、現在行っている体験プログラムを見える化し、体験プログラムシートを確立していく。その後、まず、体験の現場を市の施設である図書館や、ミュージアム等に広げていき、体験メニューを増やし、実績を積み上げていきたい。 その後、その実績を基に周辺企業へアプローチをし、企業に見学を含めた体験プログラムシートを提案して協力を依頼していきたい。</p>

就労準備支援事業・実施中（人口規模 5～10 万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 事業体制・支援員の体制に関する課題
- (2) 困窮者支援事業間の連携に関する課題
- (3) 個別支援の強化に関する課題
- (4) 実施任意事業のレベルアップに向けた課題
- (5) 自立、就労準備、家計改善の一体的な実施について効果的な支援の進め方
- (6) 対象者の掘り起こし

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	事業体制・支援員の体制に関する課題
	<p>①コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、就労準備支援は委託をしているが、委託事業所が担う部分は企業開拓や講座の企画運営等のため、それにつながるまでの支援が自立相談機関に係っている。支援体制がまだしっかりと確立されていない。 ・委託事業者との連携をどのようにすればいいのかイメージしにくかった。 ・(疑問点) 対象者のステップに応じた柔軟性のある支援メニューの作り方（資源や協力機関の獲得方法） ・(疑問点) 他機関との連携方法・会議数について（定期的に意見交換や情報共有する場を設けているか）
	<p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援は、就労体験につながるまでが一番の要で、自立相談と就労支援、就労準備は一体的に実施しないと支援がうまくいかないという助言をいただいた。 ・常設通所型就労準備事業所があることによる支援の幅広さや、面談時に自立相談と就労準備の担当者が同席してアセスメントをとれることや、通所時の情報が自立相談支援事業所にフィードバックされることがアセスメントにもなり、本人の状態をよく理解でき、必要な支援の組み立てが行なえるようになって感じた。 ・自立相談支援員と就労準備支援員が一体となり、対象者の状態を情報共有することで、ステップに応じた効果的な支援が期待できる事がわかった。 ・就労体験の受け入れ先を開拓するだけでなく、現在就労している人の離職を未然に防ぐ事ができるように働きかけるポジティブな企業支援が印象的であった。
	<p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できれば、自立、就労準備、就労と切れ目なく支援が出来ることが理想ではあるが、マンパワーの問題、予算の問題等あるので、今ある資源でどこまで出来る

	<p>か考えていきたいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊富な支援メニューを市民生活応援窓口だけで開拓していくことは難しいと感じた。社協や関係機関へ就労準備支援事業に対する理解と協力が得られるよう、積極的に情報発信していく事が必要だと感じた。
(2)	<p>困窮者支援事業間の連携に関する課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に委託しているが、広域実施の為、企業開拓や就労自立に関する支援が主な委託内容であり、その他日常生活自立支援やコミュニケーション能力の形成など社会自立に関する支援は自立相談支援機関等に委ねられているのが現状である。やはり部分的な委託については上手く連携できていない事が多い。 <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援は、就労体験につなぐまでが一番の要で、自立相談と就労支援、就労準備は一体的に実施しないと支援がうまくいかないという助言をいただいた。 <p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できれば、自立、就労準備、就労と切れ目なく支援が出来ることが理想ではありますが、マンパワーの問題、予算の問題等ありますので、今ある資源でどこまで出来るか社協と検討していく。
(3)	<p>個別支援の強化に関する課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業を展開するにあたって、どのように個別支援の強化をするべきか分からなかった。 <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業をまだ上手く活用できていないので、研修等で知識やノウハウを携えていかないといけないと思った。また、自立との一体的な実施についても必要性を感じている。 <p>③今後の活かし方について</p> <p>受け皿（居場所づくり）の必要性を感じた。</p>
(4)	<p>実施任意事業のレベルアップに向けた課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <p>実施任意事業のレベルアップに向けた課題について、現在個別支援で関わり、職業体験等に結び付けるまでの資源が不足している。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>受け皿（居場所づくり）、就労支援専門員の必要性を感じた。</p> <p>③今後の活かし方について</p> <p>自立相談支援機関と協議しながら、本市にあった居場所づくりを考えていきたい。</p>
(5)	<p>自立、就労準備、家計改善の一体的な実施について効果的な支援の進め方</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <p>漠然とした認識しかない為、具体的な進め方を知りたい。</p>

	<p>②コンサルタント後の認識の変化について 連携はもちろんの事、自立と就労支援は強固な連携体制か、同じ事業所が切れ目なく支援することが大切と教えていただいた。</p>
	<p>③今後の活かし方について 強固な連携体制を構築する為にはどうするかを今後考えていきたい。</p>
(6)	<p>対象者の掘り起こし</p>
	<p>①コンサルタント前の認識について 具体的なノウハウを教授いただきたい。</p>
	<p>②コンサルタント後の認識の変化について 経験談として、無料職業紹介事業の企業開拓や就労準備の企業開拓等で企業に向き、企業との関係を構築することで、企業へ就労体験が出来たり、逆に離職する方を就労準備支援で受入れ、リワーク的な役割を担う事もあるとのこと。就労準備支援の枠にとらわれずに、今ある資源を連携させる必要性があることを知った。</p>
	<p>③今後の活かし方について 就労準備や無料職業紹介の企業開拓について、働きかけ方を考える必要があると思った。</p>

就労準備支援事業・実施中（人口規模 5～10 万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 相談に繋がりにくいひきこもりケースの支援について既存の支援機関との連携・役割分担について学びたい。
- (2) 就労準備支援事業の参加利用につなげていくためのアセスメントの手法、講座の運営や周知の方法について学びたい。
- (3) 地域住民や関係機関への更なる周知方法、ケースの掘り起こしのためのアプローチについて学びたい。
- (4) 就労訓練やボランティア受け入れ先の企業開拓方法、相談者と企業のニーズのマッチングについての具体的手法を学びたい。

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>相談に繋がりにくいひきこもりケースの支援について既存の支援機関との連携・役割分担について学びたい。</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関として、ひきこもり相談の看板を掲げてはいるものの、実際に相談に繋がるケースは少ない。自ら支援を求めて相談に繋がることが難しいケースが多いので、潜在的に支援ニーズのあるケースにどのようにアプローチしていけばよいか。 ・ひきこもりの相談や支援を行っている機関との間で、お互いにどのようなケースを取り扱い、どのように関わっているか等、具体的な連携の話は出来ておらず、相談者の紹介にとどまっている。 ・地域には、ひきこもり家族会、コミュニティーソーシャルワーカー等、ひきこもり支援に活用できる社会資源はあり、個別のケースで連携することはある。しかし、支援者間の横の繋がりが不十分である。 ・就労準備支援担当者が、「相談支援員」と兼務している状況のため、支援に時間を割くことが難しい。ひきこもりの支援は、時間をかけて関わっていく必要があるが、訪問支援・家族支援等、密な支援を行う時間的なゆとりがない。 <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師よりひきこもり相談支援機関は、ひきこもりからステップアップしていくうえでのメニューとして各自治体の社会資源の情報を把握できていないことが多いとの指摘があった。当市の就労準備支援事業の情報を積極的にひきこもり相談支援機関へアプローチし接点を増やすことで、就労準備や就労支援に繋げたい相談者等が自立相談支援機関に繋がり、各相談機関との連携も築くことができることに気が付いた。 ・他機関との連携のベースになるのは、担当する支援者同士の繋がりである。支援者同士が具体的にどのような支援が可能かを相互で話し合うこと、日頃から何か
-----	---

	<p>あれば相談できるような顔の見える関係を作ることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つの支援機関が担える役割には限界がある。自立相談支援機関が数年かけて訪問し、ひきこもり状態の改善を図っていくことは難しい。「完全なひきこもり状態から外に出る段階」はノウハウのあるひきこもり相談支援機関に依頼し、「外出が可能になり、就労に繋がられる段階」になれば、地元の自立相談支援機関がバトンを受け取り、切れ目のない支援を行うことが役割分担であり、連携となる。
	<p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり相談支援機関の担当者と、自らの機関がどのような支援が可能であるのか、どの時点から支援が可能か等の具体的な情報交換を行い、紹介だけにとどまらない連携の在り方を検討し、整理していく。 都道府県や他地域の支援機関、地域の支援機関であっても、ひきこもりの相談を行い、自立を支える支援機関であることは共通している。継続的な切れ目のない支援を実現するためには、支援者側が顔の見える関係性を構築している必要があり、日頃からの繋がりを保っていけるように努力していく。
(2)	<p>就労準備支援事業の参加利用につなげていくためのアセスメントの手法、講座の運営や周知の方法について学びたい。</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談者本人との面接、家族からの聞き取りを中心に面接にてアセスメントを行っているが、就労準備支援では本人のペースを尊重した関わりを大切にしている。本人の持っている強みを理解していく上で、講座参加もアセスメントのよい機会になるが、講座利用の前にアセスメントを深める手法を知りたい。 これまで様々な講座を開設してきたが、利用者の人数が少なく、現在は種類も限られている。ひきこもり状態にある方の事例や就労訓練を受けている方の事例もあの中で、継続的に利用してもらえる講座をどのように開設していけばよいか。新規で開設した場合の利用者への周知方法はどのようにしていけばよいか。 <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメントツールに「適性検査」があることを知り、検査を受けるだけでも相談者自身の自己理解を深め、相談に繋がるきっかけになっていることが分かった。 「適性検査」にも様々な種類があり、検査を行う上での資格も必要であることを理解した。面接に加えて、本人の持つ力を判断する客観的なツールであることも理解できた。 今回の事務所訪問を通して、イベントや講座のチラシ等を拝見し、利用者によりわかりやすい表現を取り入れ、イラストを的確に用いて参加意欲を促す工夫をしていることが分かった。 講座は常時開設する講座、新しくイベントとして行う講座があり、就労準備支援担当者の提案から発案するものもあれば、利用者のニーズから開設するものもあることを知った。 <p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 適性検査については詳細を確認し、今後どのように活用できるかを検討していく。 講座のチラシ作成では、参加者にとって内容がわかりやすく、参加意欲を喚起で

	<p>きるものになるように、イラストを活用するなどの工夫を行い、作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい講座は、利用者のニーズを聞き取りながら、対象者に合わせた内容で開設していく。
(3)	<p>地域住民や関係機関への更なる周知方法、ケースの掘り起こしのためのアプローチについて学びたい。</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までは定期的にチラシの配布等を行い、周知活動を行ってきたが、関係者から「周知が足りない」という意見もあり、さらに市民・関係機関に向けてどのような広報活動を行っていったらよいか。 ・民生委員や関係機関からの紹介で相談に繋がるケースもあるが、現在は相談に繋がっていないが、支援を必要とするケースも多くあると思われる。就労準備支援担当者が日々の支援の中でアウトリーチ活動を行うことは厳しい現状があるが、どのように対応すれば、さらに相談に繋げることができるか。 <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への周知という点では、ホームページや SNS の活用、自治会などで活用されている回覧板を利用し、定期的にチラシを見てもらえる機会を作る。市の広報紙にも掲載していくことで、それぞれのツールを活用している様々な年代の住民へ周知していくことに繋がる。 ・来年度、家計改善支援事業が開始されることをきっかけにチラシ作成を行い、さらに市民・関係機関に周知をしてもらうきっかけとしていく。 <p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS の活用、ホームページの改善、広報などの周知文章を作成。 ・回覧板等を確認し、活用していく。 ・新しいチラシの作成。
(4)	<p>就労訓練やボランティア受け入れ先の企業開拓方法、相談者と企業のニーズのマッチングについての具体的手法を学びたい。</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労訓練先、ボランティア先として相談者に提示できる企業、施設が限定されている。就労準備支援事業利用者の興味関心のある職場、ニーズと合わない職種である場合もある。 ・市内の企業は少なく、就労準備支援事業利用者の希望した職種の事業所がない場合もある。 ・新たに就労訓練で開拓した企業の中には、■の認定就労訓練事業の指定を受けていない事業所もある。企業が訓練者の受入れを承諾しても、必ずしも就労準備支援事業利用者を紹介出来ない場合もある。 ・企業側の担当者の変更があると、訓練等の受入れが難しくなることがある。 ・他自治体では、企業開拓専門のスタッフがいるところもある。当市の場合兼任のため、専門スタッフのように人的・時間的に開拓にかけられる時間に限度がある。

	<p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「就労訓練先・体験先リスト」を閲覧し、体験内容により「コツコツ」「対モノ」などのわかりやすいカテゴリーを用いて一覧表を作成することで、訓練先の特徴等が整理できることが分かった。 ・就労訓練・体験を受入れ可能な企業は、市内だけではなく市外にも多くある場合がある。協力してもらえる企業には、積極的にアプローチしていくことが重要である。 ・企業の人事異動は避けられず、担当者の変更により関係性が途切れてしまうことがある。しかし、互いに日常的な関わりを持っていくことで、担当者が代わっても繋がりを維持できる場合もある。根気よく関係性を築いていくことが必要である。 ・企業向けチラシを作成し、さらに企業向けの説明会を開催することで、就労訓練に対する企業や事業所の理解に繋がっていく。まず、就労準備支援事業がどのようなものであるのかを理解してもらうことも大切である。 ・就労準備支援担当者の兼務という実態は変えられないが、一週間に一日でも担当者が就労訓練・就労準備や企業開拓に専念できる曜日を設定するなどして、業務の優先度を勘案した勤務体系が組めるように工夫していく。
	<p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労訓練・就労体験先リストをカテゴリー別に作成し、一覧で分かりやすい資料にしていく。 ・就労準備支援事業の利用者が少ないため、利用者のニーズに合わせた企業開拓を行っていく。 ・自立相談支援機関、就労準備支援事業のチラシだけではなく、企業向けチラシの新規作成を行う。 ・相談支援員等の体制について職場内で検討する。

就労準備支援事業・実施中（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：就労準備支援事業（一時生活支援事業）

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 事業体制・支援員の体制について
- (2) 就労準備支援事業の在り方や取り組み内容について

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	事業体制・支援員の体制について
	<p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>当市の事業体制について、全事業を直営で実施しているため、事業やNPO 法人と比較してノウハウに劣る部分があるように感じられる。</p>
	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>就労準備支援事業と一時生活支援事業のコンサルタントサービスにおいて、「困窮者を本気で支援するためには、庁内の関係機関と本気で連携して取り組めば、委託よりも直営のほうが強い」との助言をいただいた。</p> <p>自立相談支援事業のコンサルタントサービスにおいても、外部機関と連携できるようなルールづくりができれば、直営でもうまく実施できるとの助言をいただいた。</p> <p>しかし、就労準備支援事業における送迎サービスなど、直営ならではの課題もあり、そのような課題を克服していく必要がある。</p>
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <p>現在、庁内の連携会議として、子どもの支援部門と債権関係の担当部会を実施しているが、情報共有に留まっている場合や、現に関係している課のみで完結してしまうことがある。具体的な連携が図れるよう、会議の在り方や内容を見直ししていく必要がある。</p> <p>また、庁内の関係課を含めた事例検討会を開催し、包括的な支援の実現に向けて顔の見える化を図っていききたい。</p> <p>庁外に対しては、事業の取組内容を広く周知するため、出前講座等の開催を検討していきたい。</p>
(1)	就労準備支援事業の在り方や取り組み内容について
	<p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>事業の利用において、利用者を一般就労につなげることや意欲喚起が達成できているかが疑問である。</p> <p>希望者の人数が少なく、取り組み内容についてもマンネリしており、事業としてどのように評価するか悩みがある。</p>
	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>居場所としての機能と就労へのつなぎとしての機能をそれぞれのメニューで明</p>

	<p>確化し、就労へのつなぎや意欲喚起の達成度を評価する必要があるとの課題をいただいた。</p> <p>また、利用者が様々な経験ができるものや利用者同士で相乗効果が生まれるようなメニューがあると良いとの助言をいただいた。利用者自身でどのようなことをしたいかを考える場があるとなお良いとのこと。</p> <p>評価シートを作成して、事業の評価を行うとよいとの具体的な助言もいただいた。</p>
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <p>就労へのつなぎや意欲喚起など事業としての達成度についてのシートを作成し、会議によりモニタリング・評価していきたい。</p> <p>既存の取り組みにおける畑作業を、居場所としての機能のみでなく、就労への準備段階として、収穫物の販売や寄付などにより社会的なかわりが意識できるよう発展させていきたい。</p>

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名：[REDACTED]

事業名：就労準備支援事業

1. コンサルタント実施前の課題

(1) 就労準備支援事業の望ましい事業展開、支援体制について

2. コンサルタント実施後の変化

(3)	<p>就労準備支援事業の望ましい事業展開、支援体制について</p> <p>①コンサルタント前の認識について 平成30年度から事業を実施しているが、望ましい事業展開、支援内容になっているか、意見をいただきたい。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 本市だけでなく、[REDACTED]の担当者や関係者に参加を呼びかけ、就労準備支援事業に係る研修会（派遣されたコンサルタント2名が講師）を開催。先進事例を通して、事業の在り方について理解を深めることができた。</p> <p>③今後の活かし方について 研修会での内容（以下参照）を参考に、次年度における事業委託内容（仕様書）に反映していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「就職支援」ではなく「就労支援」（目先の就職に捉われることなく、対象者の意欲や目標、能力等を高めるような働きかけ）を実践していく。 ・就労支援の過程は、「トライ&エラー」の繰り返しだが、それを支援者が保障する（失敗を受け入れる度量を持つ）ことが必要で、重要なのは「エラーポイント」を理解し、次回の支援に活かしていくこと。 ・企業開拓をする際は、単に「体験」や「訓練」を受け入れてくれることに留まることなく、できる限り、将来的な「一般就労」を受け入れてもらうことを念頭に交渉（開拓）を進めていくことが大切。 ・セミナーや職場見学、体験、訓練、合宿等を体系化し、相談者にわかりやすく「見える化」（段階に応じた「支援メニュー表」の作成など）をしていく。 ・マンツーマンの支援だけでなく、一定期間（1か月～3か月毎）の就労プログラム（学校の時間割のような曜日毎の日課）を作成し、授業のような形で、集団に対して支援を提供していく。参加を通じて、生活リズムを整え、他者との交流を深めながら、就職に向けたステップを踏んでいくことが期待できる。
-----	---

就労準備支援事業・実施中（人口規模20万人～）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 企業開拓をする時間が限られている中で、効果的に理解のある企業を開拓するアドバイスを頂きたい。また、企業へのメリットの伝え方をどうすればよいのか
- (2) 被保護者就労準備支援事業（生活困窮者就労準備支援事業）のプログラムについてアドバイスをもらいたい。
- (3) 企業説明会の開催の仕方
- (4) 体験先への同行支援に時間・人員が必要。
- (5) サボステとの連携のあり方

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>企業開拓をする時間が限られている中で、効果的に理解のある企業を開拓するアドバイスを頂きたい。また、企業側へのメリットの伝え方をどうすれば良いか？</p> <p>① コンサルタント前の認識について 企業開拓員がおらず、効果的な企業開拓を進めることが困難であり、有効な手段を知りたかった。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について ・就労体験先を増やすためのインセンティブ（例えば1回1000円）の創設も検討すべき。 ・勤務時間の配慮等、条件を緩和することによって就労に結び着く場合も多く、仕事を切り分ける等の配慮があれば仕事ができる例もある。求職中の生活保護受給者の状況を踏まえた個別の求人開拓は極めて有効。 ・JA等の農業や地場産業など地域の中で人材が不足している分野への求人開拓を進めることにより、地域の活性化が図られた事例もある。</p> <p>③ 今後の活かし方について ・インセンティブの検討（所管課とも相談していく）。 ・個別的な企業開拓のための、企業開拓員の配置の検討（資格要件もあるため、所管課と相談していく） ・JA等の農業分野との連携。</p>
(2)	<p>被保護者就労準備支援事業（生活困窮者就労準備支援事業）のプログラムについてアドバイスをもらいたい。</p> <p>① コンサルタント前の認識について 被保護者はグループワークへの活動が難しく、1対1での面談が中心になってしまいう面があり、効果的なプログラムの設定が難しかった。 また、生活困窮者に対するプログラム内容に苦慮していた。</p>

	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1対1の関係性では依存を生んでしまうため、当事者同士が集団の中で支援を受けることが望ましい。その際、当事者自らプログラムを企画したり、運営側に戻るような当事者性が重要である。 ・失敗をしても良い場や雰囲気の設定が重要である。支援者が、当事者の失敗する体験を奪っている可能性がある。 ・静岡方式はとても参考なる。伴走型支援は1対1の関係から抜けきれないため、就労支援を通じた地域づくり、就労支援を通じて人とつなぐ支援が必要である。 ・雑談のトレーニングはとても重要。 ・当事者自身がプログラムを作る。就労者からの聞き取り。理解のある企業の方が講師になって話をしてもらおう。元当事者が語る。自分の体験を語る場の設定。 <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者主体ではなく、当事者を主体にしたプログラムを考えていきたい。 ・1対1で依存を強めるのではなく、集団を通して友達を作る事、地域や就労につながる事が重要であると確認できた。
(3)	<p>企業説明会の開催の仕方</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>企業の理解を進めるための企業説明会を、誰とパートナーを組んで企画すれば良いのか、具体的にわからなかった。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは労働局との連携が必要。商工会議所は会員にならないと連携が難しい。 ・福祉部門と商工部門との連携が重要である。企業説明会の開催の仕方 <p>企業説明会、企業発表会をさぼすて（若者）、困窮、障害で合同出来ると良い。</p> <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的には若者、障害、困窮、高齢の部門が連携をして企業説明会の開催が出来れば良い。まずは、ハローワークと相談する事から始めたい。
(4)	<p>体験先への同行支援に時間・人員が必要なこと</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>限られた人員での同行が難しく、工夫が必要だった。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>実習先との関係性や当事者の状態によって同行の必要な段階を分けて支援を行う。</p> <p>③ 今後の活かし方について</p> <p>ある程度の仕組みが必要だと感じた。体験=すべて支援者の同行ではなく、企業との関係性や当事者の状態によって、最後まで同行するのか、送迎のみなのか、基準を設けて判断していけばよいのだと感じた。</p>
(5)	<p>さぼすてとの連携について</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>制度設計上、連携の難しさを感じていた。</p>

	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none">・柔軟にさぼすてと連携してよい。・氷河期世代対策の一環としてさぼすての対象年齢があがる為、今後の連携はありうる。
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none">・氷河期世代の支援をきっかけに、連携強化は充分ありうると感じた。

就労準備支援事業・実施中（県域）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名：■■■■■

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

(1) 個別支援の強化に関する課題

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	個別支援の強化に関する課題
①	コンサルタント前の認識について ・現在は、基本的な生活習慣や、コミュニケーション能力等を身に付けさせるため、就労支援員が、対面方式による個別支援を中心に行っているが、就職につながるケースが少なく、効果的な支援に向け、支援内容の充実・強化を図る必要がある。
②	コンサルタント後の認識の変化について ・効果的な支援を実施するためには、現在の個別支援に加えて、就労体験の受入など、民間企業・団体や社会福祉施設等、地域の関係機関と連携した取組が重要である。 就労体験先の開拓に当たっては、高度な技術・経験を必要としない、清掃、警備、農業、草取り等の職種であれば、企業側の理解が得やすい。 また、人材不足の解消や、職員間のコミュニケーションの活発化等、生活困窮者と共に働くことのメリットを企業経営者に理解し、発信してもらうことや、当事者同士によるグループワークや関係づくりを進めることも重要である。 ・就労準備支援事業の向上には、自立支援機関や就労準備支援機関等が連携した、情報交換や研修等の取組が重要である。
③	今後の活かし方について ・生活困窮者の就労体験の受入等、地域の関係機関との連携した取組を進める。 ・自立支援機関等が連携した取組を推進するため、近隣市町との情報交換、合同研修等の取組を推進する。

就労準備支援事業・実施中（県域）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 就労準備支援、就労訓練の両事業の利用実績向上について
- (2) 就労支援における自立相談支援と就労準備支援の連携について
- (3) 被保護者就労準備支援事業との一体的実施について

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	就労準備支援、就労訓練の両事業の利用実績向上について
	①コンサルタント前の認識について ・就労準備支援、就労訓練の両事業の利用が低調で、当初想定約半数にとどまっている。
	②コンサルタント後の認識の変化について ・就労準備支援等のメニューが見える化し、自立相談支援の窓口で外部に発信することにより、相談や利用につなげる必要がある。 ・また、就労準備事業の事業者も相談の入口とし、自立相談支援と連携を図る必要がある。
(2)	③今後の活かし方について ・就労準備支援等のメニューの見える化のツールとして、仕事に基づく訓練が見える化する「就労体験シート」の情報提供は行ったので、今後は具体的な活用を進めていく研修などの実施を検討したい。
	就労支援における自立相談支援と就労準備支援の連携について
	①コンサルタント前の認識について ・自立相談支援員と就労準備支援事業担当者の就労支援の理解に差があり、連携がうまくいかない。 ・自立相談支援側として就労準備支援事業をどのように説明したらよいか、一方、就労準備側からどういう相談者、ニーズがあるのか不明確。
	②コンサルタント後の認識の変化について ・就労困難者ではなく、求職準備者にとらえることが必要で企業開拓の際の説明としてわかりやすい。 ・アセスメントとしての就労体験を行うことで、相談者の自己理解を図るとともに、包括的相談支援の見極めを行うことが必要。
	③今後の活かし方について ・コンサルタントサービスとして、就労準備支援対象者と自立相談支援機関の交流会を実施し、コンサルタントサービスの講師の進行によるワークショップを通じ就労支援の課題と進め方について理解を深め、共通認識を得ること

	<p>ができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、このような連携・協働を図る取組の実施を来年度以降も検討していきたい。
(3)	<p>被保護者就労準備支援事業との一体的実施について</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保護者の就労準備支援事業について、生活保護が長期化し就労意欲が低下している場合の対応が難しい。 <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労準備のかなり手前の意欲喚起は長期的な取り組みが必要。 ・就労体験と料理講座などをセットで行う「就労準備講座」や就職活動など近況報告の情報を交換する「居場所」の提供が有効である。 <p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職氷河期世代への支援も踏まえ、ひきこもり支援センター等とも連携しながら、就労準備講座や居場所の活用を検討する。

就労準備支援事業・未実施（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： ██████████

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 就労準備支援事業の実施方法について
- (2) 就労準備支援の事業の予算内容

2、コンサルタント実施後の変化

<p>(1)</p>	<p>就労準備支援事業（1回目）</p> <p>① コンサルタント前の認識について 令和2年度の就労準備支援事業を広域的（█████県）な方法で行うのか、単独で実施していくのかを相談者のニーズをとらえることができずに検討していた段階であった。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について █████市の人口関連データから相談に来てはいないが、社会的に孤立している人数が把握している数より多かった。当市の社会資源を見つめ直し、障害福祉サービスの事業所への委託で実施をしていく方法で事業計画を作成となった。</p> <p>③ 今後の活かし方について 無料職業紹介事業の活用について情報を得て、来年度に向けて自治体での登録を行う予定です。 市内の福祉事業所へ事業説明を行い協力して頂ける場所があったので令和2年度に向けた予算計上を行いました。今後は就労体験シートを作成して具体的な就労準備メニュー作りについて2回目以降のコンサルタントを受ける予定である。</p>
<p>(2)</p>	<p>就労準備支援事業（2回目）</p> <p>① コンサルタント前の認識について 就労準備支援事業を市内のB型作業所をしている法人に依頼し、法人からも理事会にかけて「就労準備支援」事業を行うことを了承してもらった。体験メニューを作るための作業の洗い出し等をおこなった。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 体験メニューを紹介する時は、ねらいをはっきりさせることが大切であり、目標に応じた体験メニューを紹介していく方が、アセスメントを取りやすく次の就労のステップの為にもなる。 一人ひとりの目標をしっかりと考えて体験メニューを紹介することが重要となる。</p> <p>③ 今後の活かし方について 体験メニューを、紹介する生活困窮者自立相談支援に携わる職員自身が内容を理解し、しっかりとイメージを伝えていけるよう予算化の前にB型作業所で体験メニューの体験をおこない、メニュー作成に活かしていきます。</p>

就労準備支援事業・未実施（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名：■■■■■■■■■■

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

(1) 就労準備支援事業に関する知識不足

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	就労準備支援事業に関する知識不足
	①コンサルタント前の認識について ・就労準備支援事業、とりわけ就労自立に関する支援について、基礎知識が不足していたため、どのように進めていけば良いか、分からない状況であった。
	②コンサルタント後の認識の変化について 就労自立に関する支援について、その効果や、他自治体での事例や実施方法を教示してもらうことにより、具体的なイメージをつかむことができ、町での事業着手に向けて検討すべき課題を明確化できた。
③今後の活かし方について 今後は今回のコンサルタント内容をもとに、■■■■での事業実施に向けた内容（就労体験等）を検討し、より早期の事業実施を目指していきたい。	

就労準備支援事業・未実施（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

(1) 就労準備支援事業立ち上げのノウハウに関する課題

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>就労準備支援事業立ち上げのノウハウに関する課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <p>当市における生活困窮者及び被保護者に対しての出口支援として、数年前より就労準備支援事業の必要性を感じ、これまでの内部協議を経て、令和2年度からの実施を検討していましたが、実施にあたり、具体的な事例やノウハウについて、関係機関から提供いただく資料に目を通す機会はあるものの、それだけではイメージが掴めず、いざ事業を立ち上げてスムーズな事業運営ができるのか、実績に結びつけることができるのか、不安がありました。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>派遣講師から、就労準備支援事業について、当市にも当てはめることが出来る具体的な事例や、たくさんの情報を提供いただき、事業に対する認識を深めることが出来たことは勿論、当市が目指している「地域共生社会」の実現に向けた取組に位置づけることが出来ることを担当職員が認識出来たことは、来年度からの事業実現に向けての大きな契機となりました。</p> <p>また、当市での事業展開について具体的に検討することを目的として、市の福祉分野に限らず、市役所各部署の職員や、市内の事業所や企業、団体等の参加により「官民連携による働く場づくり推進に伴う意見交換会」を開催しましたが、参加者から様々な意見や提案をいただきながら、これから進めていく就労準備支援事業の情報の共有を図ることが出来ました。</p> <p>③今後の活かし方について</p> <p>この度のコンサルタントで得た知識や、具体的な事例等を参考にし、この度派遣いただいた講師に引き続き助言をいただきながら、新年度から良い形で事業が実施できるように準備を進めていきたい。</p> <p>また、就労準備支援事業実施に関連して、認定就労訓練事業の推進についても検討していきたいと考えています。</p>
-----	---

就労準備支援事業・未実施（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 就労準備支援事業の具体的な業務内容がわからない。
- (2) 就労準備支援事業を委託して実施する場合の委託先、委託料などがわからない。
- (3) 就労準備支援事業に必要な人員がわからない。

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	就労準備支援事業の具体的な業務内容がわからない。
	①コンサルタント前の認識について 事業についての知識が乏しく、事業実施のためには具体的に何から取り組んでいけば良いのかわからなかった。
	① コンサルタント後の認識の変化について 事業の対象者がわかり、就労準備支援事業には適性検査やグループワーク等いくつものメニューが必要なこと、中間的就労等の受け入れ先の開拓をしていかなければいけないことがわかった。
(2)	② 今後の活かし方について 事業実施に向けた準備の際に活用したい。
	(2) 就労準備支援事業を委託して実施する場合の委託先、委託料などがわからない。
	① コンサルタント前の認識について 事業を委託して実施する場合、どのような所へ依頼すれば良いのか、その場合委託料はどのくらいになるのかということがわからず、想定が難しかった。
(3)	② コンサルタント後の認識の変化について 委託先を障害福祉サービスの就労継続支援B型や相談支援事業所を有している社会福祉法人で可能かという想定が出来るようになった。 また、市単独では事業実施が難しいこともわかった。
	③ 今後の活かし方について 近隣の市と広域で実施が出来ないか等、事業実施を検討する際に活用したい。
	(3) 就労準備支援事業に必要な人員がわからない。
	①コンサルタント前の認識について どのような資格を持った職員が何名必要なのかわからなかった。
	③ コンサルタント後の認識の変化について 支援員は社会福祉士やキャリアコンサルタントなどの資格を有しており、社内研修を重ねながら実務を行っていることがわかった。
	④ 今後の活かし方について 想定している委託先との話し合いの中で、活用したい。

就労準備支援事業・未実施（人口規模5～10万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名：[REDACTED]

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

(1) 就労準備支援事業立ち上げのためのノウハウがない

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	就労準備支援事業立ち上げのためのノウハウがない
	①コンサルタント前の認識について 今まで実施したことがないため、立ち上げに必要なノウハウがない。
	②コンサルタント後の認識の変化について 新たに気づいた点は、就労体験先企業の開拓方法としては、障がい者支援プログラムを実施しているか、障がい者雇用の求人票を出している企業等に話をすると良いということ。 利用者1人1人個人の課題に合わせた支援をしていかないと就労まで結びつかない。 就労準備支援事業は、ひきこもり対策も兼ねているため、今後利用者数は見込められると思われる。
	③今後の活かし方について まずは[REDACTED]県が主導する共同実施を検討していくが、今後の利用者数によっては、業者委託による単独実施も検討する。 また、障がい者支援という切り口から、障がい者担当係で行っている農福連携において、生活困窮者等も含めて利用できないかどうか検討していこうと思います。

就労準備支援事業・未実施（人口規模 5～10万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 就労準備支援事業の新規開始に向けた課題
- (2) 先進事例の紹介
- (3) 事業実施にあたっての具体的なノウハウ

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	就労準備支援事業の新規開始に向けた課題
	① コンサルタント前の認識について 就労準備支援担当者が支援プログラムを作成し、認定就労訓練事業所等を活用しながら就労に向けた訓練を行うだけの事業だと思っていた。
	② コンサルタント後の認識の変化について 就労体験等を受け入れてくれる協力事業所の開拓や無料職業紹介の活用等の重要性について改めて認識した。 個別の支援の前に、企業等と連携した就労支援の仕組みづくり等、支援プログラム作成に必要なツールを増やしていくことの大切さを理解した。
(2)	③ 今後の活かし方について 必要な経費や予算等についてもご教示いただき、自立相談支援事業や家計相談支援事業との連携により、より有効な就労準備支援となるよう事業の立ち上げに活用していきたい。
	先進事例の紹介
	① コンサルタント前の認識について 他の自治体がどのようにどのような事業を実施しているのか、全くわからずに事業の全体像も掴めていない状態だった。
(3)	② コンサルタント後の認識の変化について 豊中市や JA 全農大分等の多くの事例を紹介していただき、就労準備だけでなく、一般就労から中間的就労まで幅広く、様々な支援方法があることが理解できた。
	③ 今後の活かし方について 就労準備支援事業の開始にあたって、先進事例を参考に様々な支援方法等について検討し、事業実施に向けて準備していきたい。
	事業実施にあたっての具体的なノウハウ
	① コンサルタント前の認識について 就労準備支援事業の実施にあたって、実際具体的にどのように支援をおこなっていけば良いか全くわかっていなかった。
	② コンサルタント後の認識の変化について

	<p>職場体験シートの作成や無料職業紹介の活用方法等について、具体的に教えていただくことができた。</p>
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <p>自立相談支援事業における就労支援や生活保護者に対する支援においても、職場体験シート等を活用するとともに、就労準備支援事業の実施にあたって有効に活用していきたい。</p>

就労準備支援事業・未実施（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX
 事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 自立相談支援事業の実施に関し、特にプラン作成件数が全国平均や目安値に比べて少ない。
- (2) 法に基づく家計改善支援事業及び就労準備支援事業が未実施であり、今後、同事業の実施に向けて検討を進めなければならない。

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>自立相談支援事業の実施に関し、特にプラン作成件数が全国平均や目安値に比べて少ない。</p> <p>① コンサルタント前の認識について プラン作成率は低いものの、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業は十分、実施できていると考えていた。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 自立相談支援事業を行うにあたって、プランを作成することは相談者に目標を持ってもらう重要な意義があり、支援を受ける側の立場に立った姿勢が重要であることが確認できた。また、プラン策定する際も長期プランではなく、もう少し短い実現可能なプランとするなど支援を受ける側の立場に立ったプランであるべきであることも確認できた。</p> <p>③ 今後の活かし方について 相談を受ける体制も含め、対応する職員の啓発を行い、プラン作成率を上げるとともに相談しやすい窓口となるよう事業を実施していく。</p>
(2)	<p>法に基づく家計改善支援事業及び就労準備支援事業が未実施であり、今後、同事業の実施に向けて検討を進めなければならない。</p> <p>① コンサルタント前の認識について すでに自立相談支援事業の中である程度、家計相談にも応じており、家計改善支援事業との棲み分けなど、どのように事業を構築すればよいかかわからない。また、家計改善支援事業を改めて立ち上げる重要性があまり認識できていない。就労準備支援事業についてもどのように事業を構築すればよいかかわからない。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 自立相談支援事業と家計改善支援事業のそれぞれの違いがわかり、両者は役割分担し連携することによって本来の効果を得ることができていることを認識した。また、家計改善支援事業の実施により、市役所内における自立相談支援機関の信頼度がより向上することもわかった。</p>

	<p>就労準備支援事業についても事例等を教示いただき、事業構築のイメージができた。</p>
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <p>就労準備支援事業については、令和2年度の予算化につながった。</p> <p>また、家計改善支援事業についても、今後の事業構築の参考とし、さらに検討を進めたい。</p>

就労準備支援事業・未実施（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 事業対象者について
- (2) 就労準備支援事業における就労体験受入れ先の開拓
- (3) 就労準備支援事業のひきこもり支援センターとの事業展開について
- (4) 就労準備支援事業と市内の社会資源について

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>事業対象者について</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>○ 来年度、就労準備支援事業実施にあたり、事業対象者像を考えると、ひきこもり支援センターと事務連携を行い、対象者の幅を広げ実施することが効果的であると考えていた。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>○ 就労準備支援は、生活困窮者のみではなく、生活保護受給者まで対象者を伸ばすことが、事業を効果的に実施できるものとのアドバイスから、生活保護費の市の支出の観点から考えても理にかなったものであり、今後の困窮事務実施の上で検討していく必要があると認識できた。</p> <p>③ 今後の活かし方について</p> <p>○ 当市の生活保護グループには就労支援員がいないことや、就労準備支援を必要とする要保護者に対して、対策が進んでいないこともあり、どのような実施方法が効果的で効率の良い就労支援であるかを生活保護事業・困窮事業双方で協議していきたい。</p>
(2)	<p>就労準備支援事業における就労体験受入れ先の開拓</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>○ 本事業の協力をお願いできる企業を自力で開拓するにあたって、企業側の協力によるメリットがなければ、理解は低いのではないかと考えていた。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>○ 企業側のメリットも必要であるが、なによりも、参加していただける企業が制度の内容を深く理解し、企業側の意識を変えていくような方向で話を進めなければ、一時的なもので終わってしまうとのアドバイスを受け、個人企業に訪問することも一つの方法であるが、商工会などを通じて、全体的に就労準備支援の制度について理解を求めるようなセミナーを開催することなどが企業側の意識を変える効果的なPRにつながり、これも企業開拓につながる重要なことであるということに気がつけた。</p>

	<p>③ 今後の活かし方について</p> <p>○ 就労準備支援において、なぜ就労準備支援を必要とするのか、なぜ、行政が協力を必要とするのかについて企業側が制度の理解を深めてもらえることは、制度の趣旨から考えて非常に大きな意味を持つため、少しでも多くの企業に理解を示してもらえよう、周知方法を工夫したい。</p>
(3)	<p>就労準備支援事業のひきこもり支援センターとの事業展開について</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>○ 就労準備支援事業の対象者の多くは、ひきこもり関係者であると考えているため、ひきこもり支援センターとの共同実施こそが、より効果的な事業実施であると考えている。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>○ この部分については、市内にひきこもり支援センターがあり、すでにひきこもりの方々を対象とした就労支援が実施されていることや、居場所（サロン）づくりに関しても整備されていることから、共同実施が望ましいとお話を受けて、コンサル後も大きな認識の変化はなく、むしろ、共同実施についての考え方について間違いがなかったということで自信が持てた。</p> <p>③ 今後の活かし方について</p> <p>○ 来年度開催予定の「ひきこもりサポーター養成講座」を、制度の公開講座とすることで、さらなる困窮制度の周知強化が図れるというアドバイスを受け、周知方法の一つとして主催の社会福祉協議会と検討していきたい。</p> <p>また、来年度実施予定である「就労準備支援事業」のひきこもり支援センターとの共同実施に向けて、それぞれの役割や、場所の活用方法、また、どのような実施方法が制度を利用しやすいのかも含めて実施経過を見ながら良い方向へ形態を変化させていきたい。</p>
(4)	<p>就労準備支援事業と市内の社会資源について</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>○ 就労準備支援事業を実施するにあたり、有効的な市内の社会資源が思いつかないことなどから、社会資源活用した事業実施は難しいものと考えていた。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>○ 市内の社会資源について理解をしておらず、気が付かなかった部分が多くあった。アドバイスをいただいた中では、市の特産（主に農業分野）において、コミュニティ単位で市民活動の独自性を活かした農業体験の受入先の開拓などが有効であるとの話から、インフォーマルな社会資源が、就労準備支援事業の対象者向きであることに気づかされたため、事業所開拓にあたり、今までの考えを改める必要があることを強く感じた。</p>

③今後の活かし方について

- 社会資源の活用について、少々誤解していた部分があった。就労準備支援の事業実施において、対象者像を考えたときに、ボランティア要素を含んだインフォーマルな社会資源社会資源（清掃分野及び地域サロン等）が有効であることを理解したため、新たな目でインフォーマルな市内の活用できる社会資源を精査していきたい。

就労準備支援事業・未実施（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： ██████████

事業名：就労準備支援事業（子どもの学習・生活支援事業）

1、コンサルタント実施前の課題

(1)・体制の整え方

⇒人数の積算をどう考えたらいいいのか？

人員配置の置き方（人口割？）

(2) 生活困窮者としてどこまでの範囲でみるのか（親は収入あり、子が無職）

(3) 生活訓練が含まれている感じ？（イメージとして）

(4) 就労準備のための場所、スペースの確保

(5) 病識がなく就労準備を通して、就労が難しい方への支援

(6) 病識がなく未受診の相談者に関して病院などの同行は可能か？

（今後の活動場所、サービスへのつながりを考えて）

(7) 就労準備は、生活訓練でやっていること同様のイメージでいいのか？

（お風呂、歯磨き、散髪、あいさつなど）

(8) 自立相談と就労準備を行う場合

⇒・プランは2つあげる？

・支援調整会議はWであげる？（自立とセットでいいのか）

・自立相談のプラン終了し、就労準備を継続するのはあり？

（子どもの学習・生活支援事業）

(1) 他府県・他市町村の学習支援の状況や在り方を知りたい。（実施方法、入塾の条件や導入方法、参加人数）

(2) 各関係機関との連携の仕方や他機関への繋げ方、関わり方、情報共有の仕方など

(3) 子ども支援員の業務内容、一人当たりの持ちケース数（世帯数）

(4) 学習支援と生活支援の範囲、内容、実態。

(5) 各関係機関と調整会議などを開催し、情報共有しながら支援を行っているか。

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	何人、支援員を配置した方がよいのか
	① コンサルタント前の認識について 何人、支援員を配置した方がよいのか
	② コンサルタント後の認識の変化について 就労準備支援事業は様々な支援が可能なので、██████市がどこまで支援をするかによって変わってくる。
	③ 今後の活かし方について 事業を実施する前にある程度、どのような支援をするか見立てる。 ただ、相談者は様々な状況の方がいるので相談者にあった支援を心がける。
(2)	自立相談支援と就労準備支援事業を同時に行うことが出来るのか。同時に支援する場合、プランは一つでプランするのか。

	<p>① コンサルタント前の認識について 自立相談支援と就労準備支援事業を同時に行うことが出来るのか。 同時に支援する場合、プランは一つでプランするのか。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 同時に支援することになる。</p> <p>③今後の活かし方について 基本、自立相談支援のプランの中に就労準備支援事業をチェックする。 自立相談支援とは別に就労準備支援のプランを作る。 就労準備支援は時間のかかる事業のため1年くらいかけて一般的就労を目指す支援をする。 1年かけてプランをやっても状況が変わらない場合はいったん終結する。2年目に入る場合は、1年目と違ったプランを見立てたほうが良い。 また、支援するうえで、</p>
(3)	<p>生活困窮者としてどこまでの範囲でみるのか</p> <p>① コンサルタント前の認識について 生活困窮者としてどこまでの範囲でみるのか（親は収入あり、子が無職）</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 親は収入があり支援が必要無いとを感じるが、相談者本人が困窮に陥る可能性がある場合は支援が必要。</p> <p>③今後の活かし方について 世帯で見ただけでなく、個人としてみて、生活困窮に陥る可能性がある場合は支援するようにする。 基本、非課税世帯が支援対象者となっているが、市長が必要と認めた場合も対象になるので、支援調整会議などで、福祉事務所として対象にすることを確認する。</p>
(4)	<p>就労準備のための場所、スペースの確保</p> <p>① コンサルタント前の認識について 就労準備のための場所、スペースの確保</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 場所は結構重要。</p> <p>③今後の活かし方について 自立相談支援窓口と一緒のフロアだと連携が取りやすい等のメリットがある。 しかし、役所が苦手な相談者もいるので役所内でも日立つ場所での支援を嫌がり繋がらなく可能性も出てくる。 役所でやる場合でも、同じ敷地内の離れにあったりすると来やすくなる場合もある。 ただ、現実的に今ある、相談窓口を変更することは難しいと思うので、支援者に対してどこまで配慮することが出来るか再確認の必要性を感じた。</p>
(5)	<p>病識がなく就労準備を通して、就労が難しい方への支援どのようにやったほうが良いのか</p>

	<p>①コンサルタント前の認識について 病識がなく就労準備を通して、就労が難しい方への支援はどのようにやったほうが良いのか 病識がなく未受診の相談者に関して病院などの同行は可能か？</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 同行が必要な場合は同行支援は可能。 就労準備支援員が対応できない場合は、自立相談支援員が同行することも可能。</p> <p>③今後の活かし方について 病識のない相談者に対しての支援は、就労準備支援事業として病識への気づきのためのプログラムを見立てることが可能なので、他で支援できない部部をカバーする大事なこと。 就労準備支援事業につながる相談者のうち半数以上が何らかのしょうがい手帳を持っていたり、しょう害につながるケースのため、プログラムを組み立てることが大事。</p>
(6)	<p>就労準備は、生活訓練でやっていること同様のイメージでいいのか？</p> <p>①コンサルタント前の認識について 就労準備は、生活訓練でやっていること同様のイメージでいいのか？（お風呂、歯磨き、散髪、あいさつなど）</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>③今後の活かし方について （お風呂、歯磨き、散髪、あいさつなど）←これらが出来ないからといって就労できないわけではない。 逆に、これらが出来なくても就労できる就労先を開拓する必要がある。</p>
(7)	<p>市、単独で実施したほうが良いのか、県広域で実施したほうが良いのか</p> <p>①コンサルタント前の認識について 市、単独で実施したほうが良いのか、県広域で実施したほうが良いのか</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 市でやりたいことが広域で実施されているのであれば、広域事業に乗っかるのも手だ。</p> <p>③今後の活かし方について 就労準備について何からやってよいかわからない状況であれば、県広域に乗っかり、県が事務手続きをやってくれるので準備も楽。県が委託している事業所は5年くらいの実績もあるのでまずは県広域で実施し、■■■■市と合わないようであれば抜けて単独実施に切り替えることも視野に入れ実施開始したい。</p>

(子どもの学習・生活支援事業)

(1)	<p>本市で行っている支援で、良いのか</p> <p>① コンサルタント前の認識について 本市で行っている支援で、良いのか</p>
-----	---

	② コンサルタント後の認識の変化について 支援の仕方はそれぞれの市町村によって違いがある。
	③ 今後の活かし方について 本市の面積からしたら、無料塾は現在の集合型が合っていると思いました。
(2)	支援員の担当持ちケースが多すぎではないか。
	① コンサルタント前の認識について 支援員の担当持ちケースが多すぎではないか。
	② コンサルタント後の認識の変化について 事例として参考にした京丹後市は地域が広いため個別支援を行っており、家庭訪問等を行った学習支援をしており、その地域に適した支援の仕方だと思いました。
	③ 今後の活かし方について 京丹後市では、支援員は教員資格のある方が支援をしており、家庭環境、勉強環境、支援できる部分全て見ている状況のため、本市が行っている支援員とは業務内容が違ってました。 しかし、年に1度、夏休みに、廃校になった学校を利用して夏祭りを準備から片付けまで行い、集合する機会があり、集団行動をとる機会が有り、本市でも機会が有れば行いたい行事に思いました。
(3)	現在、無料塾の申込書は有りますが、決定通知を出していない状況。
	① コンサルタント前の認識について 現在、無料塾の申込書は有りますが、決定通知を出していない状況。
	② コンサルタント後の認識の変化について
	③ 今後の活かし方について 次年度からは決定通知を出し、塾へ通っている意識付けしても良いと思いました。
(4)	各関係機関との連携の仕方や他機関への繋げ方、関わり方、情報共有の仕方など
	① コンサルタント前の認識について
	② コンサルタント後の認識の変化について 個別支援だからこそ、子どもの支援だけではなく、生活支援のひとつで、家庭環境を整えるために病識のない保護者を早めに病院へ繋ぐことが出来るのではと思いました。
	③ 今後の活かし方について

就労準備支援事業・未実施（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 週3日程度で効果的に実施する方法について
- (2) 支援を1年以上に延長した場合、効果は出るのか。
- (3) 協力事業者の開拓方法について

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>週3日程度で効果的に実施する方法について</p> <p>① コンサルタント前の認識について 予算に限りがあることから、週5日での実施が難しく、週3日程度しか実施することができない。週3日程度の実施で、効果的に実施するためには、どのような方法で実施するべきか。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 週3日と限定するだけではなく、午前中のみ通所してもらい実施するというように、時間を限定する方法でもよい。人件費が最も大きいので、他事業との兼任などで調整するとよい。その際、管理者は専任でなくてもいいので置くべきである。</p> <p>③ 今後の活かし方について 仕様書に弾力性をもたせ、他制度と組み合わせながら、利用者の実情に応じた支援ができるようにしていきたい。本市のひきこもりサポーターや障がい福祉課とも情報共有し、連携していく。</p>
(2)	<p>支援を1年以上に延長した場合、効果は出るのか。</p> <p>① コンサルタント前の認識について 支援が長期になってしまうと、予算的に厳しくなるのではないかと。また、1年支援して効果が見られなかった方が、支援をさらに継続して就労できるのか疑問である。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 他自治体の実績から、1年で就労に結びつくことは難しく、2年はかかってしまうケースが多い。そのため、1年で支援を切ってしまうと効果として表れづらいので、2年間は地道に支援を続けることが望ましい。</p> <p>③ 今後の活かし方について 支援が1年継続してしまった方については、延長することも視野に入れて、支援調整会議にて自治体と委託先で延長するべきかどうか検討する。</p>
(3)	<p>協力事業者の開拓方法について</p> <p>① コンサルタント前の認識について 現在では協力してもらえらる事業者として、市工業団地連合会や委託先の関連団体が挙げられるが、それ以上の開拓の目処がたっていない。</p>

	<p>② コンサルタント後の認識の変化について 商工会との連携や協議会に参加することで、企業に対する一般的な意識を変え、アピールできるようなイベントを実施することが効果的である。企業開拓員を配置している自治体もある。</p>
	<p>③ 今後の活かし方について 本市の就労準備支援事業は令和2年5月から本格稼働のため、福祉関係者や地域に周知したうえで、4月頃にキックオフイベントを実施するのはどうかといった話が出た。また、商工会を通して農協とも連携を取れるのではないか、といった提案もあったため、市と委託先で協議しながら検討していきたい。</p>

就労準備支援事業・未実施（人口規模20万人～）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX
 事業名：就労準備支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 就労準備事業を実施しても、居場所にひきこもるような状態が危惧される。
- (2) 自治体によって、就労準備の取組内容がさまざまであり、どの事案を参考にして組み立てたらいいかが、分からない。
- (3) 就労支援を実施するにあたり、他部署をどう巻き込んだらいいかが分からない。
- (4) 受入企業の開拓方法が分からない。

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	就労準備事業を実施しても、居場所にひきこもるような状態が危惧される。
	① コンサルタント前の認識について 就労準備事業を実施しても、居場所にひきこもるような状態が危惧される。そうならないように、どう気を付けたらいいか分からない。
	② コンサルタント後の認識の変化について 無料職業紹介などにより、ハローワーク以外の出口支援が重要だと感じた。困窮者支援としてではなく、企業支援としても組み立てることで、出口の確保も可能だと感じた。 無料職業紹介のシステムも大変参考になる。
(2)	③ 今後の活かし方について 就労準備と出口支援を一体的に検討することで、切れ目のない支援を目指す。就労準備事業を、令和3年度開始するべく検討する。
	(2) 自治体によって、就労準備の取組内容がさまざまであり、どの事案を参考にして組み立てたらいいかが、分からない。
	① コンサルタント前の認識について 自治体によって、就労準備の取組内容がさまざまであり、どの事案を参考にして組み立てたらいいかが、分からない。
(3)	② コンサルタント後の認識の変化について コンサルタントにより、様々な事案と、その特徴を紹介してもらったことで、どういった事案を参考にしたらいいかが分かった。
	③ 今後の活かし方について 先進地視察も実施したので、それぞれの取組みを参考に、事業を組み立てる。
	(3) 就労支援を実施するにあたり、他部署をどう巻き込んだらいいかが分からない。
	① コンサルタント前の認識について 就労支援を困窮の部署だけで行うことに、不安があった。
	② コンサルタント後の認識の変化について 他部署も巻き込むことで、就労支援も可能性が広がると感じた。既に先進的な

	<p>他部署も巻き込むことで、就労支援も可能性が広がると感じた。既に先進的な取組みを実施したコンサルタントが来るという機会を活用し、第2回コンサルタント相談を、他部署を含めたワークショップという形で開催した。担当者どうしが顔を合わせ、就労支援について一緒に考える良い機会となった。</p> <p>また、庁内外に既に利用できる社会資源があるのではないかと感じ、活用できる社会資源がないか調べた。雇用部門や農協などでも就労支援をしていることが分かり、様々な説明会や部署に顔を出し、詳しく事業について確認した。</p>
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <p>他部署と顔を合わせる機会を今後も継続して設け、一緒になった何ができるか検討したい。</p> <p>社会資源については継続して調べ、庁内外の資源を活用する前提で事業やプランを組み立てる。</p>
(4)	<p>受入企業の開拓方法が分からない。</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>受入企業の開拓方法が分からない。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>企業支援として組み立てることで、出口支援も可能だと感じた。</p> <p>また、さまざまな開拓方法を教えていただいたので参考になった。</p> <p>③ 今後の活かし方について</p> <p>中小企業家同友会も来る勉強会で、就労支援のメニュー追加を検討していると伝え、相談した。</p> <p>今後も、メニューを検討し、さまざまな場所でアプローチをする予定。</p>

家計改善支援事業・実施中（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 関係機関との連携に関する課題
- (2) 個別支援の強化に関する課題
- (3) 実施任意事業のレベルアップに向けた課題

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>関係機関との連携に関する課題</p> <p>① コンサルタント前の認識について ・現在のところ行政機関への各種税金の問い合わせや包括支援センター(医療介護あんしんセンター)との連携はとれているが、多重・過剰債務の問題において弁護士や法テラスへの同行支援とその後の支援については経験不足であるため、どのようなところまで支援ができるのかというところが今後の課題である。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について ・法テラスへの同行支援は、不安を抱えている相談者に寄り添うだけでなく、弁護士と顔の見える関係をつくることで、事前に進捗状況や弁護士が必要としている情報等を弁護士に伝えることが可能になることを認識することができた。 ・また、各種記入事項のサポートや、場合によっては家計表を活用することにより、利用者にとっても弁護士にとってもスムーズに手続き等が運ぶといったお互いに良い関係を築くことができていることを知り、同行支援の重要性を確認することができた。</p> <p>③ 今後の活かし方について ・今後、支援の中で法テラス等の同行支援が必要な場合は、積極的に応じるようにし、書類作成のサポートや事前打ち合わせ等の支援を行いながら関係の構築に役立てていきたいと考えている。</p>
(2)	<p>個別支援の強化に関する課題</p> <p>① コンサルタント前の認識について ㉔ 本人の意志により支援終結となったが、もう少し支援の継続が必要と思われる対象者に対しどのような対応ができるのか。 ㉕ 個別支援の強化に伴い、車に同行しての買い物支援や各種支払いのための同行等交通手段(タクシー)の代わりに利用されるような過剰な支援は避けたいと考える。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について ㉔ 支援員の視点から継続が必要だと思われる点を本人に伝えつつ、「何かあればいつでも相談してください。」と言って本人の終結の意向を受け止め、深追いしないことが本人との関係を今後も継続していける鍵になることを認識できた。これまで本人の意向により終結したケースについて、これで良かったのかと気がかりなケースがあったが、ご指導頂き気持ちを切り替えることができた。 ㉕ 買い物など日常生活の移動支援等については、その役割を担う制度への案内を行いつなぐなどして対応する。しかし、滞納整理のための市役所への同行や法</p>

	<p>テラスへの同行は、本人のみならず他機関との関係の構築につながると認識することができた。また、同行することで約束の時間に本人が遅刻するリスクがなくなるということも学べた。</p> <p>③ 今後の活かし方について</p> <p>Ⓐ 終結後も、何かあればいつでも相談できる場所があるということを本人に知ってもらい、相談しやすい関係をつくっておくように心がける。</p> <p>Ⓑ 支援の内容によっては、家計改善支援員の役割のなかで必要に応じて相談者を車に乗せて同行支援を行う事とする。</p>
(3)	<p>実施任意事業のレベルアップに向けた課題</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関等で受けることができるサービスを把握し、減免申請や医療費還付申請で負担を軽減できるよう、広域な知識と連携により家計の早期改善に向け迅速な対応ができるようスキルを身に着けたい。 <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な知識を身につけることはさることながら、何より経験を重ねることで様々な知識が身についてくるものであり、そのためには相談件数を増やすことがスキルアップに繋がる近道になることを認識できた。 ・ それには、庁内や関係機関との連携が不可欠であることを学んだ。 <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計改善支援事業とはどのような制度なのかについて、庁内ならびに関係機関へ知ってもらうためのパンフレットを作成し、家計改善支援を利用することのメリットを浸透させることに取り組む。 ・ 利用者の目に留まる周知チラシを作成する。

家計改善支援事業・実施中（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 事業体制・支援員の体制に関する課題
- (2) 支援員の育成に関する課題
- (3) 住民への制度利用勧奨に関する課題
- (4) 個別支援の強化に関する課題
- (5) 実施任意事業のレベルアップに向けた課題

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	事業体制・支援員の体制に関する課題
	①コンサルタント前の認識について 家計相談支援員が自立相談支援員・就労支援員と兼務であり、役割分担が行えていない。また、FPに対して家計改善相談の一部委託を行っているが、専門知識を必要とする場面が少ない一方、事前調整等に労を要しており、十分な費用対効果が上げられていないと感じるところがある。
	②コンサルタント後の認識の変化について 相談者にとって、誰が何の担当か、役割と責任が分担されている方が良く、分担がされていることで支援がスムーズに進むことを経験を踏まえて助言いただいた。また、家計改善支援事業はFPの専門領域ではなく、他市でも職員による寄り添い型の支援を行っているところの方が効果が上がっていることを知った。
	③今後の活かし方について 相談者にとって、誰が何を担当しているのか、役割と責任を明確化できるように兼務職員の間でも役割を分担していきたい。また、家計改善の効果が上がるように、FP委託から職員による寄り添い型の支援への切替えを検討したい。
(2)	支援員の育成に関する課題
	①コンサルタント前の認識について 研修の機会が少ない。家計改善支援員は少数であり、人事異動があったときには初心者のみで相談に当たらなければならない場面が想定される。
	②コンサルタント後の認識の変化について 直営実施であるため、異動後にも指導を受けることはできる。また、家計相談には特別の知識は不要で、本人が自分で考えて気付くことを促すため、自分だったらどうする、という視点を持っていることの助言を受けた。
	③今後の活かし方について 事務職員1名を主の家計相談支援員とし、専門職相談員を副の家計相談支援員とするなど、人事異動にも備えた継続体制を構築していきたい。また、支援調整会議やOJTを通じて知識・ノウハウの共有に努めたい。
(3)	住民への制度利用勧奨に関する課題

	<p>①コンサルタント前の認識について 自立相談支援事業と合わせて広報紙への掲載等をしているが、家計改善支援事業を目的とした相談は少ない。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 初期面談から自立相談支援員・家計改善支援員の2名で面談を行い、自立相談支援員が生活状況の聞き取りを行いつつ、家計改善支援員が家計表を利用した聞き取りを行うなど、自然に家計の話に入る対応の助言を受けた。</p> <p>③今後の活かし方について 助言を参考に、自立相談支援員と家計改善支援員の役割・責任を分担し、両名が同時に面談を行うことでスムーズな家計改善支援の実施につなげたい。</p>
(4)	<p>個別支援の強化に関する課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について 税等債権担当との連携が必要と考えている。現在は、債権担当の窓口リーフレットを設置しており、それを手渡して案内されることがあるが、債権担当から直接要請を受けることはなく、また、自立支援機関からの納付相談への同行も限定的で、協同の体制は十分に築けていない。自立支援機関と債権担当が目的を共有して連携することが必要と考える。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 納付相談への同行や自立支援機関と債権担当との協同等、他の自治体の実例を交えて、相互協力体制のある自治体では納税額の向上等の実績が上げられていることを知った。また、家計の面から相談者の背景が見え、その生活実態を踏まえた相談をすることで生活再建につなげていることの助言を受けた。</p> <p>③今後の活かし方について 債権担当に対し、紹介を受けた他市事例も含めて家計改善支援事業の役割・機能を説明し、相互協力を行うことができるように相談していきたい。</p>
(5)	<p>実施任意事業のレベルアップに向けた課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について 相談支援員それぞれが、任意事業の利用も念頭に置いて各相談者の自立に向けてどのように事業を組み立てるのか、総合的な視点を持ってプランニングを行う能力の開発を行う必要がある。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 債務整理や納付相談等に同行した支援を行うことで、他機関との連携を進めるとともに、支援員の知識・経験を高めて資質向上を行っていることを知った。</p> <p>③今後の活かし方について 自立相談支援と家計改善支援の役割・機能分担が不十分であり、どちらの役割の者が同行支援を行うのかを明確にできていなかった。その結果、同行支援の可否の判断が十分にできていなかったところがある。自立相談支援員と家計改善支援員の役割・機能を分担するとともに、それぞれの役割において同行支援を行い、他機関との連携を進めて支援員が利用可能なツールを増やすことで、支援の幅を広げたい。</p>

家計改善支援事業・実施中（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名：[REDACTED]

事業名：家計改善支援

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 事業体制・支援員の体制に関する課題
- (2) 支援員の育成に関する課題
- (3) 自治体内の庁内連携に関する課題
- (4) 住民への制度利用勧奨に関する課題
- (5) 個別支援の強化に関する課題
- (6) 実施任意事業のレベルアップに向けた課題
- (7) 事業予算獲得の手法に関する課題

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>事業体制・支援員の体制に関する課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について 相談員5名（うち2名兼務） 部署職員について、社会福祉士は全員が所持、一部精神保健福祉士、介護支援専門員等の資格を所持している。 自立相談支援事業と一体的な事業実施であり、家計改善支援に特化した職員配置ではなく、相談者に対して職員がそれぞれに対応を行っている。新規採用時から権利擁護センター等の金銭管理を担当してきた職員、ケアマネジャー等、個々にこれまでに獲得してきた知識や経験を元に相談対応を行っている。必要に応じて2名体制で対応する等、それぞれの知識を補いながら支援を行う。FP等専門的に知識をもった支援員がいるわけではないため、支援員によって知識量の相違もみられ、提供できる情報量が異なってしまう。FP相談（隔月）や弁護士相談（毎月）等を通し、家計に関する相談対応も行っているが、緊急的な支援を必要としている対象者が多いこと等FP相談に繋がるほどの相談も少なく、FPの活用の仕方がわからない。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none">・家計改善支援事業の支援対象者とする認識が異なっていると思われる。資産運用等でのFP相談は効果があるが、実際の支援対象者は、そもそも金銭的に余裕がない人が多い。FP相談等を家計改善支援とすると支援対象者がほぼいないことになる。・実際は、現状でのお金の出入りを支援対象者と家計表を作成し、まず金銭の不足部分はどこなのか、どうすればよいかを認識してもらうことから始まる。相談から3か月を目安に借金、税金、家賃等の問題を検討する。お金を主とした聞き取りを通してアセスメントすることが家計改善支援である。・家計改善支援事業では、生活困窮者と生活保護受給者は別で考える。・社協の権利擁護支援での金銭管理について、件数が増えている中、個別対応が困難になりつつある。月に一度食事会等の場所をつくり、まとめてお金の手続きを組み込めば支援の手間が省ける。家計改善支援を行い本人の金銭管理が可能なら、権利擁護を利用しない手もある。
-----	--

	<p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な家計簿が記載できる知識で対応可能なことから、家計表をもとに相談者へ聞き取り、プランを作成する。
(2)	<p>支援員の育成に関する課題</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>研修等に随時参加はしているが、家計改善支援に関する専門知識の共有が出来ていない。また、相談者の掘り起しなど市民への利用勧奨や庁内連携の具体的な手法について学ぶ機会が少ない。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な資格は必要ない。家計に即したアセスメントを行うことで、赤字を補うためのダブルワーク、母子家庭であれば援助者の有無や、どのくらいの援助が可能か見えてくる。初回相談の際に自立支援の相談員と家計改善の専門員が同席し、アセスメントすることが望ましい。また、家計改善支援は専任で行うことで知識やノウハウが積みあがっていく。 ・家計相談支援員と周囲の関係者は win-win の状態になるように繋ぐことがポイントとなる。例えば、相談者だけで自己破産等の相談に弁護士事務所に行くことは難しく、同席することで、自己破産、任意整理、個人再生かの判断の知識を得ることができる。同席する際は家計表やキャッシュフロー図を持参することで、弁護士にとっても必要な判断がしやすくなり、話がスムーズに進む。必要であれば法テラスにつないでもらうことも可能となる。 <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な資格は必要なく、家計表に即したアセスメントを行う。家計改善支援の知識は経験を積むことで知識やノウハウを得る。
(3)	<p>自治体内の庁内連携に関する課題</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>こども、DV、障害等のケースに関しては、自立相談機関の案内等を受けて個別に相談はある。しかし納税、保険料等徴収部局に対しては、自立相談機関に関するパンフレット等の設置は行っているが、相談に繋がることはほとんどない。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は関係づくりに徹してはどうかとのアドバイスがあった。 ・顧問弁護士の顧問料は月3～5万円は費用がかかる。一人につき、相談時間は約40分。借金問題は困窮＝借金＝滞納となっている人が多い。困窮内容については、家計表を聞き取ることで問題点が見えてくる。一刻も早く弁護士等の専門家に繋ぐこと、繋ぐ際に支援員が同行することが大切。 ・庁内連携も専門家同様に、税金、国保、市営住宅の滞納があれば、担当課へ支援員が同行する。家計表やキャッシュフロー図を持参することで具体的な話が可能となる。 <p>【2回目：よくある事例から実践的な手法を学ぶ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口は市役所に置くと庁内連携が取りやすい。委託している場合、委託業者の本事業を兼務していることから、効果が得られにくいことがある。 <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回のコンサルタント中に国民健康保険課、納税課と困窮者対応について、意見交換する場があり、いずれも相談者の対応が可能との返答があった。今

	後、分納等の相談の際には、事前に連絡を取った上、同行支援を行う。
(4)	住民への制度利用勧奨に関する課題
	①コンサルタント前の認識について 市の広報、社協だより、HP、事業案内チラシ（市内全戸配布）等で広報をするほか、市民向けの研修会を通して制度説明や自立相談機関の説明を行っているが、家計改善支援事業の対象となるような相談が少ない。
	②コンサルタント後の認識の変化について (1) と同様
	③今後の活かし方について (1) と同様
(5)	個別支援の強化に関する課題
	①コンサルタント前の認識について 相談として入った時には、生活保護に相談に行かざるを得ないケースも多く、早期に関わることが出来るように事業内容の周知は必要であると考えている。様々な問題が深刻化した後に相談に来られるケースが多いため、その前段階で相談に繋がるよう自治体、関係機関等との連携強化が必要。
	②コンサルタント後の認識の変化について ・目安として、1クール3か月間として短期で支援者を押し上げる。税金、国民健康保険、市営住宅等の問題をお金の聞き取りを通してアセスメントする。例えば、母子家庭の場合、援助者が交際相手または実家等親戚か、DV、虐待、ペット依存等までがキャッシュフローでわかる。赤字が理解できれば、(夫)からの家計費を増やしてもらおうよう支援員から(夫)へ掛け合うこともある。 ・アセスメントにより生活保護に繋ぐのは自立支援である。自立支援はトータルの支援(手帳の取得、通院、介護認定取得等)であり、家計改善支援とは異なる。1人の支援者に自立支援と家計改善支援の2本立てでプランが作成されることもある。 ・年金担保を利用する人や生活保護になる人は、銀行や社協等でお金を借りるが返せない。借金は債務整理がベストな選択であると考えている。 ・一年ほど支援したが変化等がみられない場合、一定の支援者が存在することがある。本支援でできることを示し、これ以上はできないと伝えることも大切。
	④ 今後の活かし方について ・初期の段階で自立支援と家計改善支援のアセスメントを行い、家計改善支援では債務整理や税の分納手続き等同行支援を検討する。
(6)	実施任意事業のレベルアップに向けた課題
	① コンサルタント前の認識について 実際によくある事例をもとに実践的な手法を学びたい。
	②コンサルタント後の認識の変化について ・家計改善支援と自立支援を別とし、当初に同時にアセスメントすることが効果的である。 ・自立支援は家計改善支援に繋いだのみでプラン1件にカウントするのでは不十分と考える。自立支援と家計改善相談は分けて支援とし、それぞれプランにカウントする。自立支援も家計改善支援も兼ねて一体的に支援をし、支

	<p>援の失敗例も含めて、支援員で相談内容を共有しノウハウを積み上げる。例えば、パチンコに月3万円使っていて家計が回らない相談者に対し、パチンコ代をなしとすると本人は頑張れず支援が継続しない。本人は強制的に誘導されたと思い支援につながらない。本人の意思を確認する。</p> <p>【2回目：よくある事例から実践的な手法を学ぶ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回相談は主として聞き取りを行う。債務整理等のやり方を伝える。2回目から具体的に動く。 ・相談者へ、お金は週にいくら使えるかを提示する。年金受給者については、年金支給日の翌日に訪問する。2か月に1回の訪問支援と電話での相談を併用する。 ・支援がうまくいかなかったとき、自己破産（事例の場合は持ち家だったため、任意整理となった）は考えられなかったか、娯楽費を絞りすぎたのが原因か、相談者がどうしたかったのか、チームで徹底的に意見を交わす。相談者の希望、なりたい姿が見えないと支援がうまくいかない。 ・家計改善支援と自立支援の連携は必須。相談者の状況が変わるのであれば、その都度アセスメントし、プランを立てる。 ・金銭的には安易に権利擁護につなぐことがないようアセスメントする。例えば、(主)が(母)の年金を使い込むので経済的に個別管理をするとすると、今まで家族としてやってきたのに気持ちが離れてしまう問題もある。また、権利擁護を利用すると金銭管理能力が低下することも考えられ、高齢者への支援はずっと続くことになる。 ・家計表を作るときは、ある程度は支援員が主導するが、どこを減らせるかは相談者自身に言うように促す。指導してはうまくいかない。(主)がしたいことを応援するスタンス。 ・困窮している人は人のアドバイスはなかなか届かない。親戚に借金の減額や返済停止を(主)に勧めるとさらに借金を重ねることもある。 ・自立支援と家計改善の役割分担をすると相談者が話しやすくなる傾向がある。 ・インテークアセスメントシートに記載のある情報は当初にすべてアセスメントする。聞いても答えてくれない、信頼関係ができてから聞きたいとの意見もあるが、当初に基本的な聞き取りを行わないと適切なアセスメントができない。 ・家計改善支援はプランまで初回で立てる。
	<p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回アセスメントについては、できるだけアセスメントシート記載のある情報を得られるよう聞き取りを行う。相談者がどうしたいのかに留意する。 ・支援がうまくいかなかったとき、チームで徹底的に意見を交わす。
(7)	<p>事業予算獲得の手法に関する課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について 家計改善支援の実績をどのような形で示していけばよいか。(保険料・税金の滞納解消、光熱費・家賃の滞納解消、生活福祉資金貸付制度、日常生活自立支援事業につないだケース等)</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計改善支援と自立支援と両輪で行うことで結果は変わると思う。 ・自治体目線で考えれば、支出した税金が戻ってくるといえると思うと良い。

<p>生活困窮者が税金や国保料が支払えないと、自治体の滞納額がさらにかさむことになる。キャッシュフローから考察し、今は支払えなくとも、今後の支払い時期を示し、分割で納付が可能となれば、自治体としても滞納額が減ることになる。分納であっても、きっちり納められる根拠を自治体の担当員に示すことができれば、態度が変化する可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分納や納めた金額を数字としてデータ化し、予算要求時に提示できれば、今後の事業予算化にも前向きになると思われる。支援人数、税金等の金額は都度まとめておく。 <p>【2回目：よくある事例から実践的な手法を学ぶ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の予算内で月曜日に家計改善支援員を置いて対応してみることもある。日程等を工夫してみても良いのではないか。 ・借金や滞納分をデータ化しておく。実績から予算要求を検討する。人口 20 万人の目安で相談員週 3 日という自治体もある。 ・被保護者への家計改善支援は生活保護予算となり、困窮者支援と予算が異なる。(参考) 神戸市、岡山市では被保護者向けと困窮者向けで別予算を組んでいる。被保護者は収入が一定のため支援が行いやすい。 ・保護廃止した後に、困窮者として家計改善につなぐことで保護費の抑制に繋がる。
<p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度の予算に向け、効果額を記録しデータ化する。 ・国の予算状況に留意しながら、効果的な予算化を検討する。

家計改善支援事業・実施中（県域）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 住民への制度利用勧奨に関する課題
- (2) 困窮者支援事業者間の連携に関する課題

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>住民への制度利用勧奨に関する課題</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供を嫌う者や支援が煩わしいと断るケースへ等への対応に苦慮している。 ・町役場職員の制度への理解が乏しいため、役場を通じた利用件数が少ない。 ・地区ごとに、公民館等を活用した巡回相談の利用件数が少ない。 <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計改善支援事業の目的は、単に、家計表や家計簿等を作るのではなく、家計収支等の評価・分析（アセスメント）を通じて、対象者の家計改善に向けた意欲を高めることである。 ・利用勧奨に当たっては、制度や手続き等の詳細な説明よりも、「お金のことで良いことがあるかもしれない」「生活がよくなるかもしれない」と前向きに捉えてもらえるように勧めた方が良い。 ・制度のPRに当たっては、具体的な支援内容や、利用者の声、税金等の滞納額の減少等の効果や成功例を説明したチラシを作成し、住民や役場職員等へ働きかけることが効果的である。 <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用勧奨に当たっては、支援を通じて、生活向上や収支の改善につながるとの期待を持たせるよう説明を行う。 ・住民や役場職員向けの効果的なチラシの作成に取り組む。
(2)	<p>困窮者支援事業者間の連携に関する課題</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関と家計改善支援機関が合同で相談する機会が、巡回相談以外は少ないことが、家計改善の利用者が伸びない理由と思われる。 <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計改善支援と関係機関（自立相談支援、母子父子支援機関等）との連携が重要である。関係機関においても、家計改善支援を通じ、相談者やその家庭の状況を把握し、具体的な支援につなげるメリットがある。 <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計改善相談支援員の活動スケジュールに合わせて、合同で自立相談支援を実施するなど、連携を深める取組を推進する。 ・母子寡婦福祉資金の長期滞納者の償還指導において、家計改善支援を活用する。

家計改善支援事業・未実施（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 家計改善事業の実施のメリットについて
- (2) 家計改善事業予算内容

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	家計改善支援事業
	① コンサルタント前の認識について 困窮者が収入と支出をうまく調整できない・気づかないところを、うまく相談 する中で気づかせ、無理なく金銭管理ができるように支援する事業だと認識して いた。
	② コンサルタント後の認識の変化について うまく家計をやりくりする方法を一緒に考えながら、支援していく方法であり、 本人の管理能力にあわせた家計支援。相談者自身が家計改善を行っていけるよう な支援であり、立て直しの課程には納税計画が入っている。
	③ 今後の活かし方について 久留米市の家計改善事業はしっかりと効果がでていたので、自立相談支援とし しっかりと連携を取ることが必要となることがわかった。 事業の内容を、対象となった人数ではなく毎月1回の相談日を設けるように事業 を変更し予算の申請をおこなった。

家計改善支援事業・未実施（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 家計改善支援事業の具体的な業務内容がわからない。
- (2) 家計改善支援事業を委託して実施する場合の委託先、委託料などがわからない。
- (3) 家計改善支援事業実施のために必要な人員がわからない。

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	家計改善支援事業の具体的な業務内容がわからない。
	① コンサルタント前の認識について 事業についての知識が乏しく、事業実施のためには具体的に何から取り組んでいけば良いのかわからなかった。
	② コンサルタント後の認識の変化について 業務内容が理解でき、事業を実施することで市民税等の滞納が納付状況が改善すること、自立相談支援だけでは対応しきれない部分の支援ができることがわかった。
(2)	③ 今後の活かし方について 予算要求時に今回学んだ事業実施の必要性や効果等を示していきたい。
	(2) 家計改善支援事業を委託して実施する場合の委託先、委託料などがわからない。
	① コンサルタント前の認識について 事業を委託する場合の委託先や委託料がわからず、予算等の想定ができなかった。
(3)	④ コンサルタント後の認識の変化について 他自治体の事例を知り、委託先や委託料の想定が出来るようになった。
	⑤ 今後の活かし方について 事業実施に向けて、他自治体のデータを基に当市における委託先や委託料を決定していきたい。
	(3) 家計改善支援事業実施のために必要な人員がわからない。
	① コンサルタント前の認識について どのような資格を持った職員が何名必要なのかわからなかった。
	② コンサルタント後の認識の変化について 家計改善支援には高度な専門知識は必要なく、国の研修を受けた者であれば可能なこと、当市の人口規模で必要な人員数がわかった。
	③ 今後の活かし方について 委託先との話し合いの中で活用していきたい。

家計改善支援事業・未実施（人口規模 5～10万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 家計改善支援の事業内容
- (2) 家計改善支援員の業務内容
- (3) 家計改善支援事業実施時は直営か委託かの判断
- (4) 家計改善支援の配置場所
- (5) 生活保護者への家計改善支援
- (6) 家計改善支援の効果額

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>家計改善支援事業の事業内容</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FP など資格保有専門職が、月/1 回程度の面談で領収書等で家計表を作成し、アドバイスを受ける。 ・多重債務者への専門的な支援（返済方法や債務整理への支援） <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計表を作成するのが目的ではない。アセスメントをすすめる上で、家計や生活状況をくみ取り支援していくことが目的である。 ・家計表のツールを対象者と作成することで、債務や家庭状況を聞き取りやすくなる。 ・作成した家計表は、同居している家族にも確認してもらい世帯で家計改善を意識してもらうことが大切である。 ・自立相談支援事業や就労支援事業と同時に申込む方が効果がある。 ・家計改善支援を実施する上で、その世帯がいくら増収したら生活維持できるかが把握でき、それに伴って就労条件が検討できる。 <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現業の自立相談支援員にも家計支援事業の目的やアセスメントのツールとして家計表を通して生活費の収支や債務状況を聴取するようになった。 ・支援員の家計表作成の意識が変わった。領収書を持ってくるよう指示から、訪問し一緒に書類を探したり、対象者と一緒に作成していく目的を重視するようになった。
(2)	<p>家計改善支援員の業務内容</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FP 資格保有者など専門職が支援員となる。 ・対象者が持参する家計収支がわかる書類で家計表等作成し、指導や助言する。 ・多重債務者や滞納者など、必要時は弁護士や支払い窓口へ同行し手続き等支援

	<p>を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を兼任する支援員の場合は、支援員の配分で調整してもらう。
	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付や権利擁護担当者など、管理する感覚ではなく、相手の話を上手く聞出す人材が向いている。 ・やりくり上手な家庭の主婦や家計管理にこだわらずいろいろな発想ができる人材が向いている。 ・兼任の場合でも、専門性や役割がはっきりするよう兼任業務を曜日で区切る。 ・支援員が1名であると、支援で悩むこともあり他の支援員と相談できる環境も大切である。
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談員も他法制度の認識や知識を広げるため、FP資格習得など専門性を高めるなど意識が変わった。
(3)	<p>家計改善支援事業実施時は直営か委託かの判断</p>
	<p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談員との兼務した場合は直営で行う。FP資格などの専門職での配置は委託を検討。
	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携での窓口担当者や自立相談員などと上手く連携できる体制が重要である。 ・庁内の収納部門と対象者の継続的な分納相談等を通じ、連携や関係が構築しやすいのは直営であろう。対象者が増加し、実現可能な分納計画を策定していくことで、効果額につながるのではないかと。 ・委託事業としても専任で配置する。
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計改善支援事業実施時は、関係部門との連携や構築ができる体制や効果額を踏まえて検討する。
(4)	<p>家計改善支援の配置場所</p>
	<p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月/1回程度、庁舎内で配置する。
	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>庁舎内に配置する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談や支援をしていく上で、同行し収納部門窓口への移動がスムーズである。これが市役所から離れていたら、相談者が次回にするなど足が遠のく傾向にある。 ・収納部門に同行するので、家計表等持参し分納計画が立てやすい。
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計改善支援事業実施時は、庁舎内に支援員を配置することを検討する。
(5)	<p>生活保護者への家計改善支援</p>

	<p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯と生活困窮者世帯を対象に支援するが、方法は各世帯に支援に違いがあるのか。 生活保護世帯の支援で聴取した情報など、全て生活保護担当課に報告するのか又、仕方など。 <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> 家計改善支援員は、生活保護世帯と生活困窮者世帯への支援を兼務していることが多い。 生活保護受給者の方たちは、支援員をお金の専門家として受け止める傾向にあり、CWに言っていない事（遊業で使った。友人から借金したなど）を聞くこともある。支援員からは、まず自分でCWへ報告するよう促す。業務としてCWに報告するが、できる範囲内の配慮も依頼する。 生活保護世帯は一定収入額が決まっており予定を立てやすい。 生活困窮者は収入に波があり、一定収入をならず作業が大変である。 支援調整会議には必須メンバーとし、家計計画表や再建計画表等資料提出し、プランや支援方法を協議する。 <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 家計改善支援事業実施時は、支援調整会議の必須メンバーとし対象者のプランや支援内容を協議する。 生活保護担当課との連携
(6)	<p>家計改善支援の効果など</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> 収納部門での滞納者への支援を実施し、滞納額を解消する。 <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果額 事例 ■■■ 県 K 市の報告 H28 年度 健康保険額での効果額 281 万円（相談者のうち約 56%が支援を実施後、納付状況を改善している。） 相談者は後ろめたさや精神不安もあり、単独で相談窓口で分納相談につながりにくい。家計相談員が窓口に行き同行する伴走型の家計相談支援の効果は大きい。 家計相談員が同行することで、相談者の表情が明るくなり相談がしやすくなったと徴収部門の職員から声が出る。 家計改善支援の入口が徴収部門からの相談が増えている（家計改善支援の必要性を実感し、対象者をつなげる） 徴収部門との庁内連携により、早期発見、早期支援のつなぎ早期対応は生活困窮予防策として最大の効果である。 <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁内連携にて今後も家計改善支援の必要性を協議し、事業実施につなげたい。

家計改善支援事業・未実施（人口規模5～10万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 事業体制・支援員の体制に関する課題
- (2) 任意事業立ち上げのノウハウに関する課題

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>事業体制・支援員の体制に関する課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度から、委託事業所に月1回3時間で支援をお願いする予定。どのように支援していくことが効果的なのか。 <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紹介いただいた市町の事例では、週1～2回の支援を行っており、自立とは切り分けて支援することで、家計の支援が上手くまわるようになっていたとのこと。知識よりも寄り添う事が大切で、可視化すること特にグラフ化することで、自覚につながり家計改善につながりやすくなるということが理解できた。 ・必要なのはFPという資格ではなく、相手を思う気持ち（情熱）といわれていた事が印象的であった。家計改善支援事業は自立相談よりも本人を長く支援していくことが多くあるため、本格的に実施していくのであれば、実施方法をよく検討していく事が必要ではないかと感じた。 <p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度から、家計改善事業を実施予定であるが、部分的な家計改善事業を自立相談機関がいかにバックアップできるかがキーになってくる。そのあたりを上手く支援できるように市としては協力していく必要があると思っている。 ・今後の状況にもよりますが、週に1～2回程度は、家計改善のための相談日を設けて事業を展開できることが理想と思った。
(2)	<p>任意事業立ち上げのノウハウに関する課題</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度から任意事業を立ち上げる予定であるが、ノウハウがまだしっかり構築できていない。 ・低収入の中でやりくりが上手くできるように支援するノウハウが身につくのか、今後委託予定であるFPとの連携についての不安があった。 <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>家計改善は月1回3時間の枠でFP協会に委託をする予定であるが、それ以外のフォローが大きな役割であり課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別なノウハウがあるわけではなく、あくまで自立相談支援事業における信頼関係の構築がベースとなり、公共料金や税の滞納を解消し、最低限でもまずは安

定した生活を維持できるように支援することが大切だと感じた。
③今後の活かし方について ・FP協会と自立相談機関がしっかりと連携を深めていく必要がある。 ・改めて、信頼関係の構築に注力すべきだと感じた。面談を繰り返し、無計画に消費してしまうのではなく、やりたい事や欲しい物に対してお金を遣わなくても達成できる方法を一緒に考え話し合える関係作りが重要と感じた。

家計改善支援事業・未実施（人口規模 5～10 万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 家計改善支援事業を開始するにあたり、どのような体制や役割分担をして取組むことが本人への適切な支援に繋がるのかを学びたい。
- (2) 自立相談支援のなかでは十分に家計状況を開示してもらえないことや、継続して支援できないこと等が課題になっている。本人が主体的かつ意欲的に家計改善に取り組めるようになるための支援方法やアプローチ方法を学びたい。
- (3) 相談件数をさらに伸ばしていくには、どこに留意していく必要があるかを学びたい。

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>家計改善支援事業を開始するにあたり、どのような体制や役割分担をして取組むことが本人への適切な支援に繋がるのかを学びたい。</p>
	<p>①コンサルタント前の認識について</p> <p>ア：自立相談支援機関の窓口に来る相談者はおおむね家計管理に課題があり、家計の収支のバランスが取れない状況のなかで相談に来ている。家計改善支援事業を行うにあたり、相談者ひとりに対して、自立相談支援員と家計改善支援員との二人体制にしたい。しかし、3つの事業を4名の相談員が兼任で担当しているなかで、どのように工夫すると二人体制で無理なく対応できるだろうか。兼任のために相談員が全員離席していて相談者への対応がすぐに行えない等の課題がある。増員は図るがそれだけでは利用者にとってよい支援につながるとは言えない。</p> <p>イ：チーム支援が大切と言われており、朝の短時間ミーティングで利用者ごとの昨日と本日の各相談支援員の対応等を日報等で確認しながら報告し合い情報共有を図っているが、実際の支援プランの相談や進捗確認等は事業所全体として共有する時間が持てず、十分に支援検討が行えず個別に行っている状況である。また、支援調整会議もうまく活用できていない。</p>
	<p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者にとっては、自立相談支援員とは別に家計改善支援員がいたほうが、「家計の専門の人」と認識し、安心してごくプライベートな家計状況等についても相談しやすいということ。 ・確実に担当者を配置するためには、家計改善支援員が曜日や時間等役割分担をして対応する工夫が必要であること。 ・相談の環境として、相談者が落ち着いて相談できる環境、例えば「相談室」での相談等を設定することが望ましいこと。 ・プランは3か月程度で達成できる目標をあげ、達成感を味わえるように配慮すること。 ・プラン作成、達成、評価、新たなプラン作成、達成、評価・・・というPDCAサイ

	<p>クルを回すことを意識すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計改善支援事業は、件数で評価されることを意識しておくこと。 <p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人の相談者に対して二人体制の確保により、支援員同士も相談しやすい環境をつくる。 ・相談室の確保 ・曜日や時間設定 ・利用する帳票類 ・プランのPDCAサイクルがきちんと回っているかを確認できるようになること。 ・新人が入ってきたとき等随時ステップアップのための部署内研修として、DVD等の活用等。
(2)	<p>自立相談支援のなかでは十分に家計状況を開示してもらえないことや、継続して支援できないこと等が課題になっている。本人が主体的かつ意欲的に家計改善に取り組めるようになるための支援方法やアプローチ方法を学びたい。</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計表を本人に記入してもらっているが、債務等についてはすぐには明らかにならないことが多い。 ・納税課から紹介された相談者の場合は、滞納や差押さえに至った過程や原因について自ら検証することができず、まず怒りの感情が前面に出てしまい、滞納税や分割納付等の解決に向けての相談にならない場合がある。 ・自らの課題には向き合えず、家族についての相談にすり替わることがある。 <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者自身が主体となることで、支援員と一緒に「家計表」を作成するなかで、自ら家計改善に向き合えるようになっていくこと。 ・家計表で支出の多いもの等について尋ねていくなかで、相談者自身が現状について振り返る機会となる。 ・辛い気持ちや苦しさをしっかり受け止め、傾聴し、共感することで信頼関係が作られる。相談者が「相談してよかった」と感じれば、家計の立直しという課題に前向きに向き合うことができる。 ・B票を本人に書いてもらうことで債務等も明らかになり、アセスメントの漏れを防ぐことができる。 ・本人が債務や滞納が緊急性のある課題ではないと感じていれば、当然ながら課題には向き合えない。 ・債務整理は家計改善支援員が担う内容であり、再生窓口や法律相談等にも同行して目標を達成していくこと。「法律相談をする」という目標に対して達成できたことを一緒に確認すること。 ・相談は目の前の相談者に対して行うこと。親が相談者である場合は親を通して子の支援を行う。 ・貸付の利用ではなく、家計表から導き出された収入増加、支出削減等に基づき、

	<p>家計の収支を立直していくことが基本である。</p> <p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B票の活用等により、アセスメントの漏れをなくす。 ・ 債務一覧表を活用する。 ・ プラン作成、達成、評価等のPDC Aサイクルを意識していく。 ・ 日常的に相談できる弁護士や司法書士等を確保する。
(3)	<p>相談件数をさらに伸ばしていくには、どこに留意していく必要があるのかを学びたい。</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の福祉相談窓口のフロアがまとまっており、障がい者、高齢者、介護保険、生活保護等との連携を図りやすい。また、税や保険年金等の担当部署も同じフロアにあるため、お互いに情報共有を図りやすく、フットワークよく相談対応が行いやすい。 <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師より「平成31年度 生活困窮者自立相談支援事業 月次実績詳細報告」を用いた、当市と5万人規模の自治体との比較を行った資料の提示があった。相談件数、支援決定・確認件数、支援調整会議実施ケース数、関係機関・関係者紹介数、どれをみても当市が少ない。また、滞納あり、債務あり、家計管理の課題の件数の低さや不明の数字があるところから、アセスメントの弱さという課題があることが理解できた。 ・ アセスメントの改善については、B票の活用を提案され、納得できた。 <p>③今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紹介件数をどのように増やしていくか ・ アセスメントの取り方（B票の活用） ・ PDC Aサイクルの回し方の改善 ・ 月次詳細報告等の部署内会議での確認等

家計改善支援事業・未実施（人口規模 5～10万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 家計改善支援事業の新規開始に向けた課題
- (2) 自治体内の庁内連携に関する課題
- (3) 先進事例の紹介

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>家計改善支援事業の新規開始に向けた課題</p> <p>① コンサルタント前の認識について 家計改善支援のありかたについて、生活困窮者にレシート等に基づき細かく家計簿をつけて指導を行ったり、ファイナンシャルプランナーのように将来の計画表をしっかりと作成し、家計を改善させるものと誤解していた。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 家計改善支援事業について詳しくご教示いただき、関係職員等の事業に対する理解が深まった。 家計表等を一緒に作成する作業を通じて、家計の見える化を図ることで相談者本人に気付きを与えることが重要であることがわかった。 法テラス等を活用した債務整理への支援や相談者宅への訪問等により相互理解を深めるなど家計改善支援員の役割がたくさんあることがわかった。 自立相談支援と家計改善支援との役割の違いが明確になり、双方がそれぞれの立場で支援を行うことで効果的な支援に結び付くことへの理解が深まった。</p> <p>③ 今後の活かし方について 事業の全体的なイメージや役割・支援方法について理解できたので、家計改善支援事業の開始に向けて、自立相談支援事業や就労準備支援事業と連携した事業の立ち上げに活用していきたい。</p>
(2)	<p>自治体内の庁内連携に関する課題</p> <p>① コンサルタント前の認識について 家計改善支援事業については、庁内の他課等との連携はあまり必要ないと思っていた。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 国保料や市税の滞納について、家計表等を作成することで分納等の相談がしやすくなり、計画的な返済等により滞納等が減っていることに驚いた。 収納担当課等へは支援員が同行することがとても大切であり、収納担当者に家計改善支援事業の有効性を理解してもらうことが重要である。</p> <p>③ 今後の活かし方について 家計改善支援事業を開始するまでは、資料提供された家計表等を活用して自立</p>

	相談支援が他課へ同行するなどの支援を行いたい。
(3)	先進事例の紹介
	① コンサルタント前の認識について 他市の事業実施状況をホームページなどの公表資料をみても具体的にイメージできなかった。
	② コンサルタント後の認識の変化について 多くの事例について教えていただき、人口規模等によるプラン作成件数、支援員の配置人数や自立相談支援事業との関わり方など多くのことを学んだ。
	③ 今後の活かし方について 家計改善支援事業の開始の検討にあたり、人員の配置や委託先の検討等の参考とさせていただき、事業開始後には支援内容に取り入れたい。

家計改善支援事業・未実施（人口規模 5～10万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 家計改善支援
- (2) 支援ツール
- (3) 相談員の支援に関する課題

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>家計改善支援</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計改善支援事業の支援範囲が不明であった。 ・現状、自立相談支援機関で家計に課題がある方の相談が多いが、家計支援内容についての標準的なものが不明であった。 ・生活福祉資金等貸付事業を希望される相談も多く、家計破綻が分かっている世帯への貸付に自立相談支援員が迷うことがあり、どうしたら良いかと考えていた。 <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関で支援している家計支援の内容の多くが家計改善支援事業の範囲であることが分かった。 ・相談時家計表作成後、どのタイミングで家計表を作成するものなのか、キャッシュフロー表を作成する意味など家計支援内容の具体的な内容を教えていただき理解が深まった。 ・家計改善支援事業を実施している場合の自立相談支援機関との役割分担を教えていただき、現状、家計に課題がある方の支援内容がほぼすべて家計改善支援事業に含まれることが分かった。 ・生活福祉資金貸付については要件に該当し、本人が希望すれば申請すべきとのアドバイスで自立相談支援員としての負担感が減った。 <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計に課題のある相談内容の積み上げと内部評価を実施し、家計改善支援事業の必要性の根拠とし、事業の実施を目指す。 ・家計改善支援事業の相談時家計表等を、本人が問題に気づくためのツールとして活用し相談対応していきたい。
(2)	<p>支援ツール</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使いにくい。 ・支援ツールだけで集計されない部分についてエクセルでケース管理している。 <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なケース管理の方法については近隣市の管理方法も調査する。 ・ケース量が多く、支援内容も多いと判断している。
	<p>① 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度内に2回ケースレビューを行い、ケース支援の進捗確認を実施していく。
(3)	<p>相談員の支援に関する課題</p> <p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員としての力量不足に悩むことが多い。 <p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援方針に絶対の自信を持って支援できる相談員はいない。迷いがあることが成長につながるとの認識を持てた。 ・新規相談受付時（初回面談）が非常に重要であり、インテークアセスメントシートをコミュニケーションツールとして活用し、本人について多くの情報を得ることの重要性を学んだ。 ・本人同意を取った上で、初回アセスメントをしっかりと行い、支援の質の評価につなげる。 ・プランの作成について、大きな達成目標ではなく、少しの努力で達成できる小さな目標を掲げたプランを作成していき、成功体験を増やしていくことが重要であることを学んだ。 ・同行支援について、同行が目的となっていたとの気づきから、同行の目的と理由を明確にし、本人としっかりと共有することの重要性を理解した。 ・自立相談支援事業、就労準備支援事業のいずれの支援においても、アセスメントが重要であり、訴えや現状の背景にあることや、リアルニーズをつかむことが、相談員として必要なスキルであると学んだ。 <p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員が孤立しないよう、ケース共有、チーム支援を実施する。
追記	<p>◎行政の認識の変化について</p> <p>① 庁内連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内の窓口について、多くの窓口が設置されているが活かされていないというコンサルからの指摘を受け、役割分担及び情報がつながるための連携の工夫が必要であると感じた。 ・自立相談支援機関の相談窓口の場所の検討を進めていく。 <p>② 委託先への支援内容、介入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は支援調整会議でプランの支援内容の精査を行っているが、今後プラン件数が増加してきた際に、現在の方法では運営が困難になると考えられるため、支援調整会議では支援方針を決定する場（報告する場）にするなど、会議の持ち方の検討が必要であると感じた。 ・相談の質の担保について、支援調整会議での積極的な関わりや能力向上に向けた機会の検討の必要性を認識した。

③家計改善支援事業の導入

・現在の体制での家計に関する支援では不十分であり、支援の切り口が家計相談であると踏み込んだ聞き取りができることや、家計相談する中で課題把握できることが多いなどの話を受け、家計改善支援事業の必要性を感じた。

家計改善支援事業・未実施（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 自立相談支援事業の実施に関し、特にプラン作成件数が全国平均や目安値に比べて少ない。
- (2) 法に基づく家計改善支援事業及び就労準備支援事業が未実施であり、今後、同事業の実施に向けて検討を進めなければならない。

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>自立相談支援事業の実施に関し、特にプラン作成件数が全国平均や目安値に比べて少ない。</p> <p>① コンサルタント前の認識について プラン作成率は低いものの、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業は十分、実施できていると考えていた。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 自立相談支援事業を行うにあたって、プランを作成することは相談者に目標を持ってもらう重要な意義があり、支援を受ける側の立場に立った姿勢が重要であることが確認できた。また、プラン策定する際も長期プランではなく、もう少し短い実現可能なプランとするなど支援を受ける側の立場に立ったプランであるべきであることも確認できた。</p> <p>③ 今後の活かし方について 相談を受ける体制も含め、対応する職員の啓発を行い、プラン作成率を上げるとともに相談しやすい窓口となるよう事業を実施していく。</p>
(2)	<p>法に基づく家計改善支援事業及び就労準備支援事業が未実施であり、今後、同事業の実施に向けて検討を進めなければならない。</p> <p>① コンサルタント前の認識について すでに自立相談支援事業の中である程度、家計相談にも応じており、家計改善支援事業との棲み分けなど、どのように事業を構築すればよいか分からない。また、家計改善支援事業を改めて立ち上げる重要性があまり認識できていない。就労準備支援事業についてもどのように事業を構築すればよいか分からない。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 自立相談支援事業と家計改善支援事業のそれぞれの違いがわかり、両者は役割分担し連携することによって本来の効果を得ることができることを認識した。また、家計改善支援事業の実施により、市役所内における自立相談支援機関の信頼度がより向上することもわかった。 就労準備支援事業についても事例等を教示いただき、事業構築のイメージがで</p>

	きた。
	③ 今後の活かし方について 就労準備支援事業については、令和2年度の予算化につながった。 また、家計改善支援事業についても、今後の事業構築の参考とし、さらに検討を進めたい。

家計改善支援事業・未実施（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX
 事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) ★自立相談と家計改善を行う場合
 ⇒・プランは2つあげる？
 ・支援調整会議はWであげる？（自立とセットでいいのか）
 ・自立相談のプラン終了し、家計改善を継続するのはあり？
- (2) ★家計改善支援のみ
 ⇒生活困窮でない世帯も相談対象であるか？（収入はあるが、家計に課題がある場合）
 ・家計改善支援事業だけで、プランをあげることはOK？
 ・プランとして期間は？（何年も継続でプランあげていいの）
- (3) 障がい手帳、療育手帳など障がいでのサービスを利用している人も対象になるか
 ⇒プランもつ場合は終結の判断はどこですか？

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	事業を開始するに当たりどのような準備が必要か、どのようなことを準備する必要があるか
	①コンサルタント前の認識について 事業を開始するに当たりどのような準備が必要か、どのようなことを準備する必要があるか全くわからない状況。
	②コンサルタント後の認識の変化について 事業の内容をしっかりと精査し、募集要項に事業内容を細かく記載することが大事。
(2)	③今後の活かし方について 本市としてやるべき事業内容に近づけるために必要な人件費など予算をしっかりと確保する。
	委託する場合、自立相談支援事業と家計改善支援事業をまとめて委託したほうがよいのか。
	①コンサルタント前の認識について 委託する場合、自立相談支援事業と家計改善支援事業をまとめて委託したほうがよいのか。 現在、自立相談支援事業を委託している事業所以外に事業委託先の開拓が必要か。 別々で委託し、別々の委託先になっても問題がないのか。
	②コンサルタント後の認識の変化について あえて委託先を広げる必要はない。 委託先が一緒でも、別だった場合でも問題はない。 ただし、自立相談支援員と家計改善相談支援員の兼務は効率が良くない。
	③今後の活かし方について

	<p>一人の相談者に対し、自立相談支援員と家計改善支援員ははっきりわけて支援をする。</p> <p>自立相談と家計改善相談を別の支援員に分けることで、相談者も相談しづらいことでも家庭のお金に関して話しているうちに相談したい内容を深く支援員に相談することが出来たりするため支援員が兼業しないように気をつける。</p> <p>ただし、家計改善支援員が聞き取りした内容は自立支援員と情報共有し、自立に向けた支援をする必要がある。</p>
(3)	<p>自立相談支援員はどのタイミングで家計改善支援員に繋いで相談に入ってもらべきか。</p> <p>①コンサルタント前の認識について 自立相談支援員はどのタイミングで家計改善支援員に繋いで相談に入ってもらべきか。 相談員は何名でやったほうが良いか。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 相談者の多くが家計の悩みを持っているので、最初から自立支援員と相談に入る。 支援員は最低二人は居たほうが良い。</p> <p>③今後の活かし方について 自立相談支援員と連携して自立相談支援員が聞き取りづらい部分を家計相談支援員が聞き取りで来た場合は情報共有する。 家計改善支援員のポジションは、毎日滞在する枠を設けてる。 例：事務室内に相談員五人のうち、二人を家計改善支援員にするが、一人は3日/週（主担当）、もう一人は2日/週（副担当）、でにおいてそれぞれの支援内容を家計改善支援員同士で相談しやすいよう配置することが良い。</p>
(4)	<p>家計改善相談はどのように進めていくのか</p> <p>①コンサルタント前の認識について 家計改善相談はどのように進めていくのか</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 一緒にコミュニケーションをとりながらアセスメントをとっていく。</p> <p>③今後の活かし方について アセスメントは1時間から長くても2時間程度で終わること（あまりにも長時間になりすぎると相談者も支援者も疲弊してしまう。） 相談を聞き取りしながら、収入のことを周りに支援してくれる人がいるか、相談できる人がいるかの聞き取りをすることが重要。 家計改善は、滞納相談や債務整理等、家計全般に関わることの相談になるため、税務課や年金事務所、法テラスなど同行して家計計画表を見せながら分割の相談を一緒にやっていくことが大事。 相談には自立相談→支援調整会議→家計改善相談の順で相談が始まるだけではなく、自立相談より先に家計改善相談を行う場合もあり、相談者の状況によって、</p>

	<p>相談の入り方が様々あり、プランをどのタイミングで作るかもそれぞれで変わってくる。</p> <p>短期間で集中して相談を進めることによって、生活環境に変化が生じた場合は、プランを立て直し、状況に合わせた支援をしていく。</p> <p>相談者と一緒にプランを作成したにもかかわらず、本人のやりたいようにしか生活を変えないようであれば、支援することが出来ないため、支援を打ち切ることも良いとのこと。</p>
(5)	<p>家計改善支援員は何らかの資格を持っている人が良いのか。</p> <p>①コンサルタント前の認識について 家計改善支援員は何らかの資格を持っている人が良いのか。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 特に資格を必要としていない。</p> <p>③今後の活かし方について 家計改善は長期定期に支援する必要があるため、長期的に仕事出来る人。継続的に相談出来る人。話が聞ける人。上から目線ではなく相談者の目線に立って相談できる人。</p> <p>これらをまとめると、ファイナンシャルプランナーの資格を持っていたり、元銀行員にお金の専門家ではなく、相談者にしっかり寄り添うことが出来る支援者であればよい。</p> <p>同行支援を何度も行ううちに、法律事務所や税理士事務所など、顔なじみの先生がいると、更に相談がしやすくなるので、積極的に相談するとよい。</p> <p>実際に事業をするのであれば、資格などは必要ないが、家計改善事業で使うシステムを国研修で勉強して支援をしたほうが間違ったキャッシュフロー表の使い方を防げるので、予算が許すのであれば、令和3年度から事業開始するのであれば令和2年の研修に参加したほうが良い。</p>
(6)	<p>相談窓口をどこに設置したほうが良いか。</p> <p>①コンサルタント前の認識について 相談窓口をどこに設置したほうが良いか。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 自立相談支援窓口と一緒に役所内にあったほうが良い。</p> <p>③今後の活かし方について 同行支援を行う上で、庁舎内にあると、関係機関と横の連携が取りやすいので役所内で開設することがメリットになる。</p>
(7)	<p>プランは、自立相談支援事業とは別で立てたほうが良いか。 また、支援調整会議には一緒にいったほうが良いか。</p> <p>① コンサルタント前の認識について プランは、自立相談支援事業とは別で立てたほうが良いか。 また、支援調整会議には一緒にいったほうが良いか。家計改善支援事業分だけ別で調整会議を行ったほうが良いか。</p>

	<p>② コンサルタント後の認識の変化について 支援調整会議は一緒に入ったほうが良い。 プランは家計改善支援事業と自立相談支援事業は別々で立てるほうが良い。</p> <p>③ 今後の活かし方について 支援調整会議ではインタビューアセスメントシート1枚と、相談時家計表、家計計画表、家計再生プランを作る必要がある。 別々にプランを立てることにより、システムの入力を別々ですることが出来る。 (一緒にプランを立ててしまった場合、どちらかがシステム入力しているともう一人は入力することが出来ない。) 家計改善支援記録簿は自立相談支援事業とは違って、上から読める様式になっているの記録の確認がしやすい。 家計改善事業を利用していない相談者の内容を支援調整会議で確認することによって、自立相談へのアドバイスが出来たり、家計改善事業に繋ぐ必要があることが確認出来たら自立の促進になる可能性があるため、すべての支援調整会議に参加したほうがよい。</p>
(8)	<p>家計改善支援室を作ったほうが良いか</p> <p>① コンサルタント前の認識について 家計改善支援室を作ったほうが良いか</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 出来れば個室の相談スペースがあったほうが良い。</p> <p>③ 今後の活かし方について お金の細かい相談とかセンシティブな話になるので、相談はオープンスペースではなく個室スペースを作ったほうが良い。 パーテーション等で良いから仕切りを作り、天井を開けておいたほうが良い。 (相談室で暴れる人がいる際、速やかな対応がしやすいため。)</p>

家計改善支援事業・未実施（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 任意事業を導入すべき理由の整理（自立相談支援との共存のあり方）
- (2) 家計改善支援事業による他機関との連携事例の研究
- (3) 任意事業立ち上げのノウハウを得ること
- (4) 家計改善支援に携わる支援員の育成方法

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>任意事業を導入すべき理由の整理（自立相談支援との共存のあり方）</p> <p>①コンサルタント前の認識について 令和元年度において、家計改善支援事業を未実施であるが、自立相談支援での対応において、家計相談の要望が非常に多い。相談員が外部の研修において家計表作成のノウハウを学び、可能な範囲で家計支援を実施しているケースもあるが、今後任意事業の導入を検討する中で、どのように意義付けるか整理が難しかった。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 自立相談支援においても、家計状況の聞き取りから始めることが基本となる（就労の有無、生活実態等の把握につながる。）。 しかし、生活の再生をどのように図るかを考えていく際、目の前の債務整理だけでは済まないケースがある。世帯の収支を正確に聞き取り、再び債務を抱える生活に戻らないために、中・長期的な家計推移の見通し、家計計画の立案が必要となる。 最終的に、世帯が自力で家計管理ができるようにすることで生活の安定につながることから、一連の支援を専門的に行うことができる家計改善支援員を設置することが事業の核であることを認識できた。</p> <p>③今後の活かし方について 家計改善支援を任意事業として実施することで、プラン作成件数が実際に伸びていることを確認できた。令和2年度には事業化は不可となったが、令和3年度での事業化を目指す中で、現在プラン作成が滞っているケースの中で、家計支援を導入することで状況が改善できそうなケースを抽出し、導入の必要性を示す根拠としていきたい。</p>
(2)	<p>家計改善支援事業による他機関との連携事例の研究</p> <p>①コンサルタント前の認識について 自立相談支援の中で家計表の作成や納税担当部署と連携した分納計画作成等の支援を通して、家計支援が必要なケースがある程度見えてきた。 しかし、任意事業の導入を検討する段階において、内部の職員だけでは想定できないような事例を予め研究する必要があると感じた。</p>

	<p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>税金や公共料金の滞納、借金の返済や分納計画等、支援が必要なケースは非常に多いことが改めて認識できた。現状、自立相談支援で対応している件数以上に、支援が必要なケースが眠ってしまっていると感じた。</p> <p>また、就労支援においても、家計表の作成を取り入れることで、どの程度の収入が必要か明確になり、相談者本人にとっても目標を設定しやすくなるというアドバイスをいただき、大変参考になった。</p>
	<p>③今後の活かし方について</p> <p>就労支援だけでなく、貸付の相談をする際にも家計表があると目標とするべき収入や貸付金額の目安が設定され、連携する上でも支援内容が共通理解しやすい。任意事業導入の際にはこの視点を支援内容に盛り込み、自立相談支援においても可能な限り家計支援を取り入れていく。</p>
<p>(3)</p>	<p>任意事業立ち上げのノウハウを得ること</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <p>家計改善支援事業を実施する際、要綱や仕様書等の制定が必要となるが、他自治体の事例を参考としたかった。</p> <p>また、自治体の人口規模に応じてどの程度の相談件数が発生するか、予算規模等がいか程か参考となる資料の収集が必要であった。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>本市と人口規模が同程度の自治体の事業内容を提示いただいたことで、必要な支援員の人数、事業実施日数、具体的な支援内容が参考となった。</p> <p>③今後の活かし方について</p> <p>任意事業の予算要求において、支援員の人数や事業実施日数の想定を説明する際の根拠としていきたい。具体的には、家計管理、法テラス等を利用した債務整理、貸付相談の支援及び税金滞納等の分納計画の同行支援等を基本的な内容として検討していく。</p>
<p>(4)</p>	<p>家計改善支援に携わる支援員の育成方法</p> <p>①コンサルタント前の認識について</p> <p>家計改善に向けた支援をする側としての注意点、必要な認識等を整理し、本事業の果たす役割を勉強できるツールが必要と考えた。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>令和元年度「生活困窮者自立支援制度における専門スタッフ派遣及び研修事業」の資料等、多数の参考資料を提供いただいた。事業に携わる職員が勉強できる教材を得ることができた。</p> <p>③今後の活かし方について</p> <p>家計改善支援の基本的な考え方と相談の流れについては上記の教材を活用して学びつつ、 が実施する家計改善支援、債務整理等の研修に適宜参加し、本市としての家計改善支援のノウハウを構築していきたい。</p>

家計改善支援事業・未実施（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 支援内容
- (2) 支援ツールの使用方法
- (3) 支援員の研修方法
- (4) 庁内連携の手法
- (5) 自立相談支援員との業務分担
- (6) 実施方法（委託・直営）

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>支援内容</p> <p>① コンサルタント前の認識について 家計表を作成し、相談者の月間の収支を確認。収入を増やすか、支出を減らすかを相談者と考えていくという支援を想定していた。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 家計改善支援は、家計のアドバイスだけでなく、滞納や負債相談への同行支援など、幅広く相談者へ寄り添った支援が大事。 また、家計相談を行うことで、世帯全体の状況を把握することができ、新たな課題発見につながることもあるため、相談を進める中で相談者との信頼関係の構築が重要であると考えようになった。</p> <p>③ 今後の活かし方について 初回面談から家計改善支援員も同席し、相談者と関わる機会を増やし、相談者との関係作りにも意を用いていく。 家計状況の改善だけでなく、相談者自身の気づきとともに、家計管理が自らできるようにするための支援を行っていくこととしたい。</p>
(2)	<p>支援ツールの使用方法</p> <p>① コンサルタント前の認識について 家計表は、相談者の月間の収支を示し、収入がいくら不足しているか、どの部分の支出が多いかといった現金の流れを確認するためのツールであるという認識であった。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 家計表は、ただ月間の収支を確認するだけでなく、相談者自身が自らの家計について意識し、積極的に家計の改善に向けて自己管理を行うこと、さらには自己肯定感を高めるといった副次的な効果をもたらすためのツールとしても重要であると考えようになった。</p> <p>③ 今後の活かし方について</p>

	<p>家計表を作成する過程を通して、相談者自身の生活を振り返ることができ、本人も把握できていなかったことに気づくことができる。</p> <p>相談者自身の問題として自覚してもらうことに加え、関係性構築のためのツールとして活用していきたい。</p>
(3)	<p>支援員の研修方法</p> <p>① コンサルタント前の認識について 支援ツールの使用方法、相談の流れを説明するような研修を想定。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について ツールの使い方や支援の流れの研修だけでなく、相談者に寄り添った支援が必要であり、相談の心構えや、相談者と信頼関係を築くための面談の方法（カウンセリングの手法）の活用についても研修が必要なのではないかと感じた。</p> <p>③ 今後の活かし方について 支援の流れやツールの使い方などの基本的な事項だけでなく、相談者へ寄り添った支援の手法を共有していきたい。</p>
(4)	<p>庁内連携の手法</p> <p>① コンサルタント前の認識について 庁内関係部署へ事業の内容について周知し、滞納者等に対し相談窓口を案内するよう依頼する。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 事業内容の周知だけでなく、どのような効果があるかを具体的数値で示すことにより、支援効果が実感できるため、より積極的な連携につながる。 また、定期的に関係者間で情報共有を行い、支援状況が確認できる場があれば、継続的な連携につながる。 他の部署では滞納の解消が主眼であったが、相乗効果を期待する考えも生まれてきた。</p> <p>③ 今後の活かし方について 定期的に関係部署の参画による会議を開催し、事業の内容とともに、自立から健全な納税への変化といった支援効果も期待できることを周知していきたい。 また、支援効果の検証のため、支援状況の管理の手法についても今後検討していきたい。</p>
(5)	<p>自立相談支援員との業務分担</p> <p>① コンサルタント前の認識について 家計改善支援員は家計表等のツールを使用し、家計の現状を把握。 貸付、債務、滞納等の家計に関することについて支援し、その他については、自立相談支援員や就労相談支援員へ状況に応じてつなげるという支援を想定している。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 自立相談支援員と家計改善支援員の業務、さらには、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付、返済等の業務については、重複するところがあり、明確に区分す</p>

	<p>ることは困難。</p> <p>家計に課題のある相談者に対しては、自立相談支援員、社会福祉協議会と連携して支援していくことが有効であると考える。</p>
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <p>初回面談から家計改善支援員も同席し、家計に課題のありそうな相談者だった場合には、継続的に支援していくような方法を検討していきたい。</p>
(6)	<p>実施方法（委託・直営）</p>
	<p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>自立相談支援機関の職員が他の業務と兼務することも想定していた。</p>
	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>支援内容が幅広く、職員が他業務と兼務で支援を行うことは難しく感じた。</p> <p>委託の場合は、自立相談支援機関との連携や情報共有の方法等についての検討も必要であると考える。</p>
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <p>家計改善支援専任の職員を雇用し、専門的な支援を行うことで、相談者へ寄り添った丁寧な支援を行っていく。</p> <p>さらに、生活困窮に関わる業務（社協貸付業務も加えた）の包括的な連携のあり方についても検討していきたい。</p>

家計改善支援事業・未実施（人口規模20万人～）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 本市自立支援室における事業の必要性の認識
- (2) 本市収納担当部署における事業の必要性の認識
- (3) 市税及び公共料金等の滞納解消に向けた関係部署との連携

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>本市自立支援室における事業の必要性の認識</p> <p>① コンサルタント前の認識について 家計改善支援事業について、生活困窮者自立支援制度の手引きや事業実施要領等で一定程度の事業内容を理解していた（優良自治体及びその受託事業者の事例については以前から情報収集を行っていたが、具体的な内容までは把握していなかった）。</p> <p>また、自立相談支援機関における相談内容の多くは、収入や生活費に関することであるが、家計改善的な支援は行っていなかった。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 家計改善支援事業の必要性、特に窓口への相談を待つのではなく、他部署との連携による滞納解消が、収納率の向上や市民（相談者）の安定した生活へとつながることがよく理解できた。</p> <p>③ 今後の活かし方について 優良自治体及び受託事業者に対する状況調査及び資料収集を行い、本市での事業実施に向けて庁内で連携し、共通理解を図る。（事業実施、予算獲得への根拠、事業計画案の策定及び財政当局との協議）</p>
(2)	<p>本市収納担当部署における事業の必要性の認識</p> <p>① コンサルタント前の認識について 家計改善支援事業について認識していなかった。</p> <p>② コンサルタント後の認識の変化について 研修会に参加した職員（他部署）の感想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対する解決方法が見いだせない中で本制度の有効性について知ることができた。 ・滞納者の生活再建に効果的である。 ・滞納相談者に対応する際、家計の状況についても把握することを心がけ、相談者自身が家計を管理する能力を身につけるように促す。 ・自治体の徴収部門等にとっても徴収力アップにつながる効果がある。 ・滞納金を集金することにしか目を向けていなかったが、滞納者は収支を含め、家計全般に課題を抱えているのではないかと考えるようになった。

	<p>研修会を開催し、要望や質問等アンケートを行ったことで、関係部署で家計改善支援事業の必要性や庁内連携の必要性について、認識してもらうことができた。</p> <p>また、優良自治体の職員が来所され、説明を受けたことで、事業の必要性和相談者に対する支援をより身近に感じる事ができた。</p>
	<p>④ 今後の活かし方について</p> <p>今回、実施したアンケートをもとに、各部署との連携を図り、質問や要望等を研究し、事業実施に向けて取り組んでいきたい。</p>
(3)	<p>市税及び公共料金等の滞納解消に向けた関係部署との連携</p>
	<p>① コンサルタント前の認識について</p> <p>本事業における伴走型の支援のひとつである徴収担当課への家計改善支援員の同席は、税及び国保の徴収担当課は認めていない。</p>
	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <p>税及び国保の徴収担当課から、支援員の同席は認められないが、相談者に対して、家計改善支援事業への参加を促し、家計計画表の作成を行った上で納付相談を受けることは可能ではないか等、ある程度の連携を図れることも可能との認識に至った。</p> <p>なお、分割納付相談時に支援員の同席を依頼する部署も多くあった。</p>
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <p>個人情報保護法、地方税法及び税理士法等を念頭に置きながらも、可能な範囲で円滑に支援できるよう、家計改善支援事業の実施に向けて取り組んでいきたい。</p>

家計改善支援事業・未実施（人口規模20万人～）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 家計改善事業の実施に向け、いわゆる家計のやりくりとの差や家計改善事業のポイントについて

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	家計改善事業の実施に向け、いわゆる家計のやりくりとの差や家計改善事業のポイントについて
①	コンサルタント前の認識について 家計改善事業の必要性は認識しているが、いわゆる家計のやりくりとの差が明確に区分できない部分がありました。
②	コンサルタント後の認識の変化について 講師のお話や、家計改善事業の手法をお聞きすると、自立相談の中で行っている家計相談とはとても大きな差がある事、さらに本市の相談者には、家計改善事業を活かせる相談者がごく僅かである事を認識しました。
③	今後の活かし方について 本市に於いてどのように実施すれば家計改善事業を活かせるか、あらためて考えたいと思います。

家計改善支援事業・未実施（人口規模20万人～）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：家計改善支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 予算要求
- (2) どこに委託するか
- (3) 直営での可能性
- (4) 具体的な準備内容

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	予算要求
	① コンサルタント前の認識について 国が必須事業と言え、するしかないという認識
	② コンサルタント後の認識の変化について 生活困窮者にとって必要な事業である ・最初から複数人配置するのではなく、実績を重ねて次年度以降の増員予算要求を目指す。 ・生活困窮者相談数のうち、滞納件数や多重債務者件数が何件、滞納額のうち納税額がいくらであるという情報や、国保・税の滞納件数や金額から効果額を提示すると良い。(数値化するのには手間がかかる。)
(2)	どこに委託するか
	① コンサルタント前の認識について ・自立相談支援事業委託先である市社会福祉協議会に委託を検討していた。
	② コンサルタント後の認識の変化について ・事業は、滞納者等への案内のしやすさから、場所さえ確保できれば市役所内実施が望ましい。そのため、相談者の立場を考慮した場合、一概に市社協へ委託しなければならないというわけではない。
(3)	直営での可能性
	① コンサルタント前の認識について

	<ul style="list-style-type: none"> ・他の事業も委託して実施しているため、当事業も同様に、直営ではなく委託実施を検討していた。
	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所内でスペースを確保できるのであれば、直営での実施も検討すべきである。
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況次第では直営での実施も視野に入れる。
(4)	<p>具体的な準備内容</p>
	<p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を市社協へ委託する場合は、自立相談支援員に家計改善支援員として兼務を依頼するか、家計改善支援員として一人雇用するか検討予定であった。また、新規雇用の場合、FP等の有資格者を優先して採用を検討していた。
	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者相談数のうち、多重債務者件数の割合や、税、国保、住宅等、滞納が考えられる部署より、滞納件数や金額等を情報収集し、予算要求した上で、家計改善支援員として一人新規雇用すべきではないかと検討している。また、採用時は資格の有無ではなく、生活感覚の有無や傾聴できる方を重点的に採用すべきである（資格は採用後取得でも良い）。 ・アウトリーチを行うため、自動車や携帯電話の予算確保は必須である。 ・家計改善支援員としての知識は国の研修等で習得可能。
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタントでの意見を参考に、上記のような対応を検討したい。

子どもの学習・生活支援事業・実施中（人口規模20万人～）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： ██████████

事業名：子どもの学習・生活支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒への対応
- (2) 学習支援の出席率が低い利用者への対応

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	<p>いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒への対応</p> <p>①コンサルタント前の認識について 本市は学習支援事業を民間の個別指導塾に委託し実施している。支援困難ケースの対応は、ノウハウが乏しく効果的な取り組みが難しい。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について 支援困難ケースへの支援は時間を要することから、アウトリーチの手法と相性が良いと感じた。個別事案に対応するためには、アウトリーチの手法が必要不可欠であると認識した。</p> <p>③今後の活かし方について アウトリーチによる支援体制が████市では現在整っていないため、スクールソーシャルワーカーとの連携等を通じて、これまで以上に密度の高い個別支援を実施したい。</p>
(2)	<p>学習支援の出席率が低い利用者への対応</p> <p>①コンサルタント前の認識について 学習支援に申し込んでも、精神的な理由で利用に至らないケースがある。利用意思があるにもかかわらず、利用できないケースに対して、事業実施者として工夫が必要だと考える。</p> <p>②コンサルタント後の認識の変化について アウトリーチ型の支援は、個々の好みや価値観に合わせた支援ができることが強みである。学習支援会場に足を運ぶことができないなら、支援員が対象者に足を運ぶという視点は非常に重要である。</p> <p>③今後の活かし方について これまで市が用意した会場若しくは委託先が所有する教室を会場として学習支援を実施しているが、アウトリーチの視点を取り入れ、訪問型の支援の導入を検討したい。</p>

子どもの学習・生活支援事業・実施中（県域）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： ██████████

事業名：子どもの学習・生活支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 支援方法の検討について
- (2) 学習支援協力員の体制などについて
- (3) 高校生世代の対応について
- (4) 世帯支援のあり方について

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	支援方法の検討について
	<p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込みのあった子どもの支援方法について、個別支援会議の場で相談を行っているが、支援方法に悩む場面がある。 ・子どもが主体となっているか、支援者側の考えや思いが強く出ていないか、また福祉との連携によってこれまでにない支援について手探りの状況がある。
	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ██████████ で実践している支援のあり方（専門家を交えた支援会議等）を共有し、子どもを中心とした支援のスキルを高めあう場が必要。
	<p>③ 今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践している支援方法や優良事例等を共有し事例から学ぶことができる仕組みを検討する
(2)	学習支援協力員に関すること（発掘、サポート、スキルアップなど）
	<p>① コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援協力員の発掘、登録、サポートについては、委託している社会福祉協議会等の担当者が行っている。担当者が多忙であり協力員のサポートが十分できないことがある。協力員のスキルアップを図る研修も各町村で実施するため県全体としてのバラツキがある。 ・オーダーメイド型の支援のため、人材の確保ができないときがある。
	<p>② コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力員が一人で抱えこまないようにするためには、定期的な会合や継続支援が必要。協力員定例会を実施している町村もある。 ・これまでも実施してきたが定期的な協力員研修は必要であり、実施町村の状況を把握できている学習支援推進員の関わり方も検討。 ・学生は継続的な関わりが難しい面もある。シニア層は、様々なスキルを持つ人材の宝庫であるとともに長期に関われることでサポートのスキルが蓄積されボランティア全体の底上げができる。
	今後の活かし方について

	<ul style="list-style-type: none"> ・フォロー体制については、各町村において協力員の定期的会合を持ち研修によるスキルアップや協力員同志で情報を共有して高めあう場をつくる。県内広域で実施していることからテレビ会議を導入する。 ・人材発掘においては、シニア層に関わる関係機関（長寿社会開発センター等）や地域プラットフォーム等との連携を一層強化する。 ・全体の進捗管理を行う学習支援推進員から定期的に情報を発信し、ノウハウの共有や協力員が情報交換をしやすい場を作る。
(3)	<p>高校生世代の対応について</p> <p>コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象を高校生世代までとしているが、中学校時代からの継続者および関係機関等からの情報提供にとどまっている。高校との連携も社協等担当職員に任せられている。以上のことから高校生世代へのアプローチについて検討すべき状況にある。 ・■■■■教育委員会としても、中学校卒業後の子どもの動向を把握しきれないこともあり、高校生世代への支援に期待がある。 <p>コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校一年生時の関わりが重要であり子どもの悩みに寄り添える人材が必要 ・中退防止では、中退率の高い学校との連携から始める。 ・世帯に対して提供できる情報を常に用意し関われる場面を工夫する。 ・高校を中退したのちの自立支援について、丁寧に関わり添える人材が必要。 <p>今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者サポートネットワークと連携する。 ・中退率の高い学校や中学校時代に不登校だった子供が比較的行きやすい高校等に事業の周知を行う。 ・中学校時代から不安要素のある子どもへの支援を開始しておく。
(4)	<p>世帯支援について</p> <p>コンサルタント前の認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親自身に何らかの課題があることによって、事業の理解を得られず申込みにつながりにくい世帯に対し学校と連携しながら支援方法を模索。社協職員の努力によって行われている。 ・親との信頼関係の育み方や一度つながった縁をずっと紡ぎ続けるためのノウハウの蓄積が必要。 ・世帯支援と子ども支援を両輪で実施するための支援体制の在り方に課題がある。 <p>コンサルタント後の認識の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力員のつなぎ役としての機能を確認する。 ・子ども支援が親支援につながる。子どもとしっかり信頼関係をつくるのが世帯支援の一步になることを確認。 ・あきらめずにつながり続けることに価値がある

	<p>今後の活かし方について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支援会議には、子どもや親も積極的に参加できるように配慮する。・ つながり続けるための一つ的手段である情報の提供について、実施町村社協等及び関係機関と連携して情報の収集を行う。・ 子ども支援と親支援に関係するキーパーソンを明確にして情報を共有することで世帯丸ごと支援ができるように体制を整える。
--	---

子どもの学習・生活支援事業・未実施（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：子どもの学習・生活支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

(1)子どもの学習・生活支援事業については全くイメージを持っていなかった。

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	子どもの学習支援事業
	① コンサルタント前の認識について 当市は任意事業には取り組んでいない状況であるので、まず就労準備支援事業と家計改善から取組をしようかと検討していたので、子どもの学習支援については全くイメージを持っていなかった。
	② コンサルタント後の認識の変化について 講師から現実の子育て支援状況を聞くことで、魂のこもった支援だなと驚きました。学習支援を行うことがアウトリーチのひとつとなり、生活や社会的な課題抱えている世帯の発見につながっていくことをわかりました。子どもの学習支援の奥深さを理解できました。
	③ 今後の活かし方について 当市では、TTプロジェクトを立ち上げ「福祉まるごと支援体制」の構築を掲げて地域づくりをおこなっています。 子どもの問題もしっかりと取り組んでいける体制を検討していきます。

子どもの学習・生活支援事業・未実施（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名：■■■■■■■■■■

事業名：子どもの学習・生活支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

(1) 子どもの学習・生活支援事業に関する知識不足

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	子どもの生活・学習支援事業に関する知識不足
	①コンサルタント前の認識について 子どもの生活・学習支援事業について、他自治体で様々な実施手法による取組が行われているが、そのメリット・デメリットについて詳細な知識を有していない状況であった。
	②コンサルタント後の認識の変化について アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチの効果について、より詳しく知ることができた。
	③今後の活かし方について 学校現場等と情報共有し、今後、■■■■での事業実施の検討材料とさせていただきたい。

一時生活支援事業・実施中（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：一時生活支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

(1) 一時生活支援の日中活動のプログラムについて

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	一時生活支援の日中活動のプログラムについて
	① コンサルタント前の認識について 一時生活支援について、借上げ型のシェルターにより実施している。対象者の日中活動のプログラムの作成について検討中であるが、どのような内容にしたらよいか苦慮している。また、対象者受け入れについての制限、一時生活支援を退去後の支援の取り組み方などについて、対応に苦慮している。
	② コンサルタント後の認識の変化について コンサルタントサービスの専門スタッフの方が所属されている法人の様々な取組をご紹介いただいた。また、直接スタッフの方に困難事例を相談・意見交換できたことで、支援の在り方、具体的な課題を確認することができた。(入所中の金銭管理など。)
③ 今後の活かし方について 専門スタッフの方と意見交換するなかで、本市の定員は1名であるため、日中活動のプログラムについては、一時生活支援独自のプログラムを新たに作成するというよりは、既存の資源（就労準備支援のプログラム、地域のサロン等）を併用した形で対象者が自立に向け取り組める環境を作っていければと考えている。	

一時生活支援事業・実施中（人口規模10～20万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： XXXXXXXXXX

事業名：一時生活支援事業

1、コンサルタント実施前の課題

- (1) 相談者や関係機関へのアセスメントの結果、精神科への入院や施設入所が妥当であると判断した際、相談者が強く拒否する場合の対応
- (2) 生活扶助基準以上の収入がある世帯への対応
- (3) 市内シェルターを確保するための財源確保
- (4) 生活保護世帯の住居喪失者への対応
- (5) 施設から退所後、親族等身を寄せる場所があるにも関わらず、親族関係の不和等を理由に住居喪失を主張。親族と連絡を取ることを渋る場合、どこまで親族等への連絡を促すか

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	相談者や関係機関へのアセスメントの結果、精神科への入院や施設入所が妥当であると判断した際、相談者が強く拒否する場合の対応
	① コンサルタント前の認識について 相談者が拒否する場合、強制的に施設等への入所を行っても効果が低く、問題等は多々あるものの相談者の意向を尊重し、一時生活支援事業を継続するしか方法はないのではないか。
	② コンサルタント後の認識の変化について 一時生活支援事業の利用について、自立支援機関が利用を断るケースもある。本人が、入院、通院、施設入居を強く拒否する場合、本人の意向を尊重し、一時生活支援事業を活用しないというケースも考えられる。服薬しなければ、生命に関わる、精神的に落ち着かない等で通院拒否となると一時生活支援事業での入居を拒否することもある。入居ルールを伝え、入居の可否も含め本人の意思を尊重する。
	③ 今後の活かし方について 入居する前に、一定の入居基準を再考し、利用者に入居のルールについて理解を求めるよう案内等の作成を検討する。
(2)	生活扶助基準以上の収入がある世帯への対応
	① コンサルタント前の認識について 生活基準として、一定の基準が示されていることから、対応はできかねる。見守り等、他の方法を模索する。
	② コンサルタント後の認識の変化について 生活扶助基準の収入があった場合でも自立支援相談機関が支援が必要と判断し、本人も利用意思があるなら、事業利用させている。
	③ 今後の活かし方について

	関係機関との連携をとりながら、支援等の可否を含め検討する。
(3)	市内シェルターを確保するための財源確保 ① コンサルタント前の認識について 本市は行財政再建プランを打ち出しており、今後の追加予算の可能性は極めて低い。 ② コンサルタント後の認識の変化について 宮城県の例として町営住宅の一室をシェルターとして確保している。自死対策として国の予算活用、空き家バンクからの活用を行っている。 ③ 今後の活かし方について 国費、府費、市費等利用できる制度の検討を行う。
(4)	生活保護世帯の住居喪失者への対応 ① コンサルタント前の認識について 生活保護受給者については、生活保護法での対応となるため、困窮者自立支援法での一時生活支援事業の利用対象外となる。 ② コンサルタント後の認識の変化について 生活保護が廃止された段階で一時生活支援事業にて、本人の利用意思があれば次の居場所を探すこととなる。被保護者は対象外。 ③ 今後の活かし方について コンサルタント前後での認識は一致。生活保護担当との連携を取りながら事業の適正化に努める。
(5)	施設から退所後、親族等身を寄せる場所があるにも関わらず、親族関係の不和等を理由に住居喪失を主張。親族と連絡を取ることを渋る場合、どこまで親族等への連絡を促すか ① コンサルタント前の認識について 現状は親族との連絡について促すことはあるが、積極的、強制的には行っていない。あくまでの相談者の任意に基づいている。 ② コンサルタント後の認識の変化について 利用者と支援者の関係構築ができない恐れがあるため、親族等への連絡を促すことはしない。一時生活支援事業で、利用者はお客様ではない。支援を受けるには、日常生活の訓練する場として、就労活動やボランティア活動等、役割を与えている。 【2回目：住居支援セミナー】 ・当初にきちんとアセスメントできているか、課題となっているものをアセスメントの詳細なく、プラス要素として繋ぐと同じ問題を繰り返さず。家賃滞納等で退去扱いになった場合、新居でも滞納を繰り返す。 ③ 今後の活かし方について ・当初に聞き取りを行い、就労できる人等へは就労支援の案内等、何かしらの役割を与えるよう検討する。聞き取りにより、親族との軋轢が考えられる場合、利用者と支援者の関係性構築のため、親族への積極的な連絡等の指導は行わない。

一時生活支援事業・未実施（人口規模～5万人）

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書

自治体名： ██████████

事業名：一時生活支援（子どもの学習・生活支援事業）

1、コンサルタント実施前の課題

(1) 一時生活支援事業立ち上げのためのノウハウがない

(子どもの学習・生活支援事業)

(1) 学習支援の実施について

2、コンサルタント実施後の変化

(1)	一時生活支援事業立ち上げのためのノウハウがない
	①コンサルタント前の認識について 住まいの確保について相談があった際に、管内に一時入居施設がないため、思うような対応ができなかった事例があるが、今まで実施したことがないことから、立ち上げに必要なノウハウがない。
	②コンサルタント後の認識の変化について 当市は年間相談者も少なく、実際には一時生活支援事業の利用者はあまりいないのとの認識であったが、単純にホームレスだけではなく、独居高齢者や長期入院者等も一時生活支援事業の相談者になり得るということ、また、そもそもニーズを把握できていないことに気づくことができた。(潜在的ニーズの把握できていない)
	③今後の活かし方について 来年度以降、まずは ██████ 県が主導する共同実施を検討していくが、今後利用者の把握に伴い、必要であれば市役所近くのホテル借り上げ等も検討していく。

(子どもの学習・生活支援事業)

(1)	学習支援の実施について
	①コンサルタント前の認識について 委託業者にお任せで事業を行っていたため、子どもの情報共有がうまくできていなかった。
	②コンサルタント後の認識の変化について 新たな気づいた点は、学校で行われている放課後学習は、学校に行っていない生徒は参加できないこと。また、学校ではできないが、学習支援では1人1人を特別扱いすることができること。
	③今後の活かし方について 学習支援を実施する中で、子どもやその家族の情報や課題を自立相談支援機関に吸い上げるために、委託業者からの報告書の中に、子ども等の状況について気になったこと等を記入できる欄を新たに設けて、他の支援につなげていくようにしていく。

1-6 成果と課題

(1) 成果と課題を検証するにあたって

今回コンサルタントの対象となった30自治体に対して、複数の事業を希望した自治体には基本的に2事業についてコンサルタントを実施した。自立相談支援事業を含めて実施中の事業のコンサルタントを26事業（自治体）、就労準備支援事業、家計改善支援事業を始めとする任意事業の立ち上げのためのコンサルタントを28事業（自治体）で実施した。したがって、実施中の事業についての課題解決のためのコンサルタントと、これから任意事業を立ち上げるためのコンサルタントとに大別された。

そのような前提の上で、各自治体と担当講師の所感や報告内容から以下のような成果と課題が考えられる。

(2) 成果について

・実施中の事業へのコンサルタントの成果について

実施中の事業へのコンサルタントを希望した自治体には何らかの課題認識や支援を高めていきたいという意思がうかがえた。そのような状況の自治体へ客観的な視点で講師が丁寧に聞き取りをすることで、自治体が抱える課題が明確になり、課題の解決に向けた道筋が見えてきたのではないかと思われた。コンサルタントを受けて自治体の現状や課題が鮮明になり解決への手がかりが得られたと報告する自治体が多かった。

自治体の状況に応じて、具体的な助言だけでなく、事例の検討や制度についての基本的な研修、グループワーク等、自治体が課題を解決していくために必要かつ効果的と思われる手法で講師がコンサルタントを実施した。必要に応じて、対象や参加枠を広げて研修を行った。自治体からは、具体的な学びがあり、すぐに生かせるノウハウが得られたと評価を得ている。

・任意事業の立ち上げへ向けてのコンサルタントの成果について

任意事業の実施を計画している自治体からは、任意事業の詳細や立ち上げの進め方についての具体的な教示や助言の希望が多かった。

任意事業の在り方や支援の方法についての基本的な事項や任意事業の効果、予算獲得や庁内連携等、一連のノウハウについて、講師の所属する団体の実績や他の自治体の事例等をもとに研修等を行った。その際、必要に応じて対象や参加枠を広げて実施した。任意事業についての理解が深まり、事業の実施へ向けて何をすべきか明確になったと、多くの自治体が評価している。

(3) 課題について

実施中の事業、新規立ち上げの事業へのコンサルタント、いずれについても自治体も担当講師からも効果が高いと評価されている。しかし、希望する自治体すべてに実施することはできず、コンサルタントの回数にも限りがあり、どこに重点を置くべきかが重要になってくる。

また、コンサルタントをする中で、任意事業の必要性が意識されない理由として、自立相談支援事業のインテークやアセスメントの不十分さが見えてくる等、実施中の事業と任意事業との関連性も見受けられた。一方で、いったん開始した事業の見直しは容易ではなく、任意事業を実施する前にコンサルタントに入ることで適切な内容で事業開始ができる意味で、コンサルタントのタイミングが重要なことも分かった。

そのような中で、当面は令和4年度の就労準備支援事業と家計改善支援事業の完全実施へ向けて、2つの任意事業の立ち上げのためのコンサルタントに重点化していく

ことも考えられる。実施方法については、コンサルタントで任意事業についての研修等を行う場合に当該自治体だけでなく未実施の近隣自治体に呼び掛けて合同で研修を行う等、工夫して準備を進めていきたい。

1-7 スケジュール

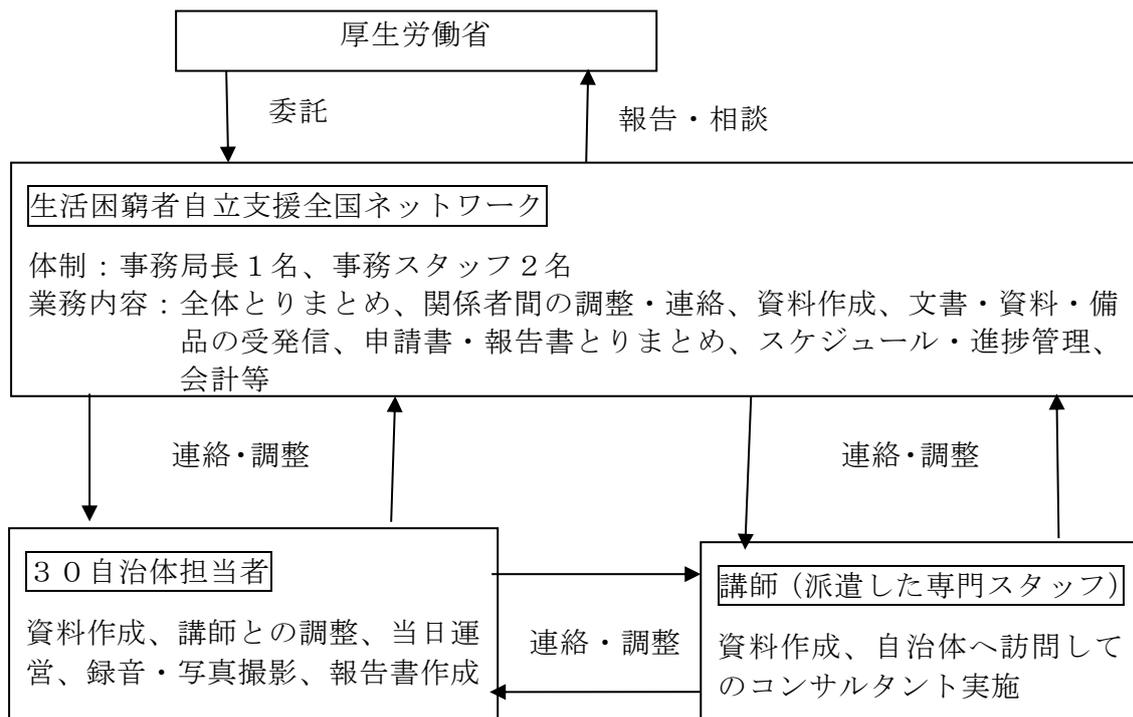
6月11日(火)	厚労省より選定通知
6月17日(月)	事務局打合せ
6月21日(金)	事務局打合せ
6月27日(木)	委託契約成立
7月5日(金)	自治体コンサルタント公募文書を各都道府県に配信
7月19日(金)	事務局打合せ
7月31日(水)	利用申し込み締切日
8月1日(木)	事務局打合せ
8月9日(金)	自治体選定について厚生労働省と打合せ、30自治体選定
8月19日(月)	事務局打合せ
8月27日(火)	選定結果文書を20都道府県に送信(県を通して47自治体に通知し、30自治体へは事前アンケートを依頼)
9月2日(月)	事務局打合せ
9月4日(水)	厚生労働省との打合せ 当ネットワーク理事会で委託事業についての検討
9月14日(土)	事務局打合せ
9月19日(木)	自治体コンサルタント1回目(会津若松市より)開始
9月26日(木)	コンサルタント30自治体への講師・日程の案内
10月7日(月)	当ネットワーク理事会にて報告・検討
10月8日(火)	厚生労働省との打合せ
10月10日(木)	自治体コンサルタントについてのお願いを30自治体へ配信
10月10日(木)	講師へ事務手続きの案内
10月15日(火)	事務局打合せ
10月17日(木)	自治体報告書作成の依頼及び書式を30自治体へ配信
10月28日(月)	事務局打合せ
11月8日(金)	事務局打合せ
11月18日(月)	事務局打合せ
11月25日(月)	事務局打合せ
12月2日(月)	事務局打合せ
12月9日(月)	事務局打合せ
12月16日(月)	厚生労働省との打合せ
12月19日(木)	自治体コンサルタント2回目(福岡県八女市より)開始
12月23日(月)	事務局打合せ
12月27日(金)	講師書類提出第一回締切日

令和2年

1月6日(月) 事務局打合せ

- 1月10日（金） 自治体コンサルタント1回目終了
- 1月13日（月） 講師中間報告会メモ締切日
- 1月20日（月） 事務局打合せ
- 1月21日（火） 自治体コンサルタント中間報告会開催（東京都）
- 2月 3日（月） 事務局打合せ
- 2月10日（月） 事務局打合せ
- 2月12日（水） 厚生労働省との打合せ
- 2月17日（月） 事務局打合せ
- 2月24日（月） 事務局打合せ
- 2月28日（金） 自治体コンサルタント2回目終了
自治体報告書提出締め切り
講師経費精算申請期限
- 2月下旬～ 事業実績報告書作成
- 3月末 事業実績報告書、電子データ提出、情報共有サイトアップ

1-8 事業運営・実施体制



1-9 資料

(1) 公募時に配信した文書

① 都道府県へ配信した公募文書

令和元年 7月5日
都道府県 生活困窮者自立支援事業ご担当者 各位 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 奥田 知志
「専門スタッフによるコンサルタントサービス」 を利用する自治体を公募します。
<p>盛夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より当団体にご協力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、今年度当団体は「生活困窮者自立支援制度における専門スタッフ派遣及び研修に関する広報啓発一式にかかる事業」を厚生労働省より受託し、その一環として希望する自治体（福祉事務所のある905自治体）へ専門スタッフによるコンサルタントサービスに取り組むことに致しました。今年度の受託事業概要を別紙①にまとめておりますのでご参照ください。</p> <p>つきましては、コンサルタントサービス公募について、都道府県にてエリア内の市町村に媒介・周知いただければと思います。市町村から提出された「専門スタッフによるコンサルタントサービスの利用申込書」（別紙②）を都道府県にてとりまとめて、7月31日（水）までに当団体事務局まで電子メールにてお届けください。その際、お手数ですが、各申込書のファイル名に自治体名を入れ、自治体毎に添付をお願い致します。</p> <p>応募自治体の中から30自治体を選定し、8月中に都道府県に、選定結果と事業の詳細をお知らせ致します。尚、応募多数の場合、実施できない場合もございます。</p> <p>お手間をおかけ致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>
記
本事業の概要
(1) 既に実施されている生活困窮者自立支援事業、及び今後実施予定の任意事業について、専門スタッフによるコンサルタントサービスや研修等を希望される自治体へ専門スタッフを派遣する。
(2) 応募自治体の課題に助言・対応できる専門スタッフ2名を選任し、日程調整の上で、基本的に1泊2日で2回程度派遣する。
(3) 専門スタッフ派遣に伴う交通費・謝金についての自治体負担はない。
以上
《連絡先》 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡 みち子 TEL:03-3232-6131 FAX:092-481-7886 Mail:info@life-poor-support-japan.net http://www.life-poor-support-japan.net

2019年度厚生労働省委託事業 生活困窮者自立支援全国ネットワークで取り組む事業概要について

事業：全国の自治体へのコンサルタントサービス
 ブロック別（6ブロック）研修 全国研究交流会 情報共有サイトを開設・運営
 目的：生活困窮者自立支援制度に携わる全国の行政職員・支援員が特色あるノウハウや情報を交換したり、都道府県を超えた交流をした
 りできるようにし、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者への適切な支援が全国に広がっていくことを目的とします。

コンサルタントサービス

- ① 全国の福祉事務所設置自治体にコンサルタントサービスの利用を公募し、応募の自治体から30自治体を選定し、専門スタッフの派遣を行います。
- ② 助言を行う項目は、「自立相談支援」「就労準備支援」「家計改善支援」「子どもや若者の生活支援」「一時的な生活支援（居住支援含む）」「その他」とし、自治体の要望に合わせて支援を行います。
- ③ 2名の専門スタッフが1泊2日で2回訪問します。
- ④ 派遣するスタッフは、これまでの全国大会登録者、国の従事者養成研修講師など、支援現場での経験豊富な皆さんです。

コンサル利用自治体の声（H29年度）

振り下げて個別に添
 せるコンサルタントサ
 ービスだからこそ、具
 体的な課題、目指す
 支援の在り方を明確
 にできた。(B市)

就労訓練の受け入れ
 先への訪問に同行し
 てもらい、企業に理解
 を得て協力を繋げる
 ためのポイントが理解
 できた。(A市)

任意事業を始める
 にあたって、先進事
 例の視察研修がで
 き、家計改善支援を
 理解することがで
 きました。(C市)




研修会

- <全国研究交流会の開催>
 ① 2019年11月3日(日)～4日(月・祝)仙台市で開催します。
 ② 対象は全国の行政・支援員・民間団体・学者など約1,000人です。
 ③ 1日目は全体会、2日目は各分野ごとの分科会を行う予定です。
- <ブロック別研修の開催>
 ① 6ブロックで研修会(1日)を開催します。
 ◆ 北海道・東北ブロック
 ◆ 関東・甲信越ブロック
 ◆ 東海・北陸ブロック
 ◆ 近畿ブロック
 ◆ 中国・四国ブロック
 ◆ 九州・沖縄ブロック
- ② 開催地、ブロック内自治体の要望等を反映した研修内容にしていきたいです。
 ③ 都道府県を超えた交流を図ります。

情報サイトの開設・運営

- ① 生活困窮者自立支援制度に関する情報がターゲットに開覧できる分かりやすいサイトを目標とします。
- ② 支援に携わる行政職員や支援員のみがログインできるページでは、事例や支援に役立つ支援者に有効な情報を随時アップし、支援に活用できるようにします。
- ③ ログインするためのIDとパスワード(自治体ごと)をお知らせします。
- ④ コンサルタントサービス及び研修に関する告知・報告等も積極的にまいります。

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

(2) 申込内容一覧 (47自治体)

自治体名	実施事業					理由
	自立	就労	家計	子ども	一時他	
	○		○			<p>■■市では、現在自立相談支援事業と家計改善支援事業を行っているが、被保護者及び生活困窮者に対する就労準備支援事業の必要性を感じており、来年度予算に計上して実施を検討しているが、専門スタッフの派遣により全国の特色ある事業の取り組み等のノウハウや情報を提供いただき、支援の在り方を明確にしていきたい。</p>
	○	○	○	○		<p>法施行の以前から各任意事業に取り組んできましたが、特に就労準備支援事業において、就労準備支援プログラムの見直しや拡充が必要と考えられ、さらに効果的な実施方法の検討のために本市の実情に合わせた助言をいただきたいと考え、コンサルタントを希望します。 また、自立相談支援事業と家計改善支援事業を一体的に実施していることから、この2事業を含めた全体的なアドバイスをいただきたいと考えております。</p>
	○	○	○	○		<p>■■市では、生活保護受給世帯の高校進学率は93.3%(平成30年度、平成29年度100%、平成28年度87.5%、平成27年度100%)となっており、進学率は高いものの定時制・通信制の高校への進学が多く、不登校や中退してしまう生徒も少なくない。 平成28年6月、中学生のいる生活保護受給世帯・就学援助受給世帯を対象として行ったアンケート調査によると、69.4%の世帯が学習支援を希望していると回答した。また、経済的理由などで塾等を利用したくても利用できないと回答した世帯も71.5%に上り、家庭の貧困により子どもが必要な援助を受けられない現状が伺える。 これを受けて、■■市ではどのような支援が可能なのか■■大学や学習支援を実施している団体及び教育委員会、子育て推進部などとも協議・検討してきた。 全国で実施されている学習支援事業の運営方法は、委託によるものが66.6%(H30.4厚労省データより)と全体の半数以上を占めているが、■■市ではすでに集団型学習支援を行っている任意団体が複数あることから、生活・進路相談支援に重点を置き、学習支援員の面接相談や戸別家庭訪問等で各家庭の状況に合わせた支援を直営で行った方がより効率的ではないかとの結論に達し、平成29年4月より教員免許を有する嘱託の学習支援員を雇用し、事業を実施している。 また、夏休みや冬休みの長期休暇期間中は、生活困窮者や生活保護受給者の小中学生を対象に、市内の大学生を学習スタッフとして雇上げ、イベントも含んだ学習会を開催しているが、学習支援員は主に面接相談や個別家庭訪問を行うため、企画・運営はケースワーク業務も兼務するケースワーカーが行っており、ケースワーカーにかかる負担が大きく、専門スタッフから負担軽減のためのアドバイスをいただきたいと考えている。 また、事業開始から3年目を迎え、事業の委託も視野に、■■市で取り入れられそうな全国の事例をご教授いただき、令和2年度以降の事業展開に活かしていきたいと考えている。</p>
	○	○	○			<p>本市では、家計改善支援事業について、令和3年度からの事業実施に向け、より有効的な支援を実施するため検討を行っております。 今後の事業の実施に向け、全国的にも数少ない直営での実施事例や有効な支援方法等の情報収集、また、課題の抽出や実施体制(委託、直営)の検討を行うため、有識者や先進地自治体担当者からの助言をいただきたく、講師の派遣を希望します。 また、以下の点につきましても、可能な限りご助言いただき、今後の事業実施の参考にさせていただきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営、委託で実施するそれぞれのメリット、デメリット ・委託する場合の必要経費 ・支援ツール(家計管理表等) ・同規模人口の自治体での事業利用件数 ・家計改善支援員の研修方法 ・具体的な支援内容及び庁内連携の手法 ・自立相談支援員と家計改善支援員との業務の線引き

自治体名	実施事業					理由
	自立	就労	家計	子ども	一時他	
						<p>【就労準備支援について】 就労準備支援事業の中で、引きこもり期間が長かったり、就労ブランクが長い人たちの就労見学先や就労体験先、理解のある就労先を広げていきたいが、企業側の受入れに対しての不安があり、なかなか広がらない。 他の自治体の取組みの好事例があればぜひご教示していただきたい。</p> <p>【子どもの学習・生活支援について】 ■市における子どもの学習・生活支援について、過去5年以上の取り組みがあり、令和元年度は400名近い参加者が市内10会場(個別指導塾に委託)で週1回80分以上学習に取り組んでいる。参加者のなかには学習面でハンディキャップを抱える者や不登校者がいる。不登校ながら、柏市の学習支援を毎回利用し、意欲的に学習に取り組むケースがある一方で、利用日に毎回会場近くまで来た後に、人と会うのが怖くて欠席するケースがあるなど、委託している個別指導塾において、対応困難なケースが少なからず見られる。また、委託元としては、学校生活に困難を抱える参加者の対応にノウハウ面で不安がある。 当市として、対応困難ケースについて、効果的な取り組み方を検討したい。単なる無料の通塾支援に留まらず、効果的な生活支援を行う上での先進市の事例紹介や当市における社会資源(スクールソーシャルワーカー等)を活用した取り組みについて、コンサルタントに相談したい。</p>
	○	○	○	○		本市では、令和2年度より就労準備支援事業の実施を開始する予定ですが、実施方法についてノウハウがないため、どのように準備を進めたらよいか模索中です。専門スタッフより、■市の現状を見ていただいたうえで、どのように進めていけばよいか助言をいただきたいので、コンサルタントサービスを希望いたします。
	○	○	○	○	○	<p>生活困窮者に対する支援の質を向上させるため、以下(1)から(3)に記載する課題の原因と解決策に係る助言を受けたいことから、当該事業によるコンサルタントを希望します。</p> <p>(1) 自立相談支援機関(委託先)における離職率が高く、知識と経験のある支援員が定着しないため、一時的に支援員が不足するなど、その運営に支障が生じるという課題がある。</p> <p>(2) 市内には何らかの支援を必要とするものの、様々な理由で各事業の利用申込(支援)につながらない潜在的な生活困窮者が存在すると思われる。そのような潜在層に対して、どのようなアプローチを行うか、という課題がある。</p> <p>(3) 生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携を進めるには、具体的に何を行うべきか、という課題がある。</p>
	○	○	○			<p>1.現在1つの事業所が市から受託して3つの事業を4名の職員で担当している。平成30年度で月平均の新規相談は17件程度であり、プラン作成も7件程度である。1事業所で行っているため部署内での情報共有や連携は図りやすいが、就労準備支援も学習も、自立相談との兼任で行っており、席に誰もいないという状況がよくある。そのため、人員体制等を検討したいと考えているが、自立支援事業等の役割等をより効率・効果的に行うためにはどのように取り組んでいくのがよいかご教示願いたい。</p> <p>2.自立相談をすすめるにあたり、就労と家計改善は重要なポイントになっている。就労については、ハローワークや他の就労支援団体等との連携・活用により時間はかかるが就労につながる事が多く、一般就労目標プランは平成30年度で53件、目標達成は23件となっている。しかし家計改善については、背景にある課題等が複合的であり、本人の家計改善への意欲や能力の改善が思うようにすすまない場合もある。評価件数76件中、家計改善は30件となっている。その他債務整理も5件となっている。今後市において家計改善支援を導入するにあたり、さらに効果的な支援を行い、本人の生活の立て直しをすすめるにはどこにポイントをおいて本人を支援することがよいかご教示願いたい。なお、家計改善事業に取り組む場合は、自立担当と家計改善担当の複数担当制を検討したいと考えている。</p> <p>3.就労準備支援においては、結果的に引きこもりの方々への支援となってきた。年間の事業利用者が数名であり、かなり時間はかかるが、ひとりひとりがその人なりのペースでその人なりの人生の立て直しをすすめてきている。そのため、家族からの相談も受け、家族会の立ち上げやその他の引きこもり支援者の会合等にも積極的に参加し、近隣の支援団体等との交流を図ってきた。今後さらに引きこもりの方々への支援をすすめていくには、就労準備支援として次のステップとしてどこにポイントをおいてすすめていくのがよいかご教示願いたい。</p>

自治体名	実施事業					理由
	自立	就労	家計	子ども	一時他	
						<p>■の自立相談支援事業等の体制は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援と家計改善支援：くらしのサポートステーション（社会福祉協議会）※就労支援センター・若者就労支援コーナー（パーソルキャリアコンサルティング株式会社）も就労支援の生活困窮者分を担当 ・就労準備支援：就労支援センター・ジョブ・トレーニングコーナー（育て上げネット） <p>これらの事業が■に集結していて、日々連携しながら支援をしていますが、くらしのサポートステーションでは以下のような課題を認識しており、更なる支援の充実と相談員のスキルアップを目指し、コンサルティングを希望します。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援調整会議の運営、会議資料の内容精査。 ・統計、月次報告資料の簡略化や内容の精査、数字の見せ方。 ・プラン作成件数等が国の目安値を下回っている。プランの立て方やカウント方法。 ・同行、訪問支援のあり方。（体制的に積極的には難しい状況） ・相談事例の集積と相談支援窓口対応マニュアルの作成（履行評価に向けて） ・就労支援セクションとのより積極的な連携。（就労支援センターが同フロアにあるが、生活困窮者専門の窓口があるわけではなく、日払いのバイト探しや企業開拓等でさえず経済的困窮者の支援の実態に則していない） ・家計改善支援事業の充実（滞納関係部署等との連携がはかされていない） ・窓口全体の専門的なスーパーバイズの必要と、スーパーバイズに関する研修の必要 ・住居確保給付金申請の説明や手続きの効率化 ・出口のないケース（ひきこもり等）の対応に関するアイデア ・伴走支援の対象者の基準（スクリーニングの基準）
						<p>生活困窮者自立支援法は、地域性を加味し創意工夫しながら支援を行うことが求められる事業のため、委託者・職員間で支援内容について協議を行いながら取り組んでおりますが、制度5年目を迎え、前年踏襲という側面が強くなっているのも事実です。</p> <p>このような外部の専門家を迎え、新たな情報や助言を得て、職員間で更なる創意工夫していく良い機会と捉え、コンサルタントを希望します。</p>
						<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援について 現在必須事業として行っているが、制度当初より相談件数が蓄積し、ひきこもりに代表される長期的な支援が必要なケースが増えてきた。本市の支援状況を見ていただき、適切な社会資源が活用できているか等、具体的に評価・課題分析をしていただきたい。 ・家計改善支援について 現在のところ任意事業として実施していない中、関係各所から家計支援の要望が高まっている。任意事業として今後導入を検討していく中で、自立相談支援では対応できないケースの整理、収納関係部署等との連携事例の提示、事業開始前の関係職員への研修サポート等を希望したい。
						<p>当市では、任意事業として、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業に取り組んでおり、今年度からその他事業として居住支援事業も実施している。任意事業の委託先や社会資源としての民間団体等と連携を進めていくことで、相談件数は増えており内容も多岐に渡ってきている。</p> <p>一方で、このような相談件数や内容の拡大に伴い、相談者自身の生活が当市の市域に限られていないことによる伴走支援の難しさに直面することが増えている。相談者の転居による相談先の変化や他の市町村の社会資源の活用など、単体の市としての支援では効率性や有効性に限界があるケースもあり、基礎自治体間の広域的な連携を検討したいと考えている。</p> <p>隣接している海老名市の生活困窮者自立支援事業の担当者を支援調整会議に招くなど、関係性を作ることから始めているが、今後の連携支援の進め方やプラットフォームの形成といった点で、どのような分野からどのような段階を経て進めていくかノウハウや知識が少ないため、今回のコンサルタントを利用して検討を進めたい。例えば、就労準備支援事業における実習先の共有や、居住支援協議会の共同設置といった、地理的な近さによるステークホルダーの重なりを活かした手法が考えられる。他市町村での実例等の情報収集や共有も重要となるため、情報面も含めた総合的なコンサルティングを希望したい。</p>
						<p>自立相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付やフードバンク、住居確保給付金等、本人にとって目先のメリットとなる支援については、本人も積極的に来所するが貸付返済のフォローアップや債務整理、家計の見なおしや就労の定着等、根本的な改善に取り組む時点で連絡が途絶えてしまうことがある。 ・引きこもり支援のアプローチ方法 ・困っていると声をあげられない人をどうアプローチしていくか <p>家計改善支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計表を作り、収支を見直しても支出の状態がなかなか変化しない（つい買い物をしてしまう、ゲームで課金してしまう）場合の声がけ、アプローチについて迷うことが多い。

自治体名	実施事業					理由
	自立	就労	家計	子ども	一時他	
						<p>○ 自立相談支援 平成30年度の自立相談支援事業における新規相談支援件数、プラン作成件数ともに国の目安値に及ばない数にとどまっており、支援実績向上に向け、アウトリーチなど効果的な支援方法を検討したため。 また、複合的な課題を抱える困難事例への対応について助言をいただきたいため。</p> <p>○ 就労準備支援 市との共同により広域実施しており、9月には委託事業者との事業推進会議を企画している。関係機関との連携強化を図り、地域で支えあう環境づくりなどによる事業の推進のノウハウをご教示願いたい。</p> <p>○ 家計改善支援 研修を企画しており、支援内容の向上に生かしたい。</p> <p>○ 子どもの学習・生活支援 県は福祉事務所設置自治体として郡部(町村)で町村社協等に事業委託し実施。 平成29年度■■から令和元年度は■■に拡大しており、今後の事業の進め方について助言をいただきたい。</p>
	○			○		<p>就労準備支援と家計改善支援については今後実施予定としているが、具体的にどのように進めていけば良いのかといったところまで検討できていない状況であり、アドバイスをいただきたい。 子どもの学習支援については現在夏休みと冬休みに小学生、中学生を対象に行っているが、協力してもらう教員OBの確保が難しくなっていること、参加する生徒が少ないことが課題であるため、今後どのように改善していけば良いのかを相談させていただきたい。</p>
	○	○	○	○	○	<p>②就労準備支援事業 ■■市では平成29年度より就労準備支援事業を障害者福祉施設に委託して実施し、生活保護受給者と生活困窮者の支援を行っております。 平成31年3月の生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会の報告書のなかで、高齢者や障害者、生活困窮者など、さまざまな課題を有した者が、制度の狭間に陥らず包括的に対応できる仕組みの検討をするべきとの意見がありました。就労準備支援事業では工夫次第でさまざまな支援を行うことができるため、障害者の就労継続支援事業のような給付を必要とせず、制度の狭間の方を支援できる可能性があると考えます。ですが、就労準備支援事業にも限界があると思いますので、今の制度でできること、できないことをご助言いただくことを希望します。 また、内閣府の調査結果によりますと100万人以上のひきこもり者がいることが明らかになり、その支援について体制の強化の必要性を感じております。支援員によるアウトリーチや居場所づくりなど、就労準備支援事業でのひきこもりに対する支援メニューの充実を図りたいと考えています。就労準備支援事業でのひきこもり支援で留意しなければならないことをご助言いただくことを希望します。</p>
	○					<p>令和3年4月から、②. 就労準備支援、③. 家計改善支援の両事業を開始するため、先進地の事例(事業所ほか関係機関との連携状況、相談支援の現状、取り組みの課題など)を参考に本市の制度設計(必要な人員配置や業務量、予算など)を行いたい。</p> <p>また、現在実施している自立相談支援についても先進地の取り組みを参考に本市の取り組みを向上させたい。</p>
	○	○	○	○	○	<p>当市は、平成25年度からモデル事業として生活困窮者自立支援事業を開始し、現在は任意事業についてすべての事業を実施するに至っております。事業の実施にあたり行政と受託者の関係については、連携できていると考えていますが、事業の周知、アセスメント技術のスキルアップ、社会資源開発、地域連携などの課題があり、これら課題の克服に取り組んでいきたいと考えています。 これまでも、上記の問題を克服すべく、取り組みをしてきましたが、課題の解決ができていないとは言い難く、専門の方のご意見を伺いたいと思っております。併せて、他の自治体の取り組みについての情報などを提供していただき、事業をより実効力のあるものにしたいと考え、コンサルタントを希望いたします。</p>

自治体名	実施事業					理由
	自立	就労	家計	子育て	一時	
	○		○			<p>■■■市(以降当市)は、今年度から自立相談支援・就労支援事業・家計改善事業など一体型の支援を開始しましたが、未だ至っていない就労準備支援事業の実施にあたって、当市内の社会資源との連携についてコンサルティングを希望します。</p> <p>当市では不登校・ひきこもりのフリースペースと相談機関にあたる「■■■」というひきこもり支援センター(11年前に開所。現在、当市の社会福祉協議会に業務委託)にて、不登校からのひきこもり支援を行っています。ここでやっている就労準備支援と、当市が行おうとする就労準備支援事業の一体による運営実施のため、ご指導いただきたく応募いたしました。</p> <p>それぞれがひきこもりの就労支援を行うのではなく、一体的に行うことで幅広いひきこもりの課題「不登校からのひきこもり」ばかりではなく、最近相談が多くなってきている「就労してからのひきこもり」8050などの課題」に対応する事業展開ができる可能性があります。</p> <p>当市は人口■■■万人、■■■市の南側、■■■県の南西の地域で、鉄鋼業・自動車産業などの二次産業が盛んですが、鉄鋼業の下請け子会社が多く、最近是非正規雇用の問題などが課題となっています。今後、就労準備支援を行う場合、就労体験の受け入れ先開拓などの課題もあります。</p> <p>以上、2点「ひきこもり支援機関」との「就労準備支援を行う場合の就労体験先受け入れの開拓」が、利用申し込みの理由です。</p>
	○	○	○	○	○	<p>制度発足以降、市直営で自立支援相談を実施しているが、専門職が不在の中、困窮者の相談支援にあたっては、手探りの中で、見方によっては“我流”と言わざるを得ない状況下で行っている。現在、個々の相談ケースの進行管理については、自立相談支援機関(市)及び家計改善支援機関(市社協)、就労準備支援機関(民間事業者)との三者により月2回の支援検討会議と、その他関係機関も含めた月1回の支援調整会議によって実施しているが、そのシステムや手法等が最適なもののかどうかは決して自信があるものではない。そのため、それらについて専門スタッフから助言いただくとともに、実際の個々のケース検討を通して、望ましい支援方法について助言いただきたい。</p> <p>また併せて、就労準備支援事業における自立訓練や企業開拓(体験等の場の開拓、認定就労訓練事業所の開拓)、家計改善支援事業における生活再建に向けた支援方法など、専門スタッフの方に同行支援いただく中で、より良い進め方について助言いただきたい。</p>
	○	○	○			<p>平成26年度に生活困窮者自立促進モデル事業を■■■市から■■■市社会福祉協議会が受託し、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施しています。</p> <p>市内の就労訓練事業所は1ヶ所で、平成28年1月～■■■市社会福祉協議会が公共施設の清掃・通所介護事業所の浴室清掃、事務補助、水産業と福祉事業の連携事業を訓練事業内容として、定員6名で認定を受け実施しています。</p> <p>平成28、29年度は利用実績があり、実利用者4名、内1名は準備訓練から認定訓練を利用し一般就労に繋がっている。他3名も一般就労に繋がるが、その後2名は離職となる。</p> <p>平成30年度以降は、訓練事業の職員体制や訓練内容が準備できない事があり、訓練事業へ繋ぐ事が出来ていない。</p> <p>また、他の法人への啓発を実施する事ができていない。</p> <p>10年以上就労をしていない方、短期での離職を繰り返す方に対し、支援付の就労の機会を提供する事で、働く事への自信をもち一般就労に繋げていきたい。</p> <p>地域に就労訓練事業所を増やす事を目的に、法人への啓発方法、立上支援についてコンサルタントの利用を申込みます。</p>
	○	○	○	○	○	<p>1 当市の生活困窮者自立支援事業の取り組みについて、一度、客観的な視点で評価をいただきたい。とくに、全事業を直営で行っているため、事業所やNPOと比べてノウハウに劣る部分があると思われるため、ご助言いただきたいです。</p> <p>2 長年福祉に精通した専門職員がいない中で、人材の育成が課題となっています。社内研修のやり方など、効果的な育成方法等あれば教えていただきたいです。</p> <p>3 特に就労準備支援事業について、希望者の人数が少なく、どのように事業を評価するか悩みがあります。多くの自治体でも同じ悩みがあると聞きますが、当市における事業の在り方や、取り組み内容についてご助言いただきたいです。</p>
	○	○	○		○	<p>今年度より家計改善支援を開始し、3事業の一体実施を行っているが、一体的かつ効果的な支援が実施できていないため。</p> <p>家庭改善支援を必要と思われる方に限って、支援を望まれないので、その方たちとうまく携われるアプローチの手法を伺いたい。</p>

自治体名	実施事業					理由
	自立	就労	家計	子ども	一時他	
		○	○	○	○	<p>就労準備支援については、■■の広域委託で事業を実施しているが、対象者の掘り起こし等も含めて、支援のあり方に行き詰まりを感じている。特に生活支援の部分について、支援の方法(コツ)などをお伺いしたい。また、無料職業紹介所を開設したが、利用が無い為、具体的な活用方法もご教授願いたい。</p> <p>家計改善については、来年度から開始する予定であるが、自立相談支援事業、就労準備支援事業との一体的な実施について効果的な支援の進め方などご教授願いたい。</p> <p>子どもの学習支援については、居場所づくり事業として、少人数で事業を展開しており、対象者を公募しているわけではないので、本市の主旨にあった対象者の掘り起こしに困難さを感じておりますので、それについてもアドバイスをいただきたい。</p>
		○	○	○	○	<p>3. 家計改善支援 令和元年度より事業を開始。早期相談により深刻な生活困窮状態に陥らない支援を行うため、税や保険等の徴収部門との連携が重要であるが、制度の利用勧奨など庁内及び自立センター間の連携が進んでいない。 庁内及び支援センター間の支援ネットワーク構築についてコンサルタントを希望する。</p> <p>5. 一時生活支援(居住支援含む) 現在、■■広域でのシェルター確保に加え、市社協(居住支援法人)が借上げ型シェルターを市内に確保し、一時生活支援事業利用者を含めた住居喪失者支援(居住支援を含む)を実施している。 下記のような課題があり、コンサルタントを希望する。 ・アセスメントの結果、精神科入院や施設入所が妥当であると考えられるが、それを強く拒否する相談者への対応 ・生活扶助基準以上の収入がある世帯への対応 ・市内シェルターを確保するための財源確保 ・生活保護世帯の住居喪失者への対応 例・保護受給中の施設入所者が自己都合で退所、住居喪失として相談があった場合等。 ・施設から退所後、親族等身を寄せる場所があるにも関わらず、親族関係の不和等を理由に住居喪失を主張。親族と連絡をとることを渋る場合、どこまで親族への連絡を促すか。</p>
		○		○	○	<p>・家計改善事業での取り組む課題 支援の在り方 人員体制や配置 事業開始にあたり必要なツール等、準備物 (キャッシュフロー表など) ・予算要求上で準備する資料など 事業導入することで効果が期待できる資料づくりなどに 助言いただきたい。</p>
		○	○		○	<p>■■は人口■■万人の小規模自治体ながら福祉事務所を設置しており、生活保護と生活困窮者自立支援、子どもの貧困対策等を担当しています。生活困窮者自立支援事業については、自立相談支援事業、家計改善事業を社会福祉協議会に委託していますが、就労準備支援事業や子どもの学習支援事業については実施できておりません。</p> <p>■■■■においても広域の就労準備支援事業を実施されており、そこへの参加も検討しておりますが、就労準備支援事業について、また子どもの学習・生活支援について、どういった手法で実施することが本町の实情に照らして一番良いのかどうかを判断していくための情報収集にもなかなか着手できておりません。そのなかで、事業の実施に向けアドバイスをいただければありがたいと考えております。</p>
		○	○		○	<p>・本市では家計改善支援事業を実施していないが、相談内容に占める家計に関する相談が多く、収支の見直しや少額分納相談同行などを自立相談支援機関が実施するも、支援が長期化傾向にある。また、増え続ける相談への対応について、相談員が疲弊してしまうことが多く、支援方法や業務の効率化について検討が必要である。他の自立相談支援機関での取組も参考にさせていただきたいと思っている。</p> <p>・社会的孤立・ひきこもり相談への対応方法や具体的支援策をどのように提案できるものか相談員が迷うことがある。</p> <p>・相談員へ依存傾向にある対象者の支援について、対象者との距離感や前進しにくい支援の方針に悩むことが多く、相談員が疲弊してしまう原因の1つである。特に経験年数の浅い相談員に対して、立ち回り方や支援の考え方等をご教示願いたい。</p> <p>・対象者の出口支援について、中間的就労や居場所などをつくっていく必要があると考えているが、そこまで手が回っていない現状にあり、課題であると考えている。</p>

自治体名	実施事業					理由
	自立	就労	家計	子ども	一時他	
	○					<p>自立支援事業・就労支援事業を行っていく中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の出口・つなぎ先が見つからない。 ・課題を課題として認識しにくい利用者をどのようにして支援に結び付けていけばいいかわからない。 ・家族が支援に反対しているものの、利用者は支援を希望しているケースで板挟みになることがある。 <p>などの課題があり、以前からスーパーバイズしてもらえる機会があればと考えていたところ、コンサルタントサービスが開始されると知って、今回応募いたしました。</p>
	○	○		○	○	<p>支援が長期化し出口がみえないケース、プラン終了後も支援が続くケースに加え、プラン作成に至らずどう支援したらいいのか苦慮する困難ケースが有り、是非アドバイスをいただきたい。</p> <p>また、家計改善事業の実施に向け、いわゆる家計のやりくりとの差や家計改善事業のポイントについてご教示いただきたい。</p> <p>就労先を開拓するため、先進地の取組を聞きたい。</p>
	○	○	○	○	○	<p>就労準備支援について、支援対象者に応じたメニューの構築と、適切な提供時期や就労支援等の他支援形態への移行時期の判断について具体的な事例を用いて学びたい。</p> <p>家計改善支援についても、支援対象者の理解を得やすい関わり方や、支援プランの更新の判断について確認したい。</p>
	○				○	<p>現在実施していない任意事業に関し、実施するために必要な体制・条件等のコンサルタント業務を依頼したい。</p>
	○	○	○			<p>※ これまで、順次手探りで事業を拡大してきたが、当市の取組みの現状について、客観的に分析を頂くとともに、今後の方向性についてご指導賜りたく、コンサルタントを希望します。</p> <p>具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別のケース対応への評価。 ・ 特色あるプラン策定方法。 ・ 家計改善支援における援助の方針。 ・ 家計改善支援の具体的な手法等 <p>をご教示願いたいと考えます。</p>
	○	○	○			<p>家計改善支援事業の利用件数が少ないため、自立相談支援事業からどのようにつなげればいいのか助言をいただきたいため。</p> <p>ひきこもりのアウトリーチや相談支援の方法についてアドバイスをいただきたいため。</p>
	○	○		○	○	<p>本市は、自立相談支援事業を■■市社会福祉協議会に委託し、市役所庁舎(自立支援室)内の「福祉の窓口」で相談業務を行っているが、家計改善支援事業は実施していない。</p> <p>生活費のやりくり、税・公共料金の支払や滞納等の相談があった場合は、関係部署への同行支援や助言を行っているが、十分な生活の支援に至っていない。</p> <p>平成30年1月、独立行政法人JIAMが主催する政策・実務研修「生活困窮者の自立支援」(滋賀県大津市)に参加した際、貴法人 事務局長である行岡みち子氏より当該事業について受講した。福岡県久留米市の優良事例を踏まえ、窓口相談(初回面談)時から支援員が携わり、税・国保等の担当課へ同行支援を行うほか、分割納付や差押猶予等の折衝による納付効果額が増大する等、事業の実績及び必要性について説明があり、深く感銘を受けた。</p> <p>この支援を■■市で実施した場合、庁内連携も充実でき、各部署の滞納の解消、収納率の向上、健全な財政運営に大いにつながるものと思われる。支援者に対する実現可能な(分割)納付計画を策定することで、困窮者及び困窮の恐れのある方の生活安定化につながると思われる。</p> <p>この事業の緊急性、必要性について、当市でのコンサルタントサービスを希望します。</p>

自治体名	実施事業					理由
	自立	就労	家計	子ども	一時他	
		○	○	○	○	<p>■市は、平成28年度から一時生活支援事業及び学習支援事業、平成30年度から就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施している。相談者の課題に合わせた支援メニューを整備してきた一方、任意事業が盛っているが故のニーズと支援のギャップも見えている。</p> <p>今回コンサルタントを希望する理由は次のとおりである。</p> <p>(1)現在までの取り組みに対して、客観的な視点からの評価を受ける。</p> <p>①生活困窮者自立支援事業に評価内容を反映させ、今後の事業展開を描く。</p> <p>②福祉の相談支援拠点整備(令和2年度)に向け、生活困窮者自立相談支援機関の役割を整理する。</p> <p>(2)■市が向き合う課題に対する助言を受ける。</p> <p>①どこまで支援をすればよいか。地域にスムーズにつなげるためのノウハウ</p> <p>②生活困窮者自立支援制度への理解促進、企業開拓への助言</p> <p>③協力企業を広げるための行政による後押し(企業紹介、入札優遇制度実施までのノウハウ)</p> <p>④ひきこもり支援</p> <p>⑤子供の学習支援事業(対象者の選び方、他の自治体の姿勢)</p>
		○		○		<p>現在、「自立相談支援事業」を直営で、「子どもの学習・生活支援事業」を直営(一部委託)で実施している。</p> <p>生活保護所管課と同じ課に、生活困窮者自立支援センターを配置。</p> <p>ハローワークとは隣接しており、連携は上手くできていると感じているが、就労に結びつかないケース、就労しても離職するケースがあり、就労準備事業の必要性を感じている。</p> <p>39才以下はサポステにつなぐなどしているが、40才以上のメニューに乏しい。</p> <p>認定就労訓練事業所は、社会福祉法人ではいくつか認定が取れているが、認定を受けてもインセンティブがないため、企業の認定が取れない。</p> <p>他都市の事例をみると、高い委託料を支払っても実績に乏しい事例が見受けられ、何が実績の高低を分けているのかもつかぬ、なかなか委託による就労準備事業に踏み切れない。直営で事業をはじめようにも、ノウハウがない。</p> <p>令和2年度に予算をあげ、令和3年度に就労準備事業を開始したい。今年度中に適切に計画を立てるために、コンサルタント事業によるアドバイスをいただきたい。</p>
		○	○	○	○	<p>①初回面談から評価まで、チームで協議を繰り返しながら丁寧に行なうよう意識している。しかし、「たられば」協議を行えば行うほど協議時間は長くなるし、「どこまでの支援を行うか(※特に金銭的支援(貸付))」でメンバーの価値観がぶつかり合い、支援方法が一致しないこともある。より専門的な観点から評価を頂き、メンバーの意識統一を図りたい。</p> <p>②「断らない支援」とは、具体的な事例に基づき教えを頂きたい。</p> <p>③初回面談からプラン作成、同意・署名までの流れ、全国の平均的な時間の経過について参考にしたい。</p>
		○	○	○	○	<p>当福祉事務所が実施している事業について、専門的な見地からのアドバイスや、他県の先進的な事例について情報提供をいただき、今後の取組の参考にしたい。</p> <p>また、就労準備支援に関しては、隣接する自治体との広域実施も検討しているため、具体的な支援方法や対象者の振りおこし、広域自治体との連携方法など、ご教授いただきたい。</p>
		○	○	○		<p>家計改善支援に関してはノウハウの伝授やアドバイスの提供など早期実施に向け助言をいただきたいと考えています。</p>
		○		○	○	<p>現在実施している任意事業につきましても、現在のやり方で効率よくできているのか、より最適な実施体制等がありましたら、ご教示いただきたいと思います。</p> <p>実施していない一時生活支援等につきましては、実際に相談があったが、■市において実施していないため、思うような対応ができなかった事例もありましたので、今後実施していくかどうか検討するに当たって、事業内容を理解したい。</p>
		○	○	○	○	<p>・■市は人口■万人都市であるが、各関係機関との連携や自立相談支援機関が浸透してきたことにより自立相談事業の新規相談件数がH30年度より倍増している。相談内容が複雑、多様化している中、困難ケースを相談支援員・就労支援員が抱え込まずに、相談者自身のストレンスを生かした支援に展開していくための方法や他制度の活用、連携、就労支援、生活困窮を通じた地域作りについて、他の視点から助言・アドバイスをいただけたらと感じます。</p> <p>・就労準備について、外部の体験先の確保の方法について苦慮しており、アドバイスをいただきたいです。また、以前Aワーク創造館の西岡氏に来訪頂き、プログラムの基礎を教えて頂きましたが、次回は実際に共同でプログラム作成をお願いできたらと思っています。</p> <p>・一時生活支援について、借上げ型のシェルターを行っています。対象者の方の日中活動のプログラムの作成を検討しています。このコンサルタントサービスで、より対象者が自立に向け取り組める環境作りと一緒に検討いただければと考えています。また、対象者受け入れについての制限や一時生活支援を退去後の支援の取り組み方についてご協議させていただき、地域にとって必要なシェルターとしての在り方を検討していきたいと思っています。</p>

自治体名	実施事業					理由
	自立	就労	家計	子ども	一時 他	
	○					<p>当市は人口■万人。市としてもとても小さな自治体です。現在自立相談支援事業を直営で実施しております。支援をする中で、課題が複合的でありひとつずつ問題を精査しながら、生活状況の改善を支援していますが、相談事例のほとんどで家計のやりくりができない為に問題が発生していることが多いです。相談支援の中で家計改善を行っていますが、家計改善にはより専門性の支援が必要だと認識しています。ひきこもり支援体制づくりを目指していますので、就労準備支援事業を入れて三位一体での事業で来年度の実施を目指しています。任意事業を実施する上で、効果的な事業実施や必要な経費についての助言を頂きたくコンサルタントを希望します。</p>
	○	○	○		○	<p>■■市では平成26年度に生活困窮のモデル事業を開始以降、現在に至るまで生活困窮者の自立支援に努めてきました。 今後の指針へご意見を頂き、スキルアップに努めたく、下記2事業についてコンサルタントを希望します。</p> <p>【就労準備支援事業】 上記事業は、今年度より実施しています。 委託先である■■市社会福祉協議会では、これまで段階的的就労支援として、市内の社会福祉法人との連携や、県社協のモデル事業を活用した中小企業とのつながりづくり等を独自に行なってきました。しかし、これまでの取組も活かしながらどのように進めていけばよいのかが課題となっています。就労準備支援事業の基本を学び、今後の進め方について具体的に考える指針となればと思います。</p> <p>【家計改善支援事業】 上記事業は、平成28年度から実施しています。 経済的困窮の相談には、収入自体が少ないケース、能力的に家計のやりくりができないケース等さまざまあります。 家計改善により生活基盤を整えることが自立の第一歩となるため、多様化する相談内容に対応できる専任職員が必要です。研修に参加するのはもちろんですが、専門スタッフへ個別に相談できる機会が設けられるコンサルタントサービスを活用し、よりスキルアップに努めたいと思います。</p>
	○			○	○	<p>本市では社会福祉協議会へ本事業を委託しています。(子どもの学習・生活支援事業は直営)「就労準備支援」「家計改善支援」は、現在は実施しておらず、自立相談支援のできる範囲での支援を行っています。しかしながら、年々下記のような事例が増加し、「就労準備支援」「家計改善支援」の導入を検討しておりますが、導入に向けて及びその間の支援についてコンサルタントをお願いできれば幸いです。</p> <p>「就労準備支援」「家計改善支援」の導入を必要とする理由は以下の通りです。</p> <p>① 就労準備支援の必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝決まった時間に起きる、毎日入浴し身だしなみを整える、約束を守るなど社会人に必要な生活習慣が身につけていないため、生活訓練など就職活動前の準備が必要。 ・中高年のひきこもりの相談が増加しているが、社会経験が乏しく就労経験がほとんどない。 ・職場の人間関係の構築ができず、就労定着が難しい。 <p>② 家計改善支援の必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・■■県はこどもの貧困問題などの背景に全国最下位の最低賃金という現状が長く続いており、低賃金で生活していくためには家計のやりくりをしていかないと生計維持が困難である。 ・生活困窮者のほとんどが家計の把握ができていない。 ・生活福祉資金などの制度を活用しても家計改善をしていかないと自立が困難なケースが多い。 ・発達障がいや疑いや軽い知的遅れの方など理解などに課題があり丁寧な家計改善支援が必要な方も多い。

自治体名	実施事業					理由
	自立	就労	家計	子ども	一時他	
						<p>1. 自立相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内・庁外機関との連携について、支援会議開催における取組事例や具体的方法を学びたい。 ・相談支援員の資質向上を図るにあたり、他県内外の市町村がどのような取り組みを行っているか参考にしたい。 ・システムの詳細マニュアルの有無や、不具合が生じた場合の対応、システム使用の趣旨等を再確認も踏まえ学びたい。 ・ひきこもり支援について、他県市町村の取り組みなど参考にしたい。 ・民生委員や外部からの情報があつた際に、何も接点のない人にどのようにしてアウトリーチを行うのか、方法があれば参考にしたい。 ・ひきこもりの情報があつた際、その家族があきらめている場合の対応の仕方を学びたい。 <p>2. 家計改善支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対応の振り返りを踏まえ、具体的支援内容について参考にしたい。また、相談支援員や任意事業との役割調整や協同支援についてアドバイスをもらいたい。 ・家計改善の視点から対象者の自立を促す面談手法を参考にしたい。 ・世帯対象とした支援対応をするための、対象世帯員の同意の得方や対象世帯員の支援協力を促す関わり方など参考にしたい。 ・支援における庁内外機関との連携事例や取り組みを参考にしたい。 <p>3. 就労準備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援内容の充実に向けた事業展開について、取組事例や具体的方法を学びたい。 <p>4. 子どもの学習・生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者側の体制を整えることや、事業展開をしていくにあたり、地域住民や企業等との関わり方(まきこみ方)などの手法や事例について参考にしたい。
	○	○	○	○	○	<p>来年度から支援会議の設置・運営について取り組んでいきたいと考えています。そのため、現在支援会議を設置・運営している自治体があれば、設置までの取組、調整、現状等の事例(特に郡部などを所管している都道府県での事例)があれば情報提供頂きたいため、コンサルタントを希望します。</p>

(3) 選定結果通知時の文書

①選定結果通知文書

- ・都道府県への通知文書

令和元年 8月吉日

県 様

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
代表理事 岡崎 誠也 (高知市 市長)
代表理事 宮本 太郎 (中央大学 教授)
代表理事 奥田 知志 (NPO 法人抱樸)



「専門スタッフによるコンサルタントサービス」公募結果について

残暑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より当団体にご協力いただきありがとうございます。

先日は、市町村から提出された「専門スタッフによるコンサルタントサービスの利用申込書」をとりまとめてお届けいただき、ありがとうございました。

多数の自治体からご応募があり、厚生労働省とも相談の上、下記の選定基準により 30自治体を選定させていただきました。貴県の選定結果は、下記の通りです。

折角ご応募いただきましたが、全ての自治体を選定することができませんでした。ご期待に沿えず申し訳ございません。

今後とも、ご指導、ご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

一、貴県から応募いただいた自治体の選定結果

自治体名	選定結果
市	選定
市	選定
市	非該当

二、選定基準

- ・新規で任意事業を立ち上げる自治体
- ・任意事業の実績から課題を抱えていると推測される自治体
- ・コンサル希望の内容が明確で特徴的な自治体

等を中心に、実施主体（市町村・都道府県）や実施形態（直営・委託）を考慮し、全国的な偏りが生じないように選定。

三、今後の進め方

各自治体への通知文書も添付させていただきますので、ご連絡をお願いいたします。選定された自治体へは後日、当団体より直接ご連絡し、今後のコンサルタントサービスを進めさせていただきます。

以上

《連絡先》

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
事務局長 行岡 みち子
TEL:03-3232-6131 FAX:092-481-7886
Mail: info@minna-tunagaru.jp

・選定自治体への通知文書

令和元年 8月吉日

市
様
様

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

代表理事 岡崎 誠也 (高知市 市長)
代表理事 宮本 太郎 (中央大学 教授)
代表理事 奥田 知志 (NPO 法人抱樸)



ご通知

残暑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より当団体にご協力いただきありがとうございます。

先日は、「専門スタッフによるコンサルタントサービス」にご応募いただきありがとうございました。

選定の結果、貴自治体をコンサルタントサービス実施自治体に選定いたしました。

つきましては、別紙「コンサルタントサービス実施前アンケート」にご記入の上、9月13日(金)までにメールにてご提出ください。アンケートの内容は申込書に記載いただいた内容と重複する部分もあるかと思いますが、もう一度具体的にご記入をお願いいたします。

今後、担当事務局よりお電話させていただくこともあるかと思いますが、ご協力をお願いいたします。

参考までに、選定基準についてご案内いたします。

<選定基準>

- ・新規で任意事業を立ち上げる自治体
- ・任意事業の実績から課題を抱えていると推測される自治体
- ・コンサル希望の内容が明確で特徴的な自治体

等を中心に、実施主体(市町村・都道府県)や実施形態(直営・委託)を考慮し、全国的な偏りが生じないように選定。

以上

<<連絡先>>

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

事務局長 行岡 みち子

TEL:03-3232-6131 FAX:092-481-7886

Mail: info@minna-tunagaru.jp

担当事務局:倉岡 良子

・非該当自治体への通知文書

令和元年 8月吉日

市
様

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

代表理事 岡崎 誠也 (高知市 市長)

代表理事 宮本 太郎 (中央大学 教授)

代表理事 奥田 知志 (NPO 法人抱撲



ご通知

残暑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より当団体にご協力いただきありがとうございます。

先日は、「専門スタッフによるコンサルタントサービス」にご応募いただきありがとうございました。

選定の結果、貴自治体はコンサルタントサービス実施自治体に該当しませんでした。

折角ご応募いただきましたが、全ての自治体を選定することはできませんでした。ご期待に沿えず、申し訳ございません。

今後とも、ご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

参考までに、選定基準についてご案内いたします。

<選定基準>

- ・新規で任意事業を立ち上げる自治体
- ・任意事業の実績から課題を抱えていると推測される自治体
- ・コンサル希望の内容が明確で特徴的な自治体

等を中心に、実施主体（市町村・都道府県）や実施形態（直営・委託）を考慮し、全国的な偏りが生じないように選定。

以上

<<連絡先>>

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

事務局長 行岡 みち子

TEL:03-3232-6131 FAX:092-481-7886

Mail: info@minna-tunagaru.jp

②コンサルタントサービス実施前のアンケート用紙

コンサルタントサービス実施前のアンケート 送付先: info@minna-tunagaru.jp

自治体名：() 都道府県 () 市町村
 記入者：部署名 () お名前 ()

応募用紙の記載内容との重複があると思いますが、再度ご記入をお願い致します。

1、実施体制について

(1) 予算について

生活困窮者自立支援事業別予算について、それぞれご記入ください。

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立相談支援事業			
就労準備支援事業			
家計改善支援事業			
子どもの学習・生活支援事業			
一時生活支援事業			
その他			
計			

(2) 直営・委託について

直営の場合は「○」、委託されている場合は委託先名をご記入ください。※委託先が複数の場合は行を追加してください。直営+委託の場合は両方にご記入ください。

	直営	委託先名
自立相談支援事業		
就労準備支援事業		
家計改善支援事業		
子どもの学習・生活支援事業		
一時生活支援事業		
その他		

(3) 体制について

事業に従事する人数を、常勤(週5日勤務)1人を1と換算して合計人数をご記入ください。
 ※兼任の場合は、主たる事業の欄に人数、従たる事業の欄には「○」をご記入ください。

記入例1・・・家計は専任で週3日実施している場合

記入例2・・・自立4人のうち2人が就労と子どもを兼務している場合

(人)

	専任	兼任※	記入例1		記入例2	
			専任	兼任	専任	兼任
自治体の管轄部署担当者						
支援従事者	自立相談支援事業支援員				2	2
	就労準備支援事業支援員					○
	家計改善支援事業支援員		0.6			
	子どもの学習・生活支援事業支援員					○
	一時生活支援事業支援員					

2、事業実績について

(1) 自立相談支援の新規相談受付件数・プラン件数をご記入ください。

(件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度7月まで
自立相談支援事業新規受付件数			
自立相談支援事業プラン件数			

(2) 各事業の利用件数をご記入ください。

(件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度7月まで
住居確保金の支給			
一時生活支援事業			
家計改善支援事業			
就労準備支援事業			
就労訓練事業			
自立就労事業			
子どもの学習・生活支援事業			

(3) 各事業の支援員が実際に連携できているかどうかを、下記の「1」「2」「3」からあてはまるものを選んで、ご記入ください。

- 連携したことがあるところには、「1」
- 連携したことがないところには「2」
- 連携を断られたところには「3」

	連携機関名称	自立 相談 支援	就労 準備 支援	家計 改善 支援	子どもの 学習・生 活支援	一時 生活 支援
就 労	ハローワーク					
	職業訓練機関					
	就労準備支援機関					
	地域若者サポートステーション					
	就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む)					
	一般企業					
	各種協同組合(生協等)					
	農業者・農業団体					
医 療	医療機関					
	医療機関のうち、無料低額診療実施機関					
	行政の保健担当部署					
障 害	行政の渉外担当部署					
	基幹相談支援センター					
	精神保健福祉センター					
	障害者就業・生活支援センター					
	障害者就労支援事業所					
	その他障害者支援機関・施設					

	連携機関名称	自立 相談 支援	就労 準備 支援	家計 改善 支援	子どもの 学習・生 活支援	一時 生活 支援
高齢	行政の高齢担当部署					
	地域包括支援センター					
	居宅介護支援事業所・その他介護事業所					
子ども・ 人権	行政の子ども家庭担当部署					
	教育委員会					
	保育所・幼稚園・子ども園					
	小・中・高(特別支援含む)学校					
	大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む)					
	その他教育機関					
	家庭児童相談室(福祉事務所)					
	児童相談所・児童家庭支援センター					
	児童福祉施設					
	地域子育て支援センター					
	その他子育て支援機関					
	行政の人権担当部署					
	男女共同参画センター					
	婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター					
	保護	福祉事務所(生活保護担当部署)				
ホームレス支援機関						
一時保護施設						
警察						
更生保護施設・自立準備ホーム						
地域生活定着センター						
生活・ 金銭	行政の税務担当部署					
	行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む)					
	社会保険労務士					
	家計改善支援機関					
	食糧支援関係団体(フードバンク等)					
	小口貸付(生活福祉基金除く)					
	社会福祉協議会(生活福祉資金)					
	社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)					
	成年後見人制度の支援機関					
	法テラス・弁護士・司法書士					
消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口						
住 居	行政の住宅施策担当部局(居住支援協議会)					
	居住支援法人					
	不動産・保証関係会社					
そ の 他	他地域の生活困窮者自立相談支援機関					
	民生委員・児童委員					
	外国人支援団体・相談窓口					
	ひきこもり支援機関					
	NPO・ボランティア団体					

	連携機関名称	自立 相談 支援	就労 準備 支援	家計 改善 支援	子どもの 学習・生 活支援	一時 生活 支援
そ の 他	商店街・商工会等経済団体					
	町内会・自治会、福祉委員、近隣住民					
	ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道)					
	保健所(動物・ペットの多頭飼育等)					
	社会福祉行議会(資金、日常生活自立支援以外)					
	その他の行政担当部署					
	家族・親族・その他キーパーソン					
	その他()					
その他()						

3、自治体の課題認識とコンサルタントサービスに期待することについて

(1) 課題認識について

現在課題と考えられていることについて、該当するものすべてに○をつけてください。①～⑩に該当するものがない場合、⑪その他に内容をご記入ください。

	自立 相談 支援	就労 準備 支援	家計 改善 支援	子どもの 学習・生 活支援	一時 生活 支援
①事業体制・支援員の体制に関する課題					
②任意事業立ち上げのノウハウに関する課題					
③支援員の育成に関する課題					
④自治体内の庁内連携に関する課題					
⑤住民への制度利用勧奨に関する課題					
⑥困窮者支援事業間の連携に関する課題					
⑦関係機関との連携に関する課題					
⑧個別支援の強化に関する課題					
⑨実施任意事業のレベルアップに向けた課題					
⑩事業予算獲得の手法に関する課題					
⑪その他					

(2) コンサルタントサービスに期待すること

具体的に何を希望されるのか、現時点で考えられていることにあてはまるものすべてに○をつけてください。①～⑦に該当するものがない場合、⑧その他に内容をご記入ください。

	自立 相談 支援	就労 準備 支援	家計 改善 支援	子どもの 学習・生 活支援	一時 生活 支援
①庁内・関係機関に事業の理解を広めるための学習会					
②支援員の育成のための研修会					
③現場での具体的なノウハウの伝授					
④先進事例の紹介や視察先の紹介					
⑤個別支援強化のためのケーススタディ					
⑥課題分析のためのヒアリング					
⑦近隣自治体との情報交換					
⑧その他					

(3) 今年度、全国で6ブロック別研修※を計画しています。ブロック別研修の企画の参考にさせていただきますので、希望される内容があればご記入ください。

※6ブロック（北海道・東北ブロック、関東・甲信越ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州・沖縄ブロック）

--

ご協力ありがとうございました。

アンケート送付先アドレス：info@minna-tunagaru.jp

お問い合わせ先：TEL.03-3232-6131（一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局）

(4) 実施前の事務連絡等

① 担当講師・日程についての連絡

自治体コンサルの講師・日程についてのご連絡

市 様

お世話になっております。

標記についてのご連絡が遅くなり申し訳ございません。

すでに個別に講師より日程調整のご連絡が入っている自治体もあるかと思いますが、現時点での確認も含めて、改めてご連絡させていただいております。

貴自治体のコンサルタントは、下記の事業・講師で実施することになりました。

対象事業：① 支援事業

② 支援事業

担当講師：① 氏 ()

② 氏 ()

日程： ①の1回目： 月 日 () :00～2時間程度

②の1回目： 月 日 (火) :00～2時間程度

複数の講師が担当する場合、それぞれの講師が別日程で実施する場合、同日に実施する場合があります。

日程のご相談は、それぞれの講師、もしくは事務局よりご連絡させていただきます。

コンサルタントの回数は、それぞれの講師が2回ずつの実施を基本としています。

コンサルタントの進め方は個別にご相談いたしますが、1回目のコンサルタントでは、貴自治体の課題の詳細についてヒアリング及び質疑応答、次回(2回目)のコンサルタントについての打ち合わせ等を行う予定です。

コンサルタントに関する事務的なお願い等については、コンサルタント1週間前までに事務局より改めてご連絡させていただきます。

このメールより、貴自治体を担当する講師、事務局関係者に同報させていただきます。

今後のお問い合わせなどのご連絡は、このメール全員に返信(cc含む)をお願いいたします。

貴自治体担当講師の方のアドレスをお知らせいたします。

() アドレス

() アドレス

このメールを全員に返信いただくと、講師の皆様と同報されます。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

講師の皆様へ

お世話になっております。

この度はコンサルタントの講師をお引き受けいただきありがとうございます。

コンサルタント実施に向けて、日程調整等を進めていただいていると思いますが、今後はメールにて、講師の皆様と自治体のご担当者、事務局で情報を共有していきたいと思っております。メールの際は全員に同報をお願いいたします。

何かご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

担当事務局 倉岡良子連絡先：092-481-6873

アドレス：uuk@greencoop.or.jp

②自治体コンサルタントサービスについてのお願い

実施自治体ご担当者様	令和元年10月吉日
	生活困窮者自立支援全国ネットワーク
自治体コンサルタントサービスについてのお願い	
1、コンサルタントサービスの内容の報告について	
今回実施対象とならなかった自治体をはじめ、他の自治体の参考になるような具体的な報告が求められています。そのため、以下の点についてご協力をお願いいたします。	
① 報告書の作成（コンサルタントサービス受入前後での変化など）	
② コンサルタント当日の録音・写真撮影。	
2、実施前、当日、実施後の具体的な流れについて ※ 1.2回目とも同様の流れです。	
1週間前まで	電話連絡後に、ICレコーダー、USBメモリーをご担当者宛てに郵送します。 ※講師が持参する場合もあります。返信用のレターパックも同封します。 郵便物が届きましたら、郵便物受取と当日参加人数を事務局までご連絡ください。
前日まで	自治体でコンサルタントに向けた資料を作成された場合は、事前に下記送付先アドレスまでメールでお届けください。
当日	ICレコーダーでの録音、お手持ちのカメラ・スマートフォンにて写真撮影（4～5枚程度）をお願いします。
実施後1週間以内	返信用レターパックに①②③を入れてご返送ください。 ① ICレコーダー ② 撮影された写真データと貴自治体の当日資料のデータを入れたUSBメモリー （※お手持ちのICレコーダーを使用された場合は音声データも入れてください。） ③ 貴自治体で作成された当日資料1部
終了後1ヶ月以内	報告書を作成いただき、メールにてご提出ください。 ※報告書の書式は、2回目のコンサルタント実施前日までにお届けします。
※ 貴自治体からの報告書、コンサルタントに関係する資料等は、個人情報に関わる部分を除き、原則として公開させていただく予定です。 （公開先は、「専門スタッフ派遣及び研修に関する広報啓発事業報告書」及び「困窮者支援情報共有サイト（支援員限定ページ）」を予定しています。）	
送付先アドレス： uuk@greencoop.or.jp ※1度に2MBまで受信可能。大きい場合は分割送付ください。 送付先住所：一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-5-1 博多大博多通ビルディング7階 グリーンコープ生活協同組合連合会 生活再生事業推進室内 担当 倉岡（Tel.092-481-6873）	

(5) 報告書作成依頼文書

① 自治体コンサルタント報告書作成についてのお願い

令和元年10月吉日	
実施自治体ご担当者様	生活困窮者自立支援全国ネットワーク
自治体コンサルタント報告書作成についてのお願い	
1、報告書の作成に当たって、以下の点にご留意ください。	
・今回実施対象とならなかった自治体をはじめ、他の自治体の参考になるような報告書の作成が求められていますので、できるだけ具体的な内容を記載してください。	
・貴自治体からの報告書は、個人情報に関わる部分を除き、自治体名を匿名にした上で、原則として公開させていただく予定です。(公開先は、「専門スタッフ派遣及び研修に関する広報啓発事業報告書」及び「困窮者支援情報共有サイト(支援員限定ページ)」を予定しています。)	
2、下記の要領で作成してください。	
(1) 報告書の書式等について	
・貴自治体へのコンサルタント実施後に報告書を作成してください。	
・添付の「令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書」の書式を用い、枠が足りない場合は追加し、それぞれの記入欄については必要に応じて枠を広げて、報告書を作成してください。	
(2) 報告書の項目について	
・1にコンサルタント実施前の各課題について、「コンサルタント利用申込書」、「事前アンケート」に基づいて、箇条書きでご記入ください。	
・2については、1で記入された課題ごとにご記入ください。	
・①コンサルタント前の認識について コンサルタントを受けられる前に、その課題についてどのように考えられていたのかをご記入ください。	
・②コンサルタント後の認識の変化について 講師の助言や質疑応答などを行う中で、理解や認識がどのように変わったのか、どのような新たな気づきを得られたのかなどを、できるだけ具体的なコンサルタントの内容を含めてご記入ください。	
・③今後の活かし方について 日常の業務にどのように活かされていくのか、次年度や任意事業の立ち上げの計画などへの反映の予定などについて、できるだけ具体的にご記入ください。	
(3) 報告書の提出について	
・コンサルタント終了後1ヶ月以内にデータで事務局までお届けください。 ※最終の提出締切日：令和2年2月28日(金)	
送付先アドレス：uuk@greencoop.or.jp	
送付先住所：一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-5-1 博多大博多通ビルディング7階 グリーンコープ生活協同組合連合会 生活再生事業推進室内 担当 平本・倉岡 (TEL092-481-6873)	

② 報告書書式

令和元年度厚生労働省委託事業自治体コンサルタント事業報告書	
自治体名：	(※報告書には匿名掲載)
事業名：	
作成日： 月 日	報告者：
1、コンサルタント実施前の課題	
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	
(6)	
2、コンサルタント実施後の変化	
(1)	①コンサルタント前の認識について
	②コンサルタント後の認識の変化について
	③今後の活かし方について
(2)	①コンサルタント前の認識について

ブロック別研修
事業詳細

2. ブロック別研修

2-1 目的

生活困窮者自立支援制度は施行されて間もない制度で、様々な困難を抱える困窮者をすべて受け入れ、従来の縦割りの制度の壁を越えて支援につなげていく取り組みである。それゆえ、前例やこれまでの手法の踏襲にとどまらない支援が求められている。しかし、全国の自治体における支援員の体制は潤沢ではなく、孤立しながら相談者に寄り添い支援を続けている厳しい実態があり、支援員が孤立したり、バーンアウトするリスクを抱えている。

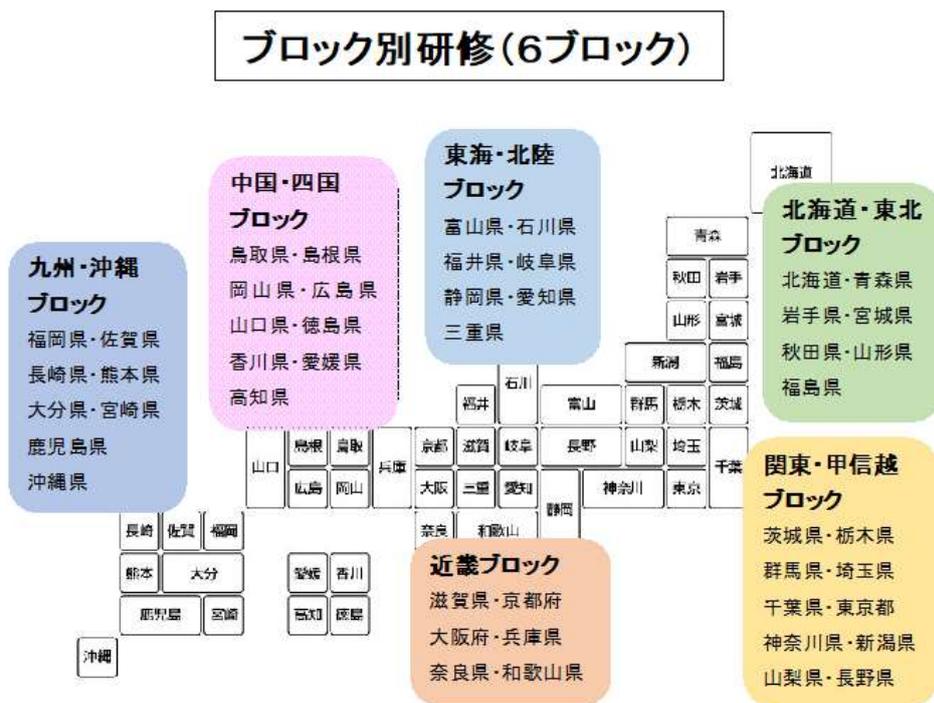
支援員の孤立化を防ぎ、支援に必要なノウハウの伝授や支援の在り方を確認できる研修の場は必要不可欠と考える。研修での学びはもちろん、自治体の枠を越え、隣県での交流の場を設け、支援員同士が交流しあうことは、支援のスキル向上だけでなく、支援員のモチベーションを維持・向上させることにつながると考える。

これまで生活困窮者支援事業従事者養成研修（国研修）では、全国の支援員を対象に一律に支援員を養成してきたが、令和2年度からその研修の一部を各都道府県に移行することが予定されている。都道府県で実施される支援員養成研修を補完するものとして、エリアを広げてブロックごとに研修を行うことで、より多くの支援員が研修に参加できる機会を増やすこと、都道府県の枠を越えて行政職員・支援員同士の情報交換や交流を通してスキルアップを図ることを目的とした。

2-2 企画立案・実施の流れ

(1) 6ブロックについて

厚生労働省のブロック別会議と同様に各ブロックを分けた。



(2) 日程・開催地について

令和2年度に生活困窮者自立支援事業従事者の後期研修と位置付けられる予定と、事業受託後からの日程調整の関係で、実施を2020年1月から2月にかけて予定し、各ブロックの都道府県のうち、当ネットワークの役員で相談しながら開催県として協力いただける自治体を決定し、そのうえで開催日時を確定した。

会場については、可能な限り主要な駅から徒歩圏内で、収容人数や研修の形式に合致する会場を開催地と相談しながら確保した。

(3) 企画について

各ブロックの現地担当（当ネットワーク役員・社員等）と事務局で開催地の都道府県を訪問し、開催地の希望をもとに企画し、現地担当が所属する組織・支援員のネットワークに企画や当日の運営等に可能な範囲で協力を仰いだ。

また、開催地のエリア内の自治体や支援団体から企画についての要望を聞き取り、自治体コンサルタントを実施する30自治体へ事前アンケートをする際にブロック別研修への希望を集約し、参考とした。

各ブロックの研修のテーマにあわせ、開催地の希望する講師を確定させた。その際、グループワークやバスセッション、パネルディスカッション等、受講者が能動的に参加できる方法を取り入れる等、研修の進め方を講師と相談した。

	北海道・東北 ブロック	関東・甲信越 ブロック	東海・北陸 ブロック	近畿 ブロック	中国・四国 ブロック	九州・沖縄 ブロック
日程	1月17日(金)	2月14日(金)	1月24日(金)	2月18日(火)	1月31日(金)	2月8日(土)
時間	13:00～16:30	12:30～16:30	13:00～16:30	10:30～16:30	13:00～16:30	13:00～17:00
開催県	宮城県	千葉県	愛知県	滋賀県	岡山県	福岡県
会場	仙台市 ハーネル仙台	千葉市 蘇我コミュニティセン ター	名古屋市 ウインクあいち	野洲市 野洲文化小劇場	岡山市 岡山コンベンションセ ンターレセプション ホール	福岡市 九州ビル9階大ホー ル
参加人数	全体80名 ・宮城県20名 ・他県60名	全体300名 ・千葉県200名 ・他県100名	全体100名 ・愛知県50名 ・他県40名	全体AM200名 PM100名 ・滋賀県 AM100名 PM50名 ・他県 AM100名 PM50名	全体100名 ・岡山県40名 ・他県60名	全体280名 ・福岡120名 ・他県160名
現地担 当	新里 宏二 理事 立岡 学	池田 徹 理事 平田 智子(社員)	原田 正樹 理事	生水 裕美 理事	行岡みち子 事務局 長	鷺野 奈美(事務局)
共催・後 援・協力	・宮城県協力	・千葉県生活困窮者自 立支援実務者ネット ワーク共催 ・千葉県、千葉市後援	・愛知県後援	滋賀県後援	・岡山県後援	・福岡県後援 ・福岡県困窮者支援 ネットワークみんな ネット協力

(4) 参加集約

6ブロックの企画確定を受けて開催要項とチラシを作成し、都道府県を通して参加の呼びかけ、集約を行った。特に開催県については、参加枠を他県より多く設け、開催日が2月となった3ブロックについては、申し込み締め切りを延長して参加集約を行った。

2-3 カリキュラム・講師

各ブロック研修のカリキュラム・講師は以下のとおり。

(1) 北海道・東北ブロック研修

「ひきこもりの方々の様々な支援」を学ぶ

第一部 13:10～14:00

「ひきこもりの問題の現状と課題・ひきこもり支援団体等の現状と課題」

講師：門馬 優 (NPO 法人 TEDIC 代表理事)

第二部 14:00～14:40

「当事者と当事者家族とどの様に向き合うか・アウトリーチの方法」

講師：谷口 仁史(認定 NPO 法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事)

第三部 14:40～15:20

「行政・行政職員の役割、行政とどの様に協力しながらこの問題に向き合う必要があるか」

講師：穴澤 義晴 (NPO 法人コミュニティワーク研究実践センター理事長)

第四部 15:20～16:25

「3名の実践講師に事前課題等の質疑応答」

コーディネーター：立岡 学 (NPO 法人ワンファミリー仙台理事長)

コメンテーター：門馬 優、谷口 仁史、穴澤 義晴

(2) 関東・甲信越ブロック研修

第一部 分科会 12:30～14:30

分科会 1 「困難事例を考えよう」

講師：朝比奈 ミカ、及川 哲(千葉県生活困窮者支援実務者ネットワーク運営委員)

事例提供者：岡田 伊弘(日野市くらしの自立相談支援窓口みらいと相談支援員)

岩崎 潤(坂戸市自立生活サポートセンター相談支援員)

分科会 2 「災害から見える地域の孤立と困窮」

講師：小野 貴規(長野市社会福祉協議会)

樽林 元樹(浦安市社会福祉協議会)

渋沢 茂、高地 抄貴、飯塚 翼(千葉県生活困窮者支援実務者ネットワーク運営委員)

分科会 3 「主任の部屋」

講師：大戸 優子、吉井 稔、高橋 尚子(千葉県生活困窮者支援実務者ネットワーク運営委員)

分科会 4 「行政職員の部屋」

講師：吉田 昌司(厚生労働省 生活困窮者自立支援室 地域共生社会推進室 室長)

池田 徹(生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事)

松本 拓馬、大塚 歩(千葉県生活困窮者支援実務者ネットワーク運営委員)

第二部 全体会 14:50～16:30

「シンポジウム～分科会の共有と生活困窮者事業のこれから～」

・コーディネーターより問題提起

・分科会報告

・ディスカッション

コーディネーター：湯浅 誠(社会活動家、東京大学先端科学技術研究センター特任教授、全国子ども食堂支援センター・むすびえ理事長)

コメンテーター：吉田 昌司、池田 徹、朝比奈 ミカ、渋沢 茂、大戸 優子

(3) 東海・北陸ブロック研修

第一部 講演 13:05~14:05

「地域共生社会と生活困窮者自立支援」

講師：原田 正樹（日本福祉大学副学長 教授）

第二部 実践報告 14:15~15:00

「包括的支援体制の構築に向けて～地域とつながるソーシャルワーク実践～」

講師：片山 睦彦（藤沢市福祉保健部長）

第三部 グループディスカッション・まとめ 15:10~16:25

講師：原田 正樹、片山 睦彦、

高石 麗理湖（厚生労働省 生活困窮者自立支援室 生活困窮者支援計画官）

(4) 近畿ブロック研修

午前の部 10:35~12:00

「ひきこもり支援を考える～福祉以上就労未満の若者たち～」

講師：石井 正宏（NPO 法人パノラマ代表理事）

午後の部 13:00~16:25

「ゲームを通じて“チーム力”等を学ぶ」

講師：加留部 貴行（九州大学客員准教授）

(5) 中国・四国ブロック研修

13:05~13:35

「当事者家族からの提言」

講師：山本 洋見（KHJ 全国ひきこもり家族連合会理事、NPO 法人てくてく理事長）

13:35~14:05

「ひきこもり支援とユニバーサル就労（就労準備支援）」

講師：平田 智子（ユニバーサル就労ネットワークちば副理事長）

14:15~14:45

「8050 問題の実態と社会的孤立防止の推進」

講師：川北 稔（愛知教育大学大学院教育実践研究科准教授）

14:45~16:25

グループワーク、まとめ

コーディネーター：川北 稔

パネラー：山本 洋見、平田 智子

(6) 九州・沖縄ブロック研修

第一部 13:10~14:00

「これからの生活困窮者支援に求められること」

講師：吉田 昌司（厚生労働省 生活困窮者自立支援室 地域共生社会推進室 室長）

第二部 14:10~15:30

「ふり返りから学ぶ生活困窮者支援」

講師：朝比奈 ミカ（市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員）

第三部 15:45~16:55

パネルディスカッション

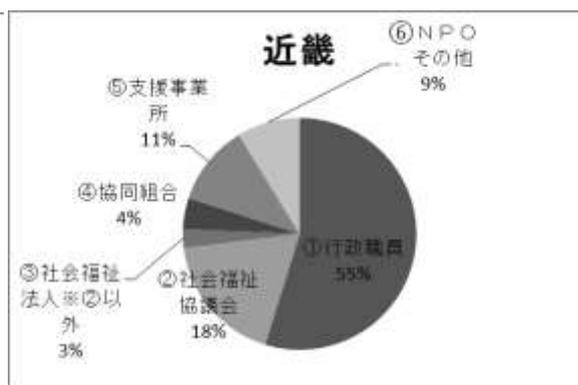
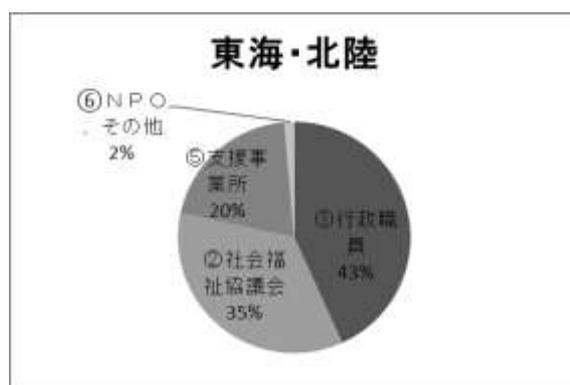
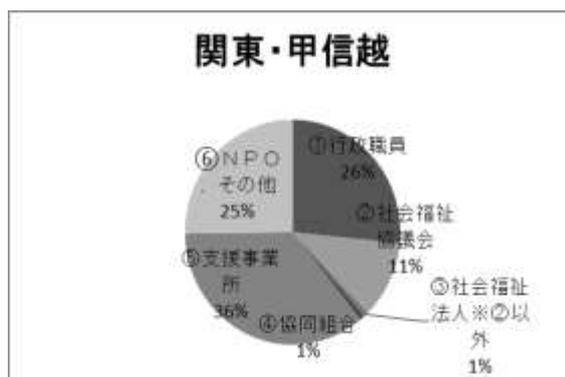
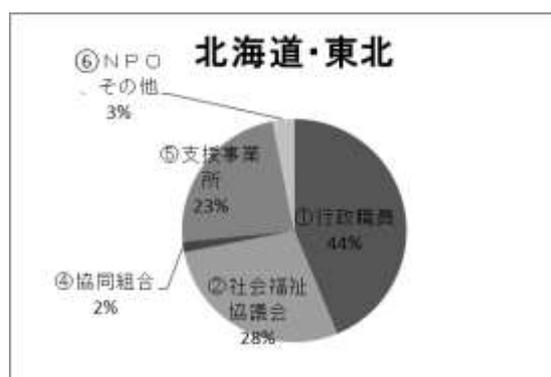
コーディネーター：谷口 仁史（認定 NPO 法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事）

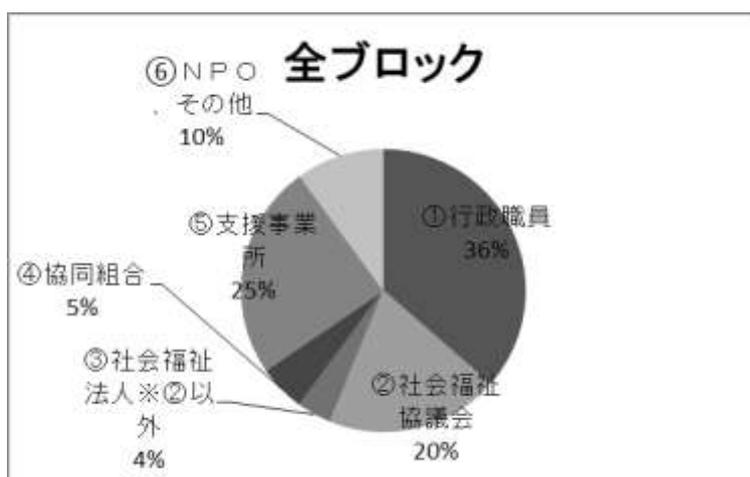
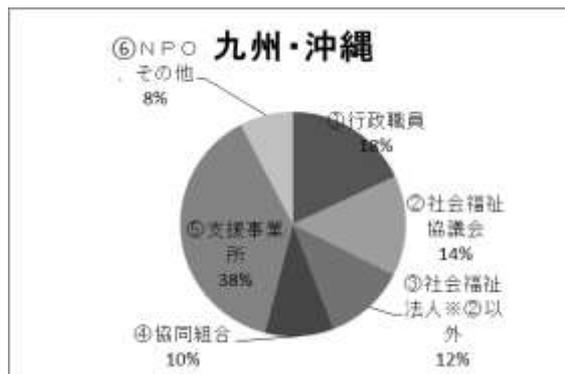
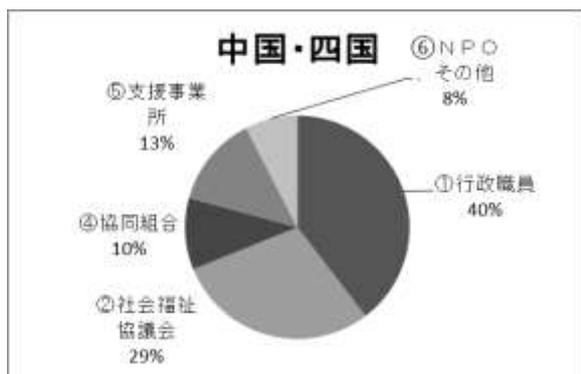
パネラー：吉田 昌司、朝比奈 ミカ、山田 耕司（NPO抱樸 常務理事）

2-4 受講者アンケート結果

(1) 参加者所属（申し込み時）

	北海道・東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全ブロック計
①行政職員	28	38	32	126	42	40	306
②社会福祉協議会	18	16	26	42	31	32	165
③社会福祉法人※②以外	0	1	0	6	0	26	33
④協同組合	1	1	0	10	11	22	45
⑤支援事業所	15	51	15	26	14	85	206
⑥NPO、その他	2	36	1	20	8	17	84
	64	143	74	230	106	222	839





(2) アンケート評価 (5段階評価の平均値)

北海道・東北ブロック

第1部 「ひきこもりの問題の現状と課題・ひきこもり支援団体等の現状と課題」	4.6
第2部 「当事者と当事者家族とどう向き合うか・アウトリーチの方法」	4.7
第3部 「行政・行政職員の役割、行政とどの様に協力しながらこの問題に向き合う必要があるか」	4.5
今回の研修(全般)について	4.7

関東・甲信越ブロック

①分科会1「困難事例を考えよう」	4.6
②分科会2「災害から見える地域の孤立と困窮」	4.1
③分科会3「主任の部屋」	4.7
④分科会4「行政職員の部屋」	4.2
全体会シンポジウム	4.4
今回の研修(全般)について	4.4

東海・北陸ブロック

第1部 講演「地域共生社会と生活困窮者自立支援」	4.2
第2部 実践報告「包括的支援体制の構築に向けて～地域とつながるソーシャルワーク実践」	4.3
第3部 グループディスカッション、まとめ	4.5
今回の研修(全般)について	4.4

近畿ブロック

第1部 「ひきこもり支援を考える～福祉以上就労未満の若者たち～」	4.7
第2部 「ゲームを通じて“チーム力”等を学ぶ」	4.7
今回の研修(全般)について	4.7

中国・四国ブロック

第1部 「当事者家族からの提言」	4.3
第2部 「ひきこもり支援とユニバーサル就労(就労準備支援)」	4.4
第3部 「8050問題の実態と社会的孤立の推進」	4.1
第4部 「グループディスカッション、まとめ」	4.4
今回の研修(全般)について	4.4

九州・沖縄ブロック

第1部「これからの生活困窮者支援に求められること」	4.2
第2部「ふり返りから学ぶ生活困窮者の支援」	4.8
第3部「パネルディスカッション」	4.4
今回の研修(全般)について	4.6

(3) 参加者アンケートの感想より (一部抜粋)

北海道・東北ブロック研修

第一部

- ・「子ども・若者の目から世界がどう見えているか」の視点を忘れないようにしたいです
- ・情報収集の大切さを改めて実感しました。これ（情報収集）により、打開策が見出せることもあると思いました
- ・10代の若者支援は、当事者がアクセスしやすい環境を作ることが必要ということで、その環境も一人ひとりに合わせて作ってみたい
- ・"当事者の目線"「本人が困っていること」を一緒に考えていくことの大切さを知ることができました

第二部

- ・自己分析が大切。支援者自身も自分を知る。"
- ・会う場所、会う時間を当事者に合わせる。家の外で話すこと。信頼関係が何よりも大切だと改めて思いました
- ・"本人の価値観を大切にすること。チャンネルを合わせること。"困難ケースの事例をもとに説明していただけるので全てが勉強になります
- ・視点を変えてみる、当事者の声をききのがさない、重要性を改めて感じました。"
- ・支援員との関わりだけでなく、対象者同士をつなぐこと、社会資源の活用、様々な資源を活用していくことが需要、チャンネル、価値感を合わせるための情報収集

第三部

- ・"困りごとと困りごとをつなぐ、そこには工夫が必要。丸投げしない。"
- ・他課、他機関との連携の必要性
- ・難しい表現での説明ではなく、わかりやすい説明で、現場で実践してみよう！と思えることがたくさんありました
- ・ひきこもり状態が良くないのではなく、本人の困りごとが解消されない状態が良くないという考え方
- ・就労にこだわらず、地域に参加することによって、「社会的自立」を図ることも、引きこもり支援に必要であるとわかりました

全体

- ・実践を通して質問に回答して頂き、とても面白かったです
- ・ひきこもりの人に限らず、困窮者支援全体、さらに日常の人間関係などにも生かせるお話が多く、とても中身の濃い時間を過ごせました
- ・現場のリアルケースの話やアドバイスを聴けて、大変ためになりました
- ・成功事例だけでなく、失敗事例や困難事例についても紹介されていてイメージしやすかった。失敗から次の支援へつなげることが大事だと思いました
- ・実践に活かせる内容がたくさんあり、有意義な時間でした。ありがとうございました

関東・甲信越ブロック研修

分科会 1

- ・相談者が「今後の生活をどうかりたいか？」を思い描けるような支援につなげていきたい。そのほうが生活していく力を伸ばせる。
- ・現場の大変さがどの地域でもあり、共感ができてよかった。
- ・困難を解決するための資源をつくることが重要と思った。
- ・相談者だけでなく、その家族にも焦点を当てる必要があることを改めて感じた。

分科会 2

- ・生活困窮者の方への相談の中に、被災という視点を持って対応してみることで今まで気づけなかった課題などが見えてくると感じる事ができた。
- ・防災が横断的に考えるツールになること。
- ・災害時に今まで見えなかった困窮が見えてくる。災害対策の視点から困窮者を掘り起こす。

分科会 3

- ・同じ主任の立場の方々と話すことができ、同じ悩みと課題を抱えているということがわかり、悩みも話すことができた。
- ・様々な困っている事例を共有し、解決の糸口となった。

分科会 4

- ・支援の入り口と出口の部分で地域資源とどの様に連携するか等において他自治体の事例が参考になった
- ・個別の支援から地域を耕すクリエイティブな仕事、とてもワクワクしました。
- ・他課との連携の仕方が大変ためになりました。

全体会

- ・対話形式で進行をされたので会場全体で意見共有できた。
- ・分科会について共有することができた
- ・新しい考え方が広がった。

全体

- ・県内、県外の方々との研修は自己研鑽だけでなく交流ということも含めてよかった。
- ・行政の方と現場との意識の差異があるようですが、相談者のためにできることを一緒に考えられるよう頑張っていきたいと思います。元気が出ました。
- ・今回の事例研究のようなディスカッションは大変有意義だと思った。
- ・少人数の意見交換形式はよかった。

東海・北陸ブロック研修

第一部

- ・生活困窮者支援事業の地域社会における立ち位置をようやく理解できました
- ・生活困窮者の支援するにあたっての考え方、社会福祉法の解釈など考えなおす良いきっかけになりました

- ・"地域共生社会実現に向けた包括的支援体制について、困窮者支援を軸とした点。地域生活課題の把握を目的とすることなど大変分かりやすかった。"
- ・地域共生社会の実現であらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できること、0歳から100歳の地域包括ケア

第二部

- ・課題と向き合いあきらめない努力をすること
- ・具体的な事例を知ることができ、同じケースがあったときに活用できると感じました
- ・直営と委託が役割分担を行い、支援強化ができている事例など今後の参考となった

第三部

- ・同じ悩みを抱えている方ばかりで仲間意識がわいた
- ・いろんな立場の方がおられ、課題や、解決策にさまざまな意見を聴くことができ、よかった
- ・課題について、悩んでいることは同じようなものが多かったので、解決策をヒントに考えていきたいです

全体

- ・どこの市も同じようなことでみんな苦労しているんだと改めて思いました
- ・規模が大きい研修ならではの情報量があり、良かったです
- ・グループディスカッションで思いを出し合えたのが良かった
- ・先進的な取り組みを学ぶことができた

近畿ブロック研修

第一部

- ・若者は顔を知っている大人のところしか行かない。だから専門性を持った隣人になれるよう心がけようと思った。そのうえで安心感を持ってもらえたらよい関係が築ける
- ・アウトリーチの考え方で参考になった
- ・「支援の言葉にアレルギーがある人が多い」印象に残った
- ・ひきこもりのQOLを保証することが、遠回りのようで近道なんだと思った

第二部

- ・全体を見通す力、情報を収集すること、状況の変化を受け入れやり方を変える対応力等多くの学びを得た
- ・他県の方と話す中でたくさんの気づきがあった
- ・ひとりで対処するのではなく、チームとして一丸となって自分の強みを生かして同じ方向に向かって対応していくことが重要であると感じた
- ・「まぜる」ことがこれから大事。いろんな考えを聞いて柔軟に支援できたらと思う

全体

- ・理念と実践のバランスが取れた研修だった
- ・対話する時間があってよかった

中国・四国ブロック研修

第一部

- ・相談者の主体・尊厳を尊重することで当事者が思っていることを引き出していけるのではと思う
- ・上から目線が嫌、支援する中で常に気を付けたいと思った
- ・就労支援という言葉が当事者やご家族にとってハードルが高いということを改めて感じた。
- ・親子のアセスメントが重要であると改めて思いました
- ・ひきこもりの段階・状態の確認は活用できると思います

第二部

- ・来てもらえるのであれば来てもらう。自宅訪問は配慮が必要。同意の見極めが必要。してあげるということではなく自主性を大事にしていくことが必要と感じた
- ・アセスメントの重要性、初回面談は2人体制
- ・個別性の高い支援なのでチームで多様に対応したいです

第三部

- ・家族が孤立化しないためにつながり続けることの重要性を再認識しました。行政だけでは実現できない難しさも感じました
- ・チームアプローチの大切さ
- ・「表に出せる困り感になっていない」は活用のためのヒントになった

第四部

- ・親の言っていることがすべてではないことを理解してもらう
- ・50分はあっという間、5人は話しやすかった
- ・行政の事業を統括している立場の方の話が聞けて良かった
- ・親の手先と思われがちなので、そうならないように向き合うことは大切だと思いました
- ・とにかく話し合う。そこからヒントが見えてくる。変化を見える化=成果、大事にしている

全体

- ・グループでそれぞれの様子が共有できた
- ・他の自治体との意見交換・情報交換ができた

九州・沖縄ブロック研修

第一部

- ・年々制度が変化しているのは課題や現場の反映とわかり心強く思った
- ・制度や予算について再確認できた

第二部

- ・生活のしづらさと発達課題は支援の基本・大前提として常に心に留めおきたい
- ・自分の価値観にとらわれていないか、支援者がストレスを抱えると自分を守るために相手（相談者）を悪く思ってしまうので、そうならないようにチームで解決していくこと

頃が大切

- ・目の前にある課題をどう解決できるかとばかり考えているのだと自分を振り返りました
そうではなく、本人がその課題をどう思っているのか、気づきを促すことを意識しよう
と思った
- ・視点を変えること、柔らかな思考を持つこと、支援員が支えあうこと、相手を想像する
ことを教えられた
- ・困っていることはチャンスであるという考えが参考になった

第三部

- ・「断らない」相談対応の考え方は、「一人だけでなく、他の人の意見を集めながら、そ
の場で終わらせないことと思う」の受け止め方は、今後の行動指針となった
- ・断らない支援は一人や一か所ではなく、立場や役割が違う人々で断らない支援にしてい
くこと
- ・本人のニーズに焦点を置くことが大事
- ・つながることの大切さ。必要なこと

全体

- ・自分に落とし込めそうな内容や考えも多く、心強い時間だった
- ・やる気がでた
- ・少し元気になった
- ・すぐに参考になる事例や支援員としてのスタンスなどとても勉強になった
- ・支援員としての自分をいかに客観的に見るか、改めて考えることができた

全ブロック研修に共通した要望

- ・グループワーク、他の方との交流等もう少し時間が欲しい
- ・駆け足にならず、一つ一つじっくり議論できるとありがたい
- ・半日の研修ではもったいない
- ・内容は良かったが、全体的に時間が少なく、時間をかけてもよいと思えた
- ・もう少し参加者の方々と情報共有する時間が欲しかった

2-5 成果と課題

今回初めて取り組むことになったブロック別研修は、各エリアの担当役員が中心となって開催県とも相談しながら企画検討を進めた。学びたいテーマや講師、スケジュール等について現地の希望を優先し、事務局で調整しながら企画を決定した。開催地となった都道府県や企画に協力いただいた支援員ネットワークや支援団体から積極的に呼びかけ、参加枠をほぼ満たす参加者となった。

参加申し込みの集約結果によると、参加者の所属は開催曜日や現地の協力団体の呼びかけ対象によって異なるが、支援員の参加が多い傾向であった。

ブロック別研修は、都道府県を越えて全国から生活困窮者自立支援の最前線のスペシャリストを講師に招き、直接話を聞くことができ、質疑応答の機会もあり、支援員として明日の支援につながる情報を得ることができる場となった。また、すべてのブロック研修に、できるだけグループワークを取り入れてきたことは、都道府県の枠を越えて行政職員や支援に携わる人が、各々の思いや悩みを出し合い、解決策について意見交換する等、交流を図る機会となった。参加者アンケートはすべての研修で高い評価となり、受講者の満足度は高かったと言える。

一方で、半日の研修では物足りない、もっと時間をかけて学びたいという前向きな意見も多く、そのような希望も今後の研修企画の参考としたい。次年度以降のブロック別研修が後期研修と位置付けられて10.5時間の研修となることから、今年度好評だった企画、進め方などを参考にしていきたい。

ブロック別研修報告① 「北海道・東北ブロック」

1. 日時：2020年1月17日（金）13：00～16：30 3.5時間

2. 会場：宮城県仙台市 ハーネル仙台

3. テーマ：「ひきこもりの方々の様々な支援」を学ぶ

4. 参加人数：64人（対象：北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）

5. 企画・運営：

開催地 宮城県社会福祉課 保健福祉部参事兼社会福祉課長 鎌田 直人氏、社会福祉指導監査専門監 千坂 守氏、
副参事兼課長補佐 高橋 真由美氏、生活自立・支援班 課長補佐 制野 徹氏、
NPO法人ワンファミリー仙台 理事長 立岡 学 氏

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 新里 宏二、事務局（行岡、鷲野、平本）

6. 挨拶：開会 主催者挨拶 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 櫛部 武俊

厚生労働省 生活困窮者自立支援室 就労支援専門官 佐藤 圭司

閉会 主催者挨拶 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 新里 宏二

司会・進行 NPO法人ワンファミリー仙台理事長 立岡 学 氏

7. 登壇者（講師とテーマ）

第1部 NPO法人TEDIC 代表理事 門馬 優 氏

「ひきこもり問題の現状と課題・ひきこもり支援団体等の現状と課題」

第2部 認定NPO法人NPO スチューデント・サポート・フェイス 代表理事 谷口 仁史 氏

「当事者と当事者家族とどの様にむきあうか・アウトリーチの方法」

第3部 NPO法人コミュニティワーク研究実践センター 理事長 穴澤 義晴 氏

「行政・行政職員の役割、行政とどの様に協力しながらこの問題に向き合う必要があるか」

第4部 質疑・応答 コーディネーター：立岡 学 氏、コメンテーター：上記講師3名

8. 研修の特徴

ワンファミリー仙台と宮城県とで支援現場の意見を反映し研修内容を企画しました。第1部から第3部までは、3人の講師が各40～50分の講演を行い、それぞれの視点からの支援の在り方を紹介しました。それを受けての第4部では、参加者が研修申し込みの際に提出した講師への質問に答える形で、65分間のパネルディスカッションを行いました。3人の講師が支援者の課題に具体的に答えたり、講師と参加者からの質疑でさらに交流や議論を深める場となりました。半日の研修は時間が足りないという声も多く聞かれましたが、ひきこもり支援に特化した充実した研修となりました。

9. 参加者アンケート

「先進事例が学べた」「様々な視点での関わりを学べてよかった」「何のためのだれのための支援かを常に考えていきたい」「支援するとは、支援者とは何なのかを改めて考えさせられた」「情報が盛りだくさんで現場ですぐに活用できるといった」等、たくさんの感想が出されています。



ブロック別研修報告② 「関東・甲信越ブロック」

1. 日時：2月14日（金） 12：30～16：30 4時間
2. 会場：千葉県千葉市 蘇我コミュニティセンター
3. 参加人数：147人（対象：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県）
4. 企画・運営：開催地 千葉県生活困窮者支援実務者ネットワーク（ちこネット）
代表 大戸 優子 氏、平田 智子 氏、運営委員29名
千葉県健康福祉部福祉指導課
副課長 木川 貴美子 氏、班長 石井 正義 氏、主事 田原 朱理 氏、主事 小林 央岳 氏
千葉市 保健福祉局 保護課 課長 鳩川 伸一 氏、自立支援班 主査 金井 拓也 氏
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 池田 徹、事務局（行岡、平本）
5. 挨拶：開会 主催者挨拶 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 池田 徹
閉会 開催地挨拶 千葉県生活困窮者支援実務者ネットワーク 代表 大戸 優子 氏（いちほら生活相談）
司会・進行 千葉県生活困窮者支援実務者ネットワーク 鈴木 由美 氏（ユニバーサル就労ネットちば）
6. テーマと登壇者（前半分科会、後半全大会）
分科会1 「困難事例を考えよう」 講師：ちこネット 運営委員 朝比奈 ミカ 氏、及川 哲 氏
事例提供者：日野市くらしの自立相談支援窓口みらいと 相談支援員 岡田 伊弘 氏
坂戸市自立生活サポートセンター 相談支援員 岩崎 潤 氏
分科会2 「災害から見える地域の孤立と困窮」 講師：長野市社会福祉協議会 小野 貴規 氏、
浦安市社会福祉協議会 樽林 元樹 氏、ちこネット運営委員 渋沢 茂 氏、高地 抄貴 氏、飯塚 翼 氏
分科会3 「主任の部屋」 講師：ちこネット 運営委員 大戸 優子 氏、吉井 稔 氏、高橋 尚子 氏
分科会4 「行政職員の部屋」 講師：厚生労働省 生活困窮者自立支援室 地域共生社会推進室 室長 吉田昌司氏、
全国ネット池田 徹 氏、ちこネット運営委員 松本 拓馬 氏、大塚 歩 氏
全体会 「シンポジウム～分科会の共有と生活困窮者事業のこれから～」
コーディネーター：社会活動家、東京大学特任教授、むすびえ理事長 湯浅 誠 氏
コメンテーター：吉田 昌司 氏、池田 徹 氏、朝比奈 ミカ 氏、渋沢 茂 氏、大戸 優子 氏

7. 研修の特徴

千葉県と支援者によるちこネットを中心に企画・運営に取り組みました。この研修は2部構成で実施され、参加者は、前半2時間は上記の4つの分科会に分かれて参加し、後半80分は全員が全体会に参加しました。分科会では、同じ立場の参加者が新人・ベテランを問わず、県域や所属を超えて思いを共有し、グループで意見を出しあい、交流するなかで、課題解決に向けた具体的な検討を行う場となりました。全体会では、講師より分科会のポイントが報告され、コーディネーターの実践報告や参加者とパネラーとの双方向の質疑・応答も交えながら、パネルディスカッションをすすめ、参加者と議論を深めることができました。

8. 参加者アンケートより

「他の事業所と情報交換ができて良かった」「同じ悩みを一緒に考え答えを出すことができた」「事例から協力者を見つけて進んでいった情熱を見習いたい」「地域づくりがポイント」「今後の地域包括支援の方向が認識できた」「委託なので行政に自立の立ち位置をどう説明するかヒントになった」等、多くの学びがあったとの感想が出されています。



ブロック別研修報告③ 「東海・北陸ブロック」

1. 日時：2020年1月24日（金）13：00～16：30 3.5時間
2. 会場：愛知県名古屋市 ウィンクあいち 901大会議室
3. テーマ：「関係機関との連携」を学ぶ
4. 参加人数：75人（対象：富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県）
5. 企画・運営：開催地 愛知県福祉局福祉部地域福祉課 子ども未来応援グループ
課長補佐 羽生 康一氏、主事 水野 祐大氏、主事 川崎 真依氏
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 原田 正樹、事務局（行岡、鷲野、平本）
6. 挨拶：開会・閉会 主催者挨拶 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 原田 正樹
厚生労働省 生活困窮者自立支援室生活困窮者支援計画官 高石 麗理湖
司会・進行 愛知県福祉局健康福祉部地域福祉課 主事 水野 裕大氏
7. 登壇者（講師とテーマ）
 - 第1部 日本福祉大学 副学長 教授 原田 正樹氏
「地域共生社会と生活困窮者自立支援」
 - 第2部 藤沢市福祉健康部長 片山 睦彦氏
「包括的支援体制の構築に向けて～地域とつながるソーシャルワーク実践～」
 - 第3部 グループワーク コーディネーター：原田 正樹氏 パネラー：片山 睦彦氏、高石 麗理湖氏

8. 研修の特徴

理事の原田先生が中心となって愛知県と協力しあって研修内容を企画しました。第1部の60分間の講演では、生活困窮者自立支援制度改正に至るまでの経過やその背景、地域共生社会の中核に位置付けられていること、共生の考えなどがわかりやすく説明されました。第2部では、藤沢市の地域とのつながりを重視したソーシャルワーク実践が報告され、地域の様々な支援機関とインフォーマルな活動との連携や、農・福連携、医療・介護・福祉の連携、企業や社福と地域との協働など地域住民の連携の様子が45分間報告されました。その後の第3部では、6人ずつのグループに分かれて、関係機関との連携について課題を出し合い、その解決方法を考えるグループワークを75分間行いました。机に広げた模造紙をグループのメンバーが囲み、それぞれに考えたことを付箋に記入して貼りながら意見交換し、ワールドカフェ方式で他グループで意見交換してきた内容を持ち帰ってシェアしグループの意見をさらに発展させました。活発な意見交換・交流により、第1部と第2部の講義の内容を深めることができました。最後に講師よりまとめのコメントがなされ研修は終了しました。

9. 参加者アンケート

「改めて福祉の理念が理解でき、体系的に学ぶことができた」「自立とは依存先を増やすこと、必要な時に支援を行える地域にしていきたい」「地域の課題、地域福祉がつながった」「先進事例を学べた」「まちづくりの視点が必要だと思った」「課題に対して解決方法を共有することで具体的な方向性が見え有効だった」等多くの感想が出されています。



ブロック別研修報告④ 「近畿ブロック」

1. 日時：2月18日（火）10：30～16：30 5時間（昼食休憩のぞく）
2. 会場：滋賀県野洲市 野洲文化小劇場
3. テーマ：「ひきこもり支援」「ゲームを通じて“チーム力”等を学ぶ」
4. 参加人数：AM194人、PM101人（対象：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
5. 企画・運営：開催地 滋賀県健康福祉部 健康福祉政策課
企画調整係 課長補佐 浅岡 勝義 氏、主任主事 高倉 智絵氏、他3名
野洲市 市民生活相談課 主任 三田 拓史氏、他2名
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 生水 裕美、事務局（行岡、鷲野、平本）
6. 挨拶：開会 主催者挨拶 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 生水 裕美
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 自立支援専門調査員 平野 憲司
司会・進行 滋賀県健康福祉部 健康福祉政策課 企画調整係 浅岡 勝義 氏
7. 登壇者（講師とテーマ）
午前の部 NPO法人パノラマ代表理事 石井 正宏 氏
「ひきこもり支援を考える～福祉以上就労未満の若者たち～」
午後の部 九州大学客員准教授 NPO法人日本ファシリテーション協会フェロー 加留部 貴行 氏
「ゲームを通じて“チーム力”等を学ぶ」

8. 研修の特徴

理事の生水さんを中心に滋賀県と研修内容を企画し、滋賀県と野洲市の協力で運営しました。午前の部では、長年ひきこもりの若者の支援を続けてきた講師による85分間の講演を行いました。ひきこもりの背景にあるもの、支援を行うにあたって理解しておく必要があることについて事例を挙げながら、明日からの実践に繋がる内容を学ぶ事が出来ました。昼休みを挟んで、午後の部は参加者を絞り、6人の22グループに分かれて貿易ゲームを通じたファシリテーションの実践的演習が行われ、その後意図開きが行われました。グループで「ゲームで感じたことであなたの現場で起こっていることは何ですか？」を振り返り、ワールドカフェ方式で気付きのシェアリングが行われました。その後の講義では、共働へのプロセス、対話を通じた関係づくり、管理と支援の違いからチームづくりで大切にしたいことを学びました。講演とゲーム体験を通じて実践的な学びの場となり、充実した研修でした。

9. 参加者アンケート

「就労をゴールとしないこと」「居心地の良い居場所が大事」「文化資本、QOLを高めることが大切」「待ち、地域とのつながりの大切さ」「教育と福祉のつながりに中州をつくること」「相手を理解する方法は多岐にわたることを理解できた」「チームとは何なのか、どのようにチーム力を高めるのか理解できた」「連携、コミュニケーション、他機関の情報に関する意識、個人、組織、地域の連携を学んだ」「共働、連携の前段階が大切で、そこで躓いていることも多いと気づいた」「チーム作りの際の聴く力の大切さ」「支援と管理の違いが印象的で、大切」「ゲームをとおして他自治体の悩みや取り組みを知ることができた」等多くの感想が出されています。



ブロック別研修報告⑤ 「中国・四国ブロック」

1. 日時：2020年1月31日（金）13：00～16：30 3.5時間
2. 会場：岡山県岡山市 岡山コンベンションセンター（ママカリフォーラム）レセプションホール
3. テーマ：「困窮者支援におけるひきこもり支援」を学ぶ
4. 参加人数：106人（対象：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
5. 企画・運営：開催地 岡山県保健福祉部障害福祉課

総括副参事（保護班長） 植田 浩一 氏、保護班 岩本 稔 氏
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局（行岡、平本、倉岡）

6. 挨拶：開会 主催者挨拶 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡 みち子
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室就労支援係長 引間 愛
開催地挨拶 岡山県保健福祉部障害福祉課長 片山 圭子 氏
閉会 開催地挨拶 岡山県保健福祉部障害福祉課 総括副参事（保護班長） 植田 浩一 氏
司会・進行 岡山県保健福祉部障害福祉課 保護班 岩本 稔 氏

7. 登壇者

- 第1部 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会理事 NPO 法人てくてく理事長 山本 洋見 氏
「当事者家族からの提言」
- 第2部 ユニバーサル就労ネットワークちば 副理事長 平田 智子 氏
「ひきこもり支援とユニバーサル就労（就労準備支援）」
- 第3部 愛知教育大学大学院教育実践研究科准教授 川北 稔 氏
「8050問題の実態と社会的孤立防止の推進」
- 第4部 グループワーク コーディネーター：川北 稔 氏、パネラー：山本 洋見 氏、平田 智子 氏

8. 研修の特徴

岡山県内の支援現場（4団体）からの意見を参考に、岡山県と事務局で研修内容を企画しました。第1部は当事者ご家族からの提言、第2部は支援者の実践報告、第3部は学識者からの報告と、講師の皆様それぞれの立場から各30分の講演を行いました。川北先生の進行で各講演の間に前後左右の4人で感想を共有してもらう5分間のバズセッションを挟みながら講演の内容を深める時間を設けました。その後の第4部（100分）では8人グループで、引き続き川北先生が進行役として第3部までをまとめ、グループディスカッションに移りました。テーマとして①支援にあたって困っていること、わからないこと②家族の立場の方に聞いてみたいこと③支援者の立場の方に聞いてみたいことの3つを提示し、グループで意見交換した内容を用紙にまとめてもらいました。それを回収し、講師のお2人に答えていただく形で会場全体で質疑を行い、講演内容をさらに深めることができる研修となりました。

9. 参加者アンケート

「支援する側が相談者からどのように見えているのかを意識すること」「相談者の主体・尊厳を尊重すること」「ひきこもりの解消を目指すのではなく、本人の希望・要望を広げることが支援」「スモールステップでいい」等、多くの学びがあったことや、併せてアウトリーチの手法や留意点等の具体的な学びも得られたとの感想が出されています。



ブロック別研修報告⑥ 「九州・沖縄ブロック」

1. 日時：2020年2月8日（土）13：00～17：00 4時間
2. 会場：福岡県福岡市 福岡市 九州ビル 9階大ホール
3. テーマ：「これからの生活困窮者支援に求められること、ふり返りから学ぶ生活困窮者支援」を学ぶ
4. 参加人数：198人（対象：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
5. 企画・運営：開催地 福岡県労働部保護・援護課 生活困窮者自立支援係
係長 土斐崎哲也氏、主事 樋口 真子 氏
福岡県困窮者支援ネットワーク みんなネット 役員11名
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局（行岡、平本、鷺野、倉岡）
6. 挨拶： 開会 主催者挨拶 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡 みち子
開催地挨拶 福岡県労働部保護・援護課長 余語 卓人氏
司会・進行 福岡県困窮者支援ネットワークみんなネット 副代表 権藤 俊介 氏（うきは市社協）
7. 登壇者（講師・テーマ）
 - 第1部 厚生労働省 生活困窮者自立支援室 地域共生社会推進室 室長 吉田 昌司氏
「これからの生活困窮者支援に求められること」
 - 第2部 市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員 朝比奈 ミカ 氏
「ふり返りから学ぶ生活困窮者の支援」
 - 第3部 パネルディスカッション
コーディネーター：認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事 谷口 仁史氏
パネラー：吉田 昌司氏、朝比奈 ミカ 氏、NPO 抱樸常務理事 山田 耕司 氏

8. 研修の特徴

福岡のみんなネットでの検討と福岡県の協力を得て、研修内容を企画しました。第1部では、40分間の制度の位置づけや方向性についてのわかりやすい説明がありました。第2部では、①自立相談支援の役割とは何か、②自立相談支援の窓口から見えてきたこと、まだ見えていないこと、③支援者として何をすべきなのかについて実践に基づいた話が1時間20分ありました。①～③の話の区切りでは、前後左右の人と感想を出し合うバズセッションを挟み、講演内容を各自で深められるように進めました。第3部のパネルディスカッションは、5つの論点①「アウトリーチ」声なきSOSをどう受け止めるのか？②「断らない」リスクケースにどう向き合うのか？③「包括的」制度の狭間に陥らせない支援とは？④「創造的」地域課題解決に向けて必要な視点とは？⑤「地域共生社会」我々は今、何をすべきなのか？について、コーディネーターが3人のパネラーに質問する形で議論を深め、会場からの質疑・応答も加え、制度の理念から実践的な内容まで充実した研修となりました。

9. 参加者アンケート

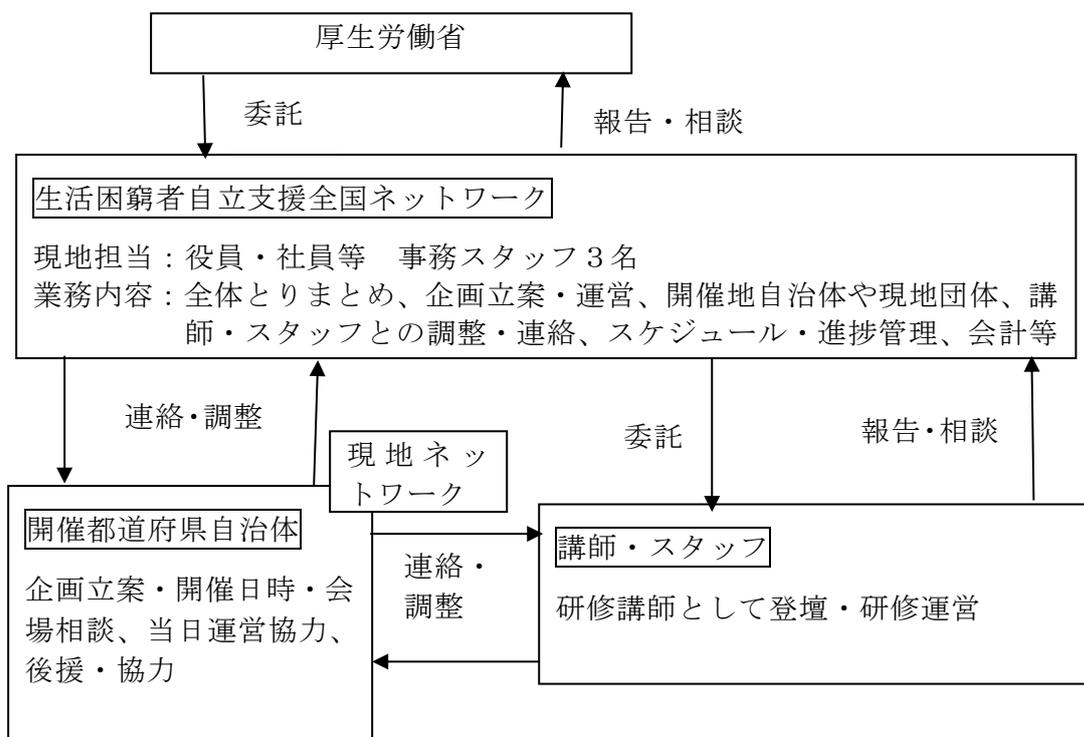
「制度の理念や施策の方向性がわかった」「周りの支援者と振り返りをしながら、支援方法を話し合っただけでよかった」「見えにくい多くの課題を意識しておきたいと思った」「他地域での取り組み事例が参考になった」等、たくさんの方の感想が出されています。



2-6 スケジュール

- 6月11日(火) 厚労省より選定通知
- 6月17日(月) 事務局打合せ
- 6月21日(金) 委託契約書送付、事務局打合せ
- 6月27日(木) 委託契約成立
- 7月19日(金) 事務局打合せ
- 8月1日(木) 事務局打合せ
- 8月2日(金) ブロック研修について開催都道府県、現地担当との相談開始。
- 8月5日(月) 関東・甲信越ブロック研修について、千葉県を現地担当が訪問。
- 8月19日(月) 事務局打合せ
- 8月22日(木) 関東・甲信越ブロック研修の打合せのため千葉県を訪問(現地担当・事務局)
- 8月23日(金) 関東・甲信越ブロック研修の協力依頼のため千葉市を訪問(現地担当・事務局)
- 8月27日(火) 中国・四国ブロック研修協力依頼のために岡山県訪問
自治体コンサルタント実施30自治体の事前アンケートでブロック別研修企画への要望を募る。
- 8月28日(水) 九州・沖縄ブロック研修の打合せのため福岡県庁を訪問
- 9月2日(月) 事務局打合せ
- 9月4日(水) 理事会でブロック別研修について報告・検討
- 9月14日(土) 事務局打合せ
- 10月3日(木) 近畿ブロック研修について、滋賀県を訪問
- 10月11日(金) 東海・北陸ブロック研修の協力依頼のため愛知県を訪問(事務局)
- 11月1日(金) 北海道・東北ブロック研修の協力依頼のため宮城県を訪問(現地担当・事務局)
- 12月5日(木) 都道府県へブロック別研修の案内配信
都道府県毎に参加枠を設けて、都道府県集約で12月24日
- 12月6日(金) 2月実施の関東・甲信越ブロック、近畿ブロック研修のみ集約日を延長
- 12月16日(月) 厚生労働省との打ち合わせ
- 12月24日(火) 北海道・東北ブロック、東海・北陸ブロック、中国・四国ブロック
申し込み集約締日
- 12月27日(金) 九州・沖縄ブロック研修申し込み集約日
- 令和2年
- 1月17日(金) 北海道・東北ブロック研修開催
- 1月24日(金) 東海・北陸ブロック研修開催
関東・甲信越ブロック研修申し込み集約日
- 1月31日(金) 中国・沖縄ブロック研修開催
近畿ブロック研修申し込み集約日
- 2月8日(土) 九州・沖縄ブロック研修開催
- 2月14日(金) 関東・甲信越ブロック研修開催
- 2月18日(火) 近畿ブロック研修開催
- 2月28日(金) ブロック研修アンケート集約・分析

2-7 事業運営・実施体制



2-8 資料

(1) 開催要項

2019年度生活困窮者自立支援制度におけるブロック別研修（厚生労働省委託事業）

開催要項

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

1. 研修の目的

今年度、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークでは、厚生労働省の委託事業として全国6ブロックに於いてブロック別研修を行うことになりました。

ブロック別研修は、生活困窮者自立支援制度に携わる行政職員・支援員が都道府県を超えブロック単位で一堂に会し、支援のノウハウや特色ある取り組み等の情報を交換したり、学び合ったりしながら、意見交換や支援員同士の交流等を図ることなどを目的としています。

今回は、開催県が主になって企画内容を検討し、それぞれ特色ある研修となっておりますので、是非ご参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

2. 研修の概要

生活困窮者自立支援制度に携わる行政職員や支援員を対象としたブロック別研修を実施します。各ブロック別の日時、会場は以下の通りです。

ブロック別	日時	開催県	定員	会場
北海道・東北 ブロック	1月17日(金) 13:00～16:30	宮城県	80	仙台市 ハーネル仙台
関東・甲信越 ブロック	2月14日(金) 12:30～16:30	千葉県	300	千葉市 蘇我コミュニティセンター
東海・北陸 ブロック	1月24日(金) 13:00～16:30	愛知県	100	名古屋市 ウインクあいち
近畿 ブロック	2月18日(火) 10:30～16:30	滋賀県	AM 200 PM 100	野洲市 野洲文化小劇場
中国・四国 ブロック	1月31日(金) 13:00～16:30	岡山県	100	岡山市 岡山コンベンションセンター
九州・沖縄 ブロック	2月8日(土) 13:00～17:00	福岡県	280	福岡市 九州ビル9階大ホール

2. ブロック別研修の詳細について

別紙の各ブロック研修案内チラシをご参照ください。内容は予定であり、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

3. 受講対象

- ① 生活困窮者自立支援制度に携わる行政職員や支援員（受託団体含む）
- ② 都道府県の判断により、企画内容に関わると思われる支援員等

なお、北海道・東北ブロックは、開催県の意向により、「ひきこもりの支援をしている方、または今後必ずひきこもり支援に携わる方」に受講対象を限定いたしますので、ご注意ください。

その他のブロックは特に限定はありません。研修プログラムを参考に、受講が適切な方を登録ください。

※別のブロックへの参加はできません（各ブロック一覧は以下のとおり）

北海道・東北ブロック：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東・甲信越ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

東海・北陸ブロック：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿ブロック：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

4. 参加費

無料

※交通費、宿泊費、交流会参加費（開催される場合の希望者のみ）はご負担ください。
※なお、支援員が参加する場合の交通費及び宿泊費については、事業対象経費として補助対象とすることが可能です。

5. 申込みについて

- ① 別紙の「都道府県別参加枠」を参考に、各都道府県にて参加希望者の取りまとめをお願いします。
- ② 都道府県は、管内市町村（指定都市、中核市を含む）を含めた参加希望者を集約し、12月24日（火）までに様式1～6の該当するブロック別参加集約表をメールにてご提出ください。

なお、関東・甲信越ブロックは1月24日（金）までにご提出をお願いします。

【提出先】一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局

メール送信先 info@minna-tunagaru.jp

- ③ 参加枠を超過して登録いただいた分については、参加可能な場合に限り、登録のあった都道府県宛てにご連絡いたします。
- ④ 申込み提出後にキャンセル等がありましたら、一般社団法人生活困窮者自立支援

全国ネットワーク事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

＜本件に関する連絡・お問い合わせ先＞
一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
〒169-0072東京都新宿区大久保2-4-15サンライズ新宿3F
事務局長 行岡 みち子
担当スタッフ 平本早余子、倉岡良子
TEL : 03-3232-6131 (直通) 092-481-6873
FAX : 092-481-7886
Mail : info@minna-tunagaru.jp

(2) ブロック研修チラシ

① 北海道・東北ブロック研修チラシ

(厚生労働省委託事業)

生活困窮者自立支援における北海道・東北ブロック研修

「ひきこもりの方の様々な支援」を学ぶ

様々な社会課題があるなか、ひきこもりの相談が生活困窮者自立支援の窓口にもたくさん寄せられる様になりました。この問題に対し、生活困窮者自立支援に携わる行政職員・相談支援従事者等が「どう当事者に向き合っていくか」「どう支援をすすめていくか」など真剣に学ぶ時期がきたと思います。このたび、北海道・東北ブロックでは、研修テーマは「ひきこもり支援」にし、3名の実践者に講師をお願いしました。特に『①ひきこもり問題の現状と課題・ひきこもり支援団体等の現状と課題』『②当事者と当事者家族とどの様にむきあうか・アウトリーチの方法』『③行政・行政職員の役割、行政とどの様に協力しながらこの問題に向き合う必要があるか』を学びたいと思います。

第一部 13:10 ~ 14:00
「ひきこもり問題の現状と課題・ひきこもり支援団体等の現状と課題」
講師 NPO法人TEDIC 代表理事 門馬 優氏



日時
令和2年1月17日(金)
13:00~16:30(開場12:30)

定員80名 受講料無料
※参加申込みにあたり、各県の参加枠と参加条件(事前課題の提出必須)がありますので、参加要項をご確認の上、お申込みいただく様にお願いいたします。

第二部 14:00 ~ 14:40
「当事者と当事者家族とどの様にむきあうか・アウトリーチの方法」
講師 認定NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス 代表理事 谷口 仁史氏



会場
ハーネル仙台 松島A
(仙台市青葉区本町2-12-7)
JR名仙台駅から徒歩12分。
市営地下鉄広瀬駅から徒歩3分



第三部 14:40 ~ 15:20
「行政・行政職員の役割、行政とどの様に協力しながらこの問題に向き合う必要があるか」
講師 NPO法人コミュニティワーク実践センター 理事長 穴澤 義晴氏



第四部 15:20 ~ 16:25
3名の実践講師に事前課題等の質疑応答
※希望者のみ17:00から19:00まで懇親会を行います。
(費用は3,500円程度を予定)

お申込みお問い合わせ
一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
〒169-0072東京都新宿区大久保2-4-15サンライズ新宿3F
事務局長 行岡みち子 担当 平本、倉岡
TEL : 03-3232-6131 (直通) 092-481-6873 Mail : info@minna-tunagaru.jp
主催 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 協力 宮城県

② 関東・甲信越ブロック研修チラシ（表）

主催：一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク・千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク
後援（申請予定）：千葉県・千葉市

生活困窮者自立支援制度 関東・甲信越ブロック別研修会

参加費
無料

2020年2月14日（金）

第1部 【分科会】 12:30～14:30

第2部 【全体会】 14:50～16:30

大懇親会 17:00～19:00



【湯浅誠さん全体会にて登壇！】

全体会のシンポジウムコーディネーターとしてご登壇いただきます！



【湯浅誠氏プロフィール】

社会活動家。東京大学先端科学技術研究センター特任教授。全国子ども食堂支援センター・むすびえ理事長。

1969年東京都生まれ。東京大学法学部卒。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。1990年代よりホームレス支援に従事し、2009年から足掛け3年間に閣府参与に就任。内閣官房社会的包摂推進室長、震災ボランティア連携室長など。政策決定の現場に携わったことで、官民協働とともに、日本社会を前に進めるために民主主義の成熟が重要と痛感する。2014～2019年まで法政大学教授。

著書に、『子どもが増えた！ 人口増・税収増の自治体経営』（泉房穂氏との共著、光文社新書、2019年）、『「なんとかする」子どもの貧困』（角川新書、2017年）、『ヒーローを待っていても世界は変わらない』（朝日新聞出版、2012年）、『反貧困』（岩波新書、2008年、第8回大佛次郎論壇賞、第14回平和・協同ジャーナリスト基金賞受賞）、『貧困についてとことん考えてみた』（茂木健一郎と共著、NHK出版、2010年）など多数。

会場 蘇我コミュニティセンター
(千葉県千葉市中央区今井1丁目14 43)

定員 300 名様
事前お申込が必要です

<お申し込み>

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
〒169-0072東京都新宿区大久保2-4-15サンライズ新宿3F
事務局長 行岡みち子 担当 平本、倉岡
TEL: 03-3232-6131 (直通) 092-481-6873
FAX: 092-481-7886 Mail: info@minna-tunagaru.jp

<企画に関するお問い合わせ>

NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば
Mail info@uwnchiba.net
TEL 043-306-2564 担当: 平田・鈴木

分科会1

困難事例考えよう

日々の支援の中で壁にぶつかること、支援の限界を感じることもあるかと思えます。グループに分かれて少人数で困難事例についてケース検討をします。(グループワーク)

分科会2

災害から見える地域の孤立と困窮

ここ数年、様々な地域が何らかの被災地になっている現状があります。災害を受けることで、あぶりだされた孤立と貧困を考えます。(報告&意見交換・質疑)

分科会3 主任の部屋

制度施行5年を経過し、相談内容はますます複雑化しています。職員のスキル向上や人員確保、マネジメントなど主任の業務は孤立していないでしょうか。主任同士の交流や情報交換の場としますので、参加者は主任限定とします。(比較的少人数でのQ&A)

分科会4 行政職員の部屋

生活困窮者事業は、市町村の独自性も発揮でき、直営、委託等と形態についても選択肢がある事業です。行政職員向けの企画として、厚生労働省、県市町村の行政職員での討議、意見交換を通して、この制度について深めます。(報告&意見交換・質疑)

<プログラムのご案内>

11:30~12:30	受付
12:30~14:30	分科会1~4 ※詳細は上図をご覧ください。
14:30~14:50	休憩
14:50~16:30	【シンポジウム】湯浅誠さんをコーディネーターとしてお招きして… ・コーディネーターより問題提起 ・分科会報告 ・ディスカッション
16:30	閉会

※17:00より蘇我駅近辺で大懇親会を開催します。ふるってご参加ください！（参加費3500円程度を予定）

【会場のご案内】

<千葉市中央区蘇我コミュニティセンター>
〒260-0834 千葉県千葉市中央区今井1丁目14-43

○電車でお越しの方：
JR内房線・外房線、京葉線「蘇我」駅西口より徒歩5分
改札を出て右へ。階段を下り、まっすぐ線路沿いにお進みください。

みなさまのお越しをお待ちしております！



③ 東海・北陸ブロック研修チラシ

主催 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
後援 愛知県

(厚生労働省委託事業)

生活困窮者自立支援における 東海・北陸ブロック研修

生活困窮者自立支援制度に携わる行政職員・支援員が都道府県を超え、ブロック単位で支援のノウハウや特色ある取り組み等の情報を交換したり学び合ったりしながら、支援員同士の交流等を図ります。

東海・北陸ブロックでは、「関係機関との連携」について学び合います。

第一部

13:05~14:05 講演

「地域共生社会と生活困窮者自立支援」

講師

日本福祉大学
副学長
教授 原田 正樹 氏



日時

令和2年1月24日(金)

13:00~16:30

定員100名 受講料無料

第二部

14:15~15:00 実践報告

「包括的支援体制の構築に向けて
～地域とつながるソーシャルワーク実践～」

講師

藤沢市 福祉健康部長
片山 睦彦 氏



会場

ウインクあいち

901大会議室

(愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-3
JR名古屋駅から徒歩5分です。)

第三部

15:10~16:25

グループディスカッション、まとめ
コーディネーター
上記登壇者



お申込みお問い合わせ

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
〒169-0072東京都新宿区大久保2-4-15サンライズ新宿3F
事務局長 行岡みち子 担当 平本、倉岡
TEL : 03-3232-6131 (直通) 092-481-6873

Mail : info@minna-tunagaru.jp

④ 近畿ブロック研修チラシ

主催 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
共催 滋賀県

(厚生労働省委託事業)

生活困窮者自立支援における 近畿ブロック研修

生活困窮者自立支援制度に携わる行政職員・支援員が都道府県を超え、ブロック単位で支援のノウハウや特色ある取り組み等の情報を交換したり学び合ったりしながら、支援員同士の交流等を図ります。

近畿ブロックでは、「ひきこもり支援」と「ゲームを通じたチーム力」を学びます。

午前の部

10:35～12:00

「ひきこもり支援を考える
～福祉以上就労未満の若者たち～」

講師

NPO法人パノラマ
代表理事
石井 正宏 氏



午後の部

13:00～16:25

「ゲームを通じて“チーム力”等を学ぶ」

講師

九州大学
客員准教授
加留部 貴行 氏



日時

令和2年 2月18日(火)

10:30～16:30

定員 AM200名 PM100名
受講料無料

会場

野洲文化小劇場

(滋賀県野洲市小篠原2142)

JR琵琶湖線 野洲駅下車 徒歩3分です。



お問い合わせ

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
〒169-0072東京都新宿区大久保2-4-15サンライズ新宿3F
事務局長 行岡みち子 担当 平本、倉岡
TEL : 03-3232-6131 (直通) 092-481-6873
FAX : 092-481-7886 Mail : info@minna-tunagaru.jp

主催 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
後援 岡山県

(厚生労働省委託事業)

生活困窮者自立支援における 中国・四国ブロック研修

生活困窮者自立支援制度に携わる行政職員・支援員が都道府県を超えブロック単位で一堂に会し、支援のノウハウや特色ある取り組み等の情報を交換したり学び合ったりしながら、支援員同士の交流等を図ります。中国・四国ブロックでは「困窮者支援におけるひきこもり支援」について学び合います。

第一部

13:05~13:35

「当事者家族からの提言」

講師

KHJ 全国ひきこもり
家族会連合会理事
NPO法人てくてく理事長
山本 洋見 氏



日時

令和2年1月31日(金)

13:00~16:30

定員100名 受講料無料

第二部

13:35~14:05

「ひきこもり支援とユニバーサル
就労(就労準備支援)」

講師

ユニバーサル
就労ネットワークちば
副理事長 平田 智子 氏



会場

岡山コンベンションセンター(マ
カリフォーラム) レセプションホール
(岡山県岡山市北区駅元町14番1号)
JR岡山駅から徒歩5分です。

第三部

14:15~14:45

「8050問題の実態と
社会的孤立防止の推進」

講師

愛知教育大学
大学院教育実践研究科
准教授 川北 稔 氏



第四部

14:45~16:25

グループディスカッション、まとめ

講師

上記登壇者



お申込みお問い合わせ

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
〒169-0072東京都新宿区大久保2-4-15サンライズ新宿3F

事務局長 行岡みち子 担当 平本、倉岡

TEL : 03-3232-6131 (直通) 092-481-6873

Mail : info@minna-tunagaru.jp

主催 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
後援 福岡県

(厚生労働省委託事業)

生活困窮者自立支援における 九州・沖縄ブロック研修

生活困窮者自立支援制度に携わる行政職員・支援員が都道府県を超え、ブロック単位で支援のノウハウや特色ある取り組み等の情報を交換したり学び合ったりしながら、支援員同士の交流等を図ります。

九州・沖縄ブロックでは、これからの困窮者支援に求められること、生きづらさを抱えた人への支援について学び合います。

第一部

13:10~14:00

「これからの生活困窮者支援に求められること」

講師

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室
地域共生社会推進室
室長 吉田 昌司 氏



日時

令和2年2月8日(土)

13:00~17:00

定員280名 受講料無料

第二部

14:10~15:30

「さまざまな生きづらさを抱えた人への支援にあたって～基本スキル、視点について」

講師

市川市生活サポート
センターそら
主任相談支援員
朝比奈 ミカ 氏



会場

福岡市 九州ビル 9階
大ホール

(福岡市博多区博多駅南1丁目8-31)
JR博多駅から徒歩6分です。

第三部

15:45~16:55

パネルディスカッション

パネラー

上記登壇者、支援員等



お申込みお問い合わせ

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3F
事務局長 行岡みち子 担当 平本、倉岡
TEL: 03-3232-6131 (直通) 092-481-6873

Mail: info@minna-tunagaru.jp

生活困窮者自立支援全国研究交流大会
事業詳細

3. 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

本事業については、別冊「第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会報告書」「第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会当日資料」を事業報告書とする。ただし、別冊にて報告していない項目について、以下に報告する。

3-1 目的

平成27年度の生活困窮者自立支援制度施行から4年が経過し、多様な困難を抱えた人々を支え、社会につなげることに一定の役割を果たすことができてきた。生活に困窮する人々が深刻な状態に陥らないための予防的な支援効果が着実に現れてきている。

その一方で支援が届かない困窮者が存在し、支援につながっても住んでいる地域によって十分な支援ができず、困窮から脱することができない人々も存在している。包括的な生活困窮者支援を的確に行うための支援体系の構築は地域によってばらつきがあり、それが支援実績にも投影されている。先進的に取り組む自治体と取り組みが脆弱な自治体の差を埋めていくことが必要と考える。

施行3年後の見直しを経て、生活困窮者自立支援制度が全国各地でどのように定着していくのかが問われる段階に入ってきた。それを実現していくためには、生活困窮者自立支援制度の枠に留まらず、各地にあるさまざまな支援機関や支援の実践者、社会資源とつながっていくことも必要と考える。

全国研究交流大会は今年6回目を迎えるが、これまで5回開催した中で、参加者からは全国の困窮者支援に携わる行政職員や支援員、学識者等、1000人を超える関係者が一堂に会し、制度の理念を再確認し、各地の先進事例に触れ、現場の実践報告を聞き、それぞれの事業や取り組みについて分科会の場で理解を深めることができることはとても有意義であるという評価を得ている。加えて、支援をしていく中で壁にぶつかり、孤立するなど様々な困難を抱える支援員同士が共感し、励まし合うことができ、明日の支援への活力を得る貴重な場となっているという声が多数聞かれている。

全国研究交流大会の開催は、参加者が制度の理念を確認し合い、支援に携わる人々のつながりを確かめあい、それぞれの課題の解決や有効な支援の実践につなげていくことを目的とする。

3-2 企画立案・実施の流れ

(1) 開催地・実施日程・会場の決定

開催2年前より、当ネットワークの理事会等で協議し、東北福祉大学に会場提供を快諾いただき、宮城県仙台市の東北福祉大学国見キャンパス（1日目全体会）・ステーションキャンパス（2日目分科会）で開催することを確認していた。

しかし、日程については、11月の2週目の週末で定例化していたが、同日大きな国際会議が開催されることが判明し、1週間前倒しの11月3日（日）・4日（月）に変更した。参加者数目標を1000人と定めた。

(2) 実行委員会・現地実行委員会

全体の企画内容については、実行委員会で検討・確認を進めていった。会議には、当

ネットワーク役員と厚生労働省より生活困窮者自立支援室長はじめご担当者に参加いただいた。（日程は、2－3スケジュール参照）

現地実行委員会は2つの分科会を担当し、オプションツアーを含めて開催に関わる事項を含めて、月1回の頻度で現地実行委員会を開催した。

（3）企画の決定

5月14日の実行委員会で、1日目全体会と2日目分科会の企画概要を検討・確認した。全体会では、今年度は地域共生社会へ向けての取り組みを含む困窮者支援となるよう視野を広げるために、「自殺対策」「地域づくり」「女性支援」「刑余者支援」の分野のトップランナーからの提言、その後のシンポジウムを企画することを確認した。

分科会については、現地実行委員会で2分科会担当し、8分科会については、当ネットワーク理事が分担して担当することを確認した。

○現地オプションツアー（委託事業外）

11月2日（土）13：00～17：00

現地実行委員会で、震災遺構をバスで巡るツアーを企画。

見学地：震災遺構 仙台市立荒浜小学校→震災遺構 仙台市荒浜地区住宅基礎／鎮魂のモニュメント「荒浜記憶の鐘」→アンダンチ（医、食、住と学びの多世代複合施設）

○前夜祭（委託事業外）

11月2日（土）18：00～20：30（於アパホテルTKP仙台駅北）

講演「みんなが動き始めた！広がる困窮者支援の輪」

講師：村木厚子（元厚生労働省事務次官・全国ネットワーク顧問）

○全体会

11月3日（日）12：00～18：00（於東北福祉大学国見キャンパス）

開会 主催者あいさつ、来賓あいさつ

提言「自死予防」清水康之氏(NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク代表)

「共生のまち創り」大原裕介氏(社会福祉法人ゆうゆうく北海道石狩郡＞理事長)

「女性による女性支援」橘ジュン氏(NPO 法人 BOND プロジェクト代表)

「刑余者支援」「伊豆丸剛史氏（長崎県地域生活定着支援センター所長）

シンポジウム「生活困窮者自立支援法制度で誰かに支援は届いているか」

国会議員からのエール

○分科会

11月4日（月）9：30～11：30 12：30～14：00

分科会1（午前）

困難にある人が「ともに働く」地域づくり～地域共生社会を展望して」

分科会2（午後）

相談支援の受発注をめぐる契約制度を問い直す～事業評価と事業所の「社会的価値」を反映した契約にするために～

分科会3（午前）

包括的支援体制の構築をめざした地域福祉計画～新たな自治体の役割～

分科会4（午前・午後）

「生活困窮者自立支援事業が担う「協働の中核」

分科会5（午前・午後）現地企画①

平時の地域づくりは被災者も支える～災害ケースマネジメントと生活困窮者自立支援～

分科会 6（午前・午後）現地企画②

「宮城の子ども・若者支援の今」～支援に繋がらない声なき声につながるための宮城県内の多様な取り組み～

分科会 7（午前・午後）

「孤立大国ニッポン」における子ども・若者支援の行方

分科会 8（午前・午後）

住まいがなくては始まらない—総合力としての居住支援

分科会 9（午前・午後）

「家計改善支援の力で 100 人に 100 通りの生活再生を！！」

分科会 10（午前・午後）

続々・地域力「社会的孤立を生まない、住民の主体的な地域づくり」

閉会「振り返りと展望」

(4) 開催要項作成・告知・参加集約

○開催要項の作成

企画と各登壇者の確定を受けて、それぞれの登壇者・担当者からの原稿を編集し、大会の開催要項を 20000 部作成した。（開催要項は、別冊「第 6 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会報告書」に掲載）

○告知

当ネットワークホームページ、今年度開設した情報共有サイトへチラシを掲載して、日時場所と告知。開催要項完成後ただちに、開催要項と申込書を掲載。

開催要項は全国の都道府県・市町村と社会福祉協議会へ送付。

当ネットワーク役員より、各エリアの関係者に手渡しで配布した。

○参加集約

申込書は、参加申し込みのとりまとめを委託した旅行代理店のファックスで受付、もれなく申し込みを受け付けるために専用電話で確認する申し込み方法とした。申込書はホームページと情報サイトからダウンロードできるようにした。

(5) 当日資料作成

登壇者の講演資料や報告事例等の原稿を取りまとめて編集し、当日資料を 1200 部作成した。（当日資料は別冊「第 6 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会当日資料」参照。）

(6) 当日の運営

大会実行委員会が中心となって、現地実行委員会や当日スタッフの協力も得て、当日の会場の設営から受付、誘導、会場の運営にあたるまで、大会全般の進行を担い、大会がスムーズに進行するように動いた。

写真撮影、ビデオ撮影も行った。

(7) 速報の発行

当日の様子をタイムリーにまとめて、翌朝までに速報として作成し、参加者に配布した。（速報は、別冊「第 6 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会報告書」に掲載）

速報 1 号 11 月 3 日（日）11:00 発行

速報 2 号 11 月 3 日（日）18:00 発行

- 速報3号 11月4日(月) 9:00 発行
- 速報4号 11月4日(月) 15:00 発行
- 速報5号 令和2年2月に発行し、当ネットワークのホームページ及び情報共有サイトに掲載した。

(8) アンケートの実施

事後評価して今後の取り組みに活用する目的でアンケートを作成し、当日資料と一緒に配布し、大会終了時に回収した。

アンケートでは、各企画内容・大会運営等へ5段階で評価をしてもらい、今後の取り組みの参考となるように自由記入欄も設けた。

334枚のアンケートが提出され、分析を行い、実行委員会で報告・検討した。

(アンケート結果は、別冊「第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会報告書」に掲載)

(9) 事後評価と今後へ向けて

11月4日(月) 大会終了後に実行委員会にて振り返りを行った。

後日アンケート結果について実行委員会メンバーで共有し、次年度に活かす事項について確認した。

3-3 スケジュール

- 6月11日(火) 厚労省より選定通知
- 6月17日(月) 事務局打合せ
- 6月21日(金) 事務局打合せ
- 6月26日(水) 現地実行委員会
- 6月27日(木) 委託契約成立
- 7月2日(火) 全国研究交流大会実行委員会、理事会
- 7月19日(金) 事務局打合せ
- 7月22日(月) 現地実行委員会
- 8月1日(木) 事務局打合せ
- 8月19日(月) 事務局打合せ
- 8月26日(月) 開催要項完成
開催要項を当ネットワークホームページ、困窮者支援情報共有サイトにアップ
開催要項アップについて都道府県にメールで案内
開催要項アップについて当ネットワーク会員へメルマガ配信
- 8月28日(水) 現地実行委員会
- 9月2日(月) 事務局打合せ
- 9月4日(水) 厚生労働省との打合せ、全国研究交流大会実行委員会、理事会
- 9月14日(土) 事務局打合せ、開催要項完成
- 9月16日(月) 全国大会会場下見・打合せ
- 9月19日(木) 現地実行委員会
- 9月20日(金) 全国の自治体と社会福祉協議会へ開催要項送付
当ネットワーク会員へ開催要項送付

- 9月24日(火) 登壇依頼のために登壇者訪問
- 10月1日(火) 登壇依頼のために登壇者訪問
- 10月7日(月) 全国研究交流大会実行委員会、理事会
- 10月8日(火) 厚生労働省との打合せ
- 10月9日(水) 登壇依頼のために登壇者訪問
- 10月10日(木) 登壇依頼書・提出書類等を郵送、当日資料完成
- 11月1日(金) 開催地自治体訪問
- 11月2日(土) オプショナルツアー実施
- 11月3日(日) 第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会前夜祭開催
- 11月4日(月) 第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会(全体会)開催
速報1・2号発行
- 12月25日(水) アンケート集計・分析

令和2年

- 2月 速報5号発行
- 3月 第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会報告書完成
事業実績報告書、電子データ提出、情報共有サイトアップ

3-4 事業運営・実施体制

